

高松市の都市計画



高松市都市整備局都市計画課

令和7年9月

は じ め に

本市におきましては、平成 16 年度の線引き制度の廃止後、旧市街化調整区域へ居住・商業施設等の立地が進展し、田園地帯である郊外部での宅地化が進んでいます。こうした低密度な市街地が広がる拡散型の都市構造が形成されることは、車への依存による環境負荷の増加や中心市街地の空洞化を始め、地域全体としての魅力や活力が低下していくことが予想されます。

このような状況を踏まえ、20 年 12 月に策定した「都市計画マスタープラン」に基づき、総合センター・支所や鉄道駅周辺などの集約拠点への都市機能の集積と、市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、そして人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市「多核連携型コンパクト・エコシティ」の推進に取り組むこととし、郊外部の土地利用規制の見直しを柱とする新たな都市計画制度を、23 年 12 月 1 日に施行しました。

また、美しいまちづくりの実現を図るため、都市景観と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、21 年 12 月に「美しいまちづくり条例」を制定し、その施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、23 年 3 月に「美しいまちづくり基本計画」を策定しました。

その後、上位計画である「高松広域都市計画区域マスタープラン」の改定や「第 7 次高松市総合計画」の策定、また、地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通網形成計画」の制度化等により、本市の目指す公共交通を基軸とした集約型都市（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築と安全・安心のまちづくりに向け、住民の理解と協働の下でさらに展開すべく、令和 7 年 6 月に「都市計画マスタープラン」を改定しました。

また、26 年 8 月に「都市再生特別措置法」が改正され、市町村が実施レベルの具体的な施策を定める立地適正化計画制度が創設されたのを受け、将来にわたり、都市の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能を確保し、市民が安心して暮らし続けられるよう、30 年 3 月に「高松市立地適正化計画」を策定しました。

今後は、本市の将来都市像である、「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」の実現に向け、それぞれの地域の特性を活かした、都市的利便性と自然的環境が享受できる、本市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める中で、人口減少社会にあっても、人とまちが活気にあふれ、全ての人が心豊かに暮らせるまちを実現し、魅力ある都市づくりを進めていきます。

本書は、都市計画について、より理解を深めていただくため、制度のあらまし、本市の都市計画の内容を紹介したものであり、広く皆様に御活用いただければ幸いです。

令和 7 年 9 月

高松市都市整備局都市計画課

◆目 次◆

第 1 章 高松市の概要 (p1～p6)

第1節	沿革	2
第2節	位置・地勢	2
第3節	気候	2
第4節	市域の変遷	3
第5節	人口	4
第6節	産業	6
第7節	土地利用	6

第 2 章 都市計画制度の概要 (p7～p16)

第1節	都市計画法の目的と基本理念	8
第2節	都市計画の内容	9
第3節	都市計画の決定手続	12
1	都市計画の決定権者	12
2	県が定める都市計画の決定手続	14
3	市が定める都市計画の決定手続	14
第4節	都市計画制限	15
第5節	都市計画事業	16

第 3 章 高松市の都市計画 (p17～p69)

第1節	都市計画に関するマスタープラン	18
1	高松広域都市計画区域マスタープラン	18
2	高松市都市計画マスタープラン	25
第2節	都市計画制度の見直し	33
第3節	都市計画区域	35
第4節	市街化区域と市街化調整区域	36
第5節	地域地区	37
1	用途地城	37
2	特別用途地区	43
3	特定用途制限地域	43
4	高度利用地区	44
5	都市再生特別地区	45
6	防火地域及び準防火地域	46
7	風致地区	46
8	駐車場整備地区	47
9	臨港地区	47

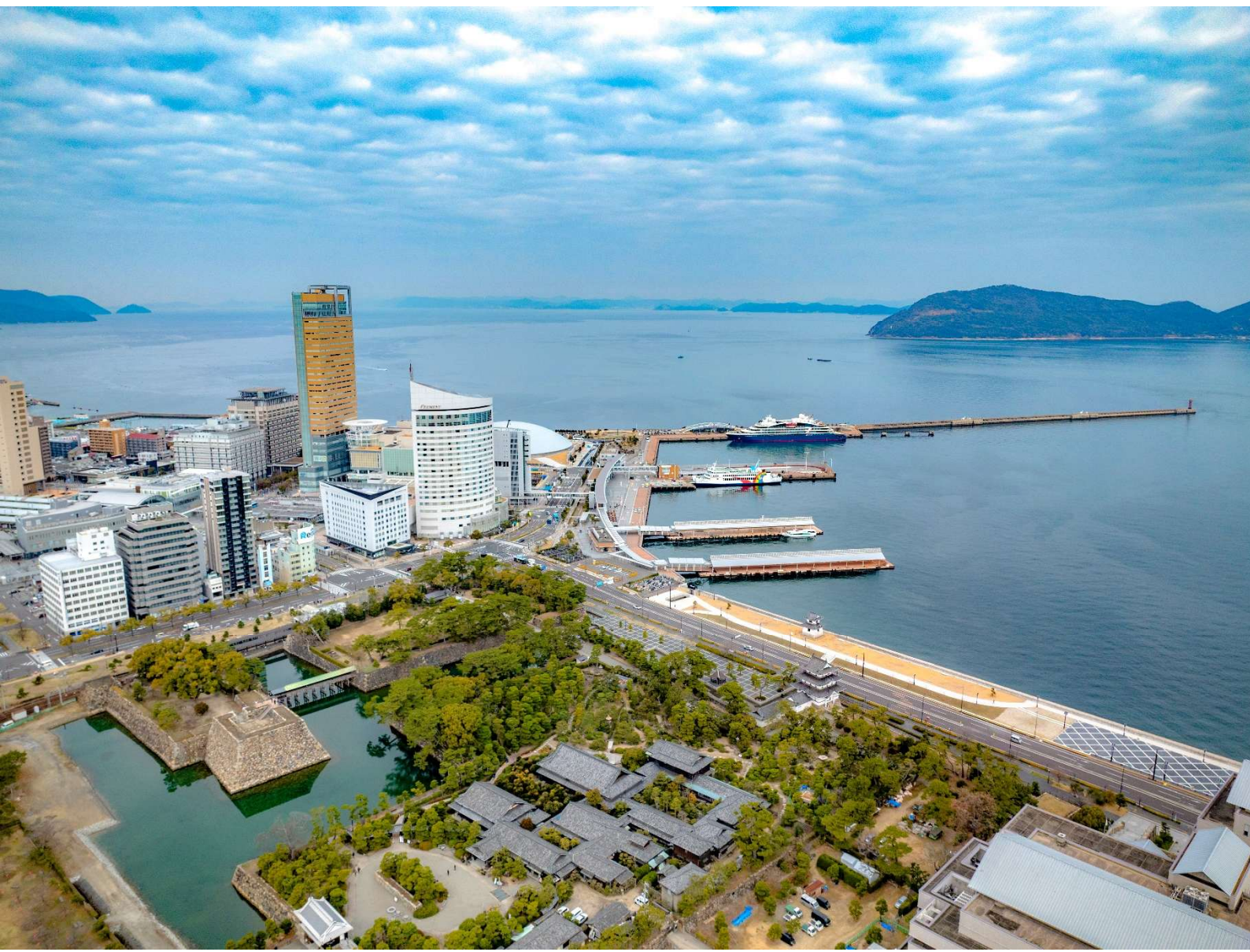
第6節	都市施設	48
1	交通施設	48
①	都市計画道路	48
②	駅前広場	50
③	都市高速鉄道	50
④	駐車場	51
⑤	自動車ターミナル	51
⑥	交通広場	51
2	公園・緑地等	52
①	公園	52
②	緑地	56
③	墓園	56
④	その他の公共空地	56
⑤	その他の都市公園	57
3	下水道	60
①	流域下水道	60
②	公共下水道	60
4	その他の都市施設	62
①	汚物処理場	62
②	ごみ焼却場	62
③	ごみ処理場	62
④	市場	62
⑤	と畜場	62
⑥	火葬場	62
⑦	社会福祉施設	63
第7節	市街地開発事業	64
1	土地区画整理事業	64
2	市街地再開発事業	66
第8節	地区計画等	67

第4章 その他（p70～p82）

第1節	高松港頭地区(サンポート高松)総合整備事業	71
第2節	都市再生緊急整備地域	73
第3節	美しいまちづくり	74
第4節	高松市立地適正化計画	76
第5節	都市計画審議会関係	78
1	高松市都市審議会条例	78
2	高松市計画審議会開催経緯	79

第1章

高松市の概要



第1節 沿革

「高松」は、鎌倉時代「大覚寺」の荘園となっところから開け始め、天正16年に豊臣秀吉の臣、生駒親正が玉藻浦に居城を築き、高松城と名づけたことがこの地名の由来といわれています。その後、寛永19年に松平頼重（水戸光圀の兄）が常陸の国からこの地に封ぜられ、城下町として発展するとともに、幕府の親藩として中四国一円の監察を託されていたところから、政治的にも重要な地位を占めていました。

明治維新を迎え、廃藩置県後、数回にわたる行政区画の変遷を経て香川県庁の所在地となり、明治23年2月15日に市制を施行し、全国40番目の市として高松市が誕生しました。その後も順調な進展を続けるとともに、隣接町村との合併も進み、昭和15年には面積53.02km²、人口11万余を擁する県都に発展しました。

昭和20年7月4日の戦災により、市街地の80%が焦土と化しましたが、市民の熱意と努力により復興事業は順調に進み、昭和25年には戦前を上回る市勢を回復しました。そして、昭和31年に隣接15か町村を、昭和41年に山田町を、平成17年に塩江町、平成18年に香川町、香南町、国分寺町、庵治町、牟礼町を合併して、現在では、面積375.67km²、人口約42万人となりました。

高松市は、恵まれた風土と地理的優位性を活かし、これまで四国の中枢管理都市として発展してきましたが、さらに、21世紀における環瀬戸内海圏の中核都市として一層の飛躍・発展を目指し、にぎわいと活力のある都市づくりを進めています。

第2節 位置・地勢

高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置し、広ぼうは東西約24km南北約36km、海岸線の延長が約115kmで、面積は香川県の総面積のほぼ20%にあたる375.67km²です。

地勢は、東に五剣山、西に五色台を擁し、南部に讃岐山脈を控え、なだらかに北に向かって傾斜し、広々とした讃岐平野が広がり、紫雲山を背景に市街地が海岸近くまで続いています。また、北は国立公園の瀬戸内海に面し、市街地東部には源平合戦の古戦場で有名な屋島が瀬戸内海に突きだし、海上約4kmには女木島、男木島をはじめとする島々が点在し、自然環境に富み、風光は極めて明媚です。

位置／東経134°02′、北緯34°20′



第3節 気候

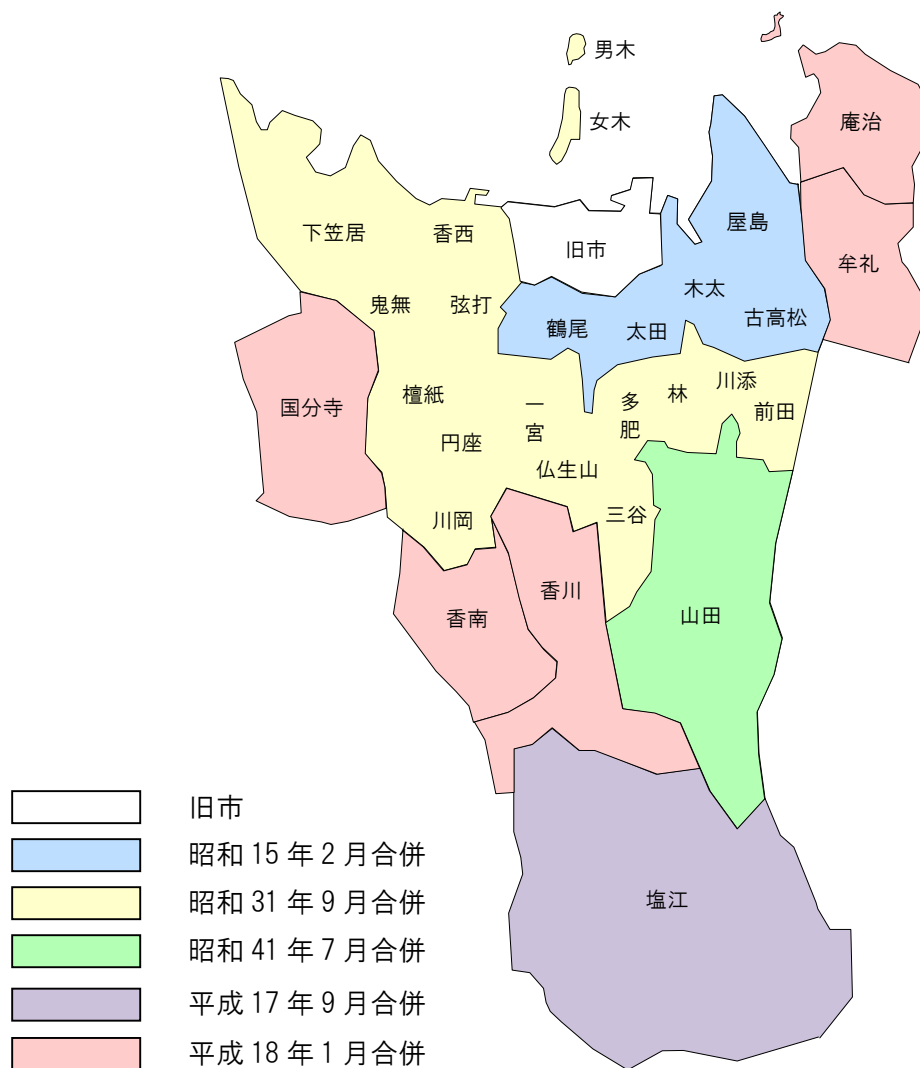
気候は、典型的な瀬戸内型気候区に属し、四国・中国山地などの地形にも作用され、年平均気温は16℃前後で、年間を通じて気温較差が小さく温暖な気候です。年間降水量は、1,000mm前後と少なく、これまで幾度として渇水に悩まされました。年間降水量の50%以上は、梅雨期と台風期に集中し、その他の月は極端に少なく、乾燥した晴天の日が続くのが特徴です。四季を通じて温暖で住みやすい所ですが、春から初夏にかけては、瀬戸内海特有の霧がよく発生します。

区 分	気 温 (℃)					平均湿度 (%)	平均雲量 (10分位)	降水日数 (1mm以上)	降水量 (mm)	日照時間 (h)
	平均	日最高平均	日最低平均	最高極値	最低極値					
昭和55年	14.7	18.9	10.5	34.4	-4.0	70	6.5	118	1,395.0	2,058.1
平成2年	16.8	21.0	12.6	37.5	-2.7	71	6.1	111	1,600.5	2,136.7
平成7年	16.0	20.4	10.7	37.5	-2.5	66	6.2	92	998.5	2,088.1
平成12年	16.7	21.2	12.7	37.6	-2.3	66	6.4	95	856.5	2,076.9
平成17年	16.6	21.3	12.0	36.5	-2.1	63	6.6	85	772.0	2,075.5
平成22年	17.0	21.2	13.2	36.8	-1.5	65	6.6	87	988.0	2,065.1
平成27年	16.9	21.1	13.1	36.5	-0.7	68	6.9	103	1,209.5	1,968.1
令和2年	17.4	21.7	13.5	38.3	-0.7	69	6.4	87	1,108.5	2,174.0

資料：高松地方気象台

第4節 市域の変遷

編入年月日	編入地域	累計面積(km ²)
M23. 2. 15	市制施行	2. 85
T 3. 5. 1	宮脇村を合併	5. 58
T10. 1. 1	東浜村を合併	7. 85
T10.11. 1	栗林村を合併	9. 79
S15. 2. 11	屋島町、古高松村、木太村、鷺田村、太田村を合併	53. 02
S29. 4. 1	一宮村の一部（境界変更）	53. 65
S31. 9. 30	前田村、川添村、林村、三谷村、多肥村、仏生山町、一宮村、円座村、檀紙村、川岡村、弦打村、上笠居村、香西町、下笠居村、雌雄島村を合併	150. 83
S33. 4. 1	香川町の一部（境界変更）	151. 63
S41. 7. 1	山田町を合併	193. 26
S58. 4. 1	綾南町の一部（境界変更）	194. 93
H 8.10. 22	国土地理院公表値に修正	194. 04
H17. 9. 26	塩江町と合併	274. 44
H18. 1. 10	香川町、香南町、国分寺町、庵治町、牟礼町と合併	375. 09
※公有水面埋立に伴う、市域の変遷は省略。		R7. 9. 1現在 375. 67



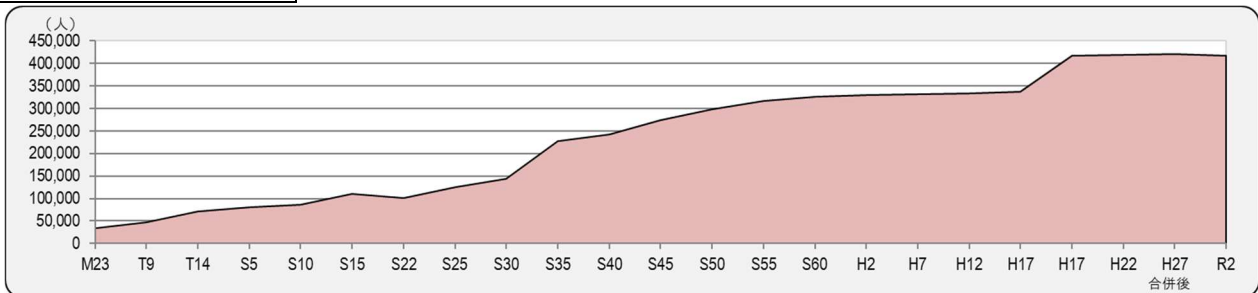
第5節 人口

高松市の総人口は、昭和51年に30万人を超え、順調に増加を続けてきましたが、ここ数年は出生率の低下、社会動態の停滞等により増加率は低水準で推移し、令和2年10月1日現在の人口は、417,496人です。年齢別人口構造は、40歳代、70歳代が多く、今後はさらに高齢化が進行するものと見込まれます。令和2年10月1日現在の世帯数は、187,511世帯で、1世帯当たりの人員は2.23人と核家族化・単独世帯化が進んでいます。

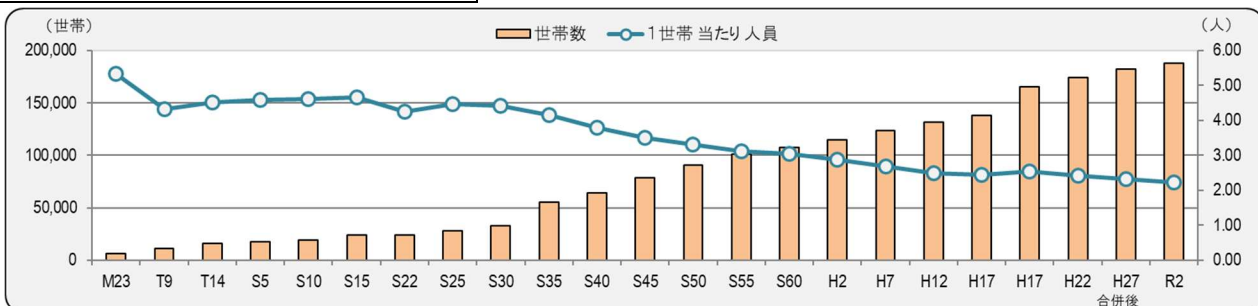
●国勢調査

年次	面積 (k㎡)	世帯数	一世帯 当たり 人員	人口(人)			人口密度 (人/k㎡)	適用
				総数	男	女		
明治23年	2.85	6,356	5.33	33,863	17,039	16,824	11,882	市制施行
大正9年	5.58	10,743	4.33	46,550	22,523	24,027	8,342	第1回国勢調査
大正14年	9.79	15,896	4.52	71,897	35,910	35,987	7,344	第2回国勢調査
昭和5年	10.01	17,449	4.58	79,906	40,014	39,892	7,983	第3回国勢調査
昭和10年	10.64	18,803	4.62	86,840	43,017	43,823	8,162	第4回国勢調査
昭和15年	53.02	23,801	4.67	111,207	53,967	57,240	2,097	第5回国勢調査
昭和22年	53.02	23,915	4.24	101,403	49,284	52,119	1,913	第6回国勢調査
昭和25年	53.67	27,846	4.47	124,545	60,426	64,119	2,321	第7回国勢調査
昭和30年	53.88	32,773	4.42	144,812	69,890	74,922	2,688	第8回国勢調査
昭和35年	151.61	54,876	4.16	228,172	109,638	118,534	1,505	第9回国勢調査
昭和40年	152.40	64,393	3.78	243,444	116,796	126,648	1,597	第10回国勢調査
昭和45年	194.34	78,565	3.49	274,367	131,304	143,063	1,412	第11回国勢調査
昭和50年	194.46	90,627	3.30	298,999	144,365	154,634	1,538	第12回国勢調査
昭和55年	194.91	101,378	3.12	316,661	153,397	163,264	1,625	第13回国勢調査
昭和60年	194.94	107,356	3.05	326,999	158,279	168,720	1,677	第14回国勢調査
平成2年	194.03	114,809	2.87	329,684	159,311	170,373	1,699	第15回国勢調査
平成7年	194.04	123,457	2.68	331,004	160,451	170,553	1,706	第16回国勢調査
平成12年	194.33	131,370	2.50	332,865	161,378	171,487	1,713	第17回国勢調査
平成17年	274.44	137,944	2.45	337,902	163,509	174,393	1,231	第18回国勢調査
	375.05	165,275	2.53	418,125	201,717	216,408	1,115	合併後参考値
平成22年	375.12	174,278	2.41	419,429	203,312	216,117	1,118	第19回国勢調査
平成27年	375.41	182,047	2.31	420,748	205,049	215,699	1,121	第20回国勢調査
令和2年	375.42	187,511	2.23	417,496	202,029	215,467	1,112	第21回国勢調査

●高松市の人口の推移

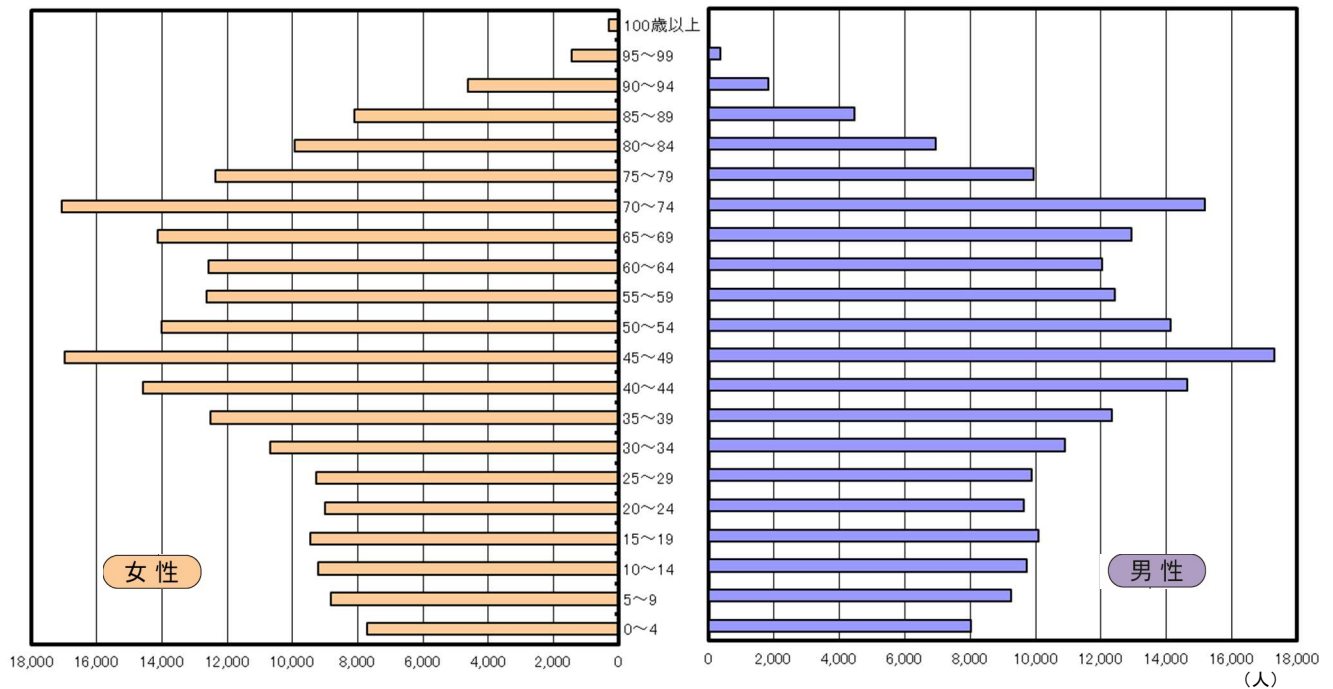


●1世帯当たりの人員と世帯数の推移



●年齢別男女別人口

(令和2年国勢調査)



●人口集中地区の推移

年 度	面積 (k m ²)	人 口	人口密度 (人/k m ²)
昭和45年	26.0	170,937	6,574.0
昭和50年	29.4	179,426	6,102.9
昭和55年	35.4	204,433	5,774.9
昭和60年	36.5	212,352	5,817.9
平成 2年	39.8	222,531	5,591.2
平成 7年	40.5	220,304	5,439.6
平成12年	40.81	217,410	5,327.4
平成17年	40.19	213,792	5,319.6
平成22年	40.88	212,803	5,205.6
平成27年	41.04	212,897	5,187.5
令和2年	42.06	213,549	5,077.2

※面積は平成12年から小数点2位まで発表。

●〈参考〉令和2年国勢調査人口

市 町 名	面積 (k m ²)	世帯数	一世帯当 たり人員	人 口 (人)			人口密度 (人/k m ²)	適 用
				総数	男	女		
旧高松市	194.71	156,750	2.18	341,271	165,295	175,976	1,753	
香 川 町	27.33	8,808	2.49	21,965	10,576	11,389	804	
香 南 町	14.72	2,684	2.66	7,134	3,507	3,627	485	
国分寺町	26.25	9,617	2.47	23,788	11,509	12,279	906	
庵 治 町	15.83	1,856	2.47	4,592	2,192	2,400	290	
牟 礼 町	16.48	6,832	2.42	16,544	7,884	8,660	1,004	
塩 江 町	80.10	964	2.28	2,202	1,066	1,136	27	
計	375.42	187,511	2.23	417,496	202,029	215,467	1,112	

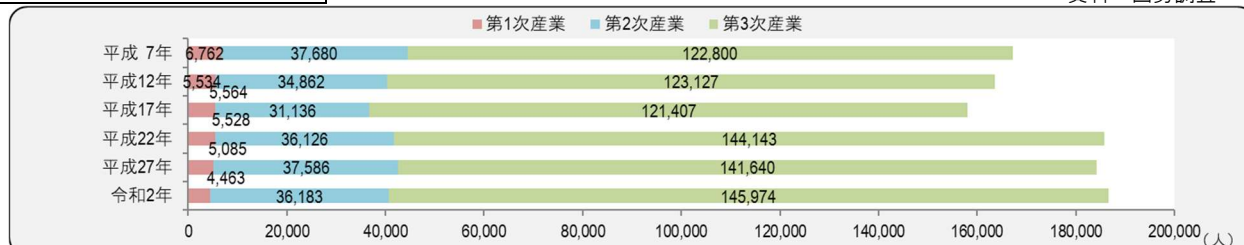
※上記表は、令和2年国勢調査時点の数値。令和7年9月1日現在は、公有水面の埋立等により合計面積は、375.67 km²となっている。

第6節 産業

産業別就業者数の割合を見ると、第1次産業は2.4%、第2次産業は19.4%、第3次産業は78.2%（いずれも令和2年国勢調査）で、第3次産業就業者が飛び抜けて高く、増加傾向にあり、商業都市としての発展が見られます。

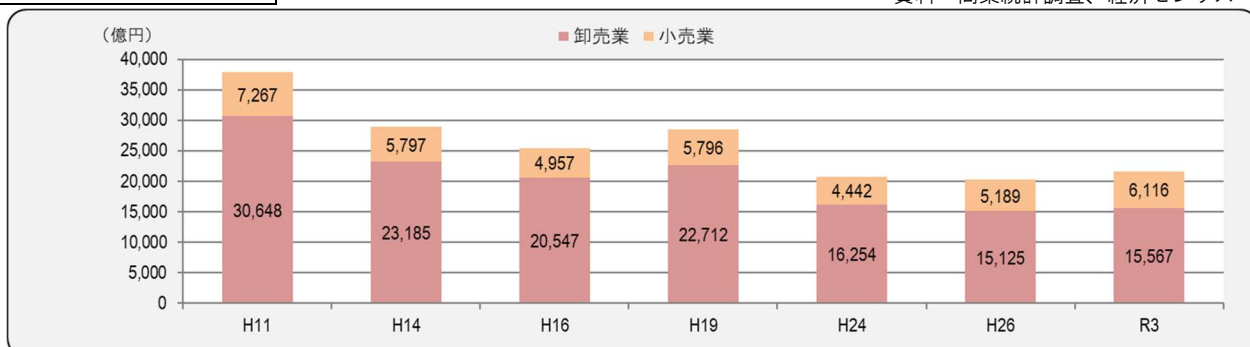
●産業別就業人口の推移

資料：国勢調査



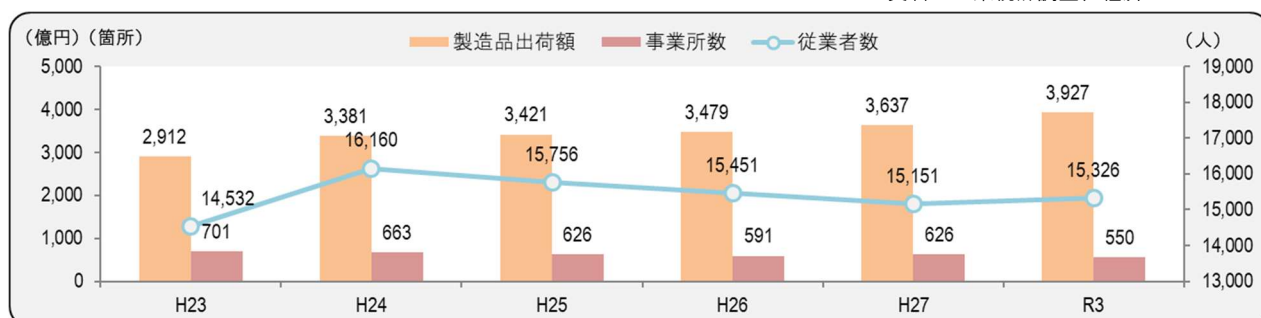
●商品販売額の推移

資料：商業統計調査、経済センサス



●事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

資料：工業統計調査、経済センサス



第7節 土地利用

●土地利用の推移

資料：庁内資料



第2章

都市計画制度の概要



第1節 都市計画の目的と基本理念

都市は、市民の生活の場であるとともに個人や企業の経済活動の場でもあり、そこに住み、活動する人々にとって、安全で快適、かつ機能的であることが求められています。

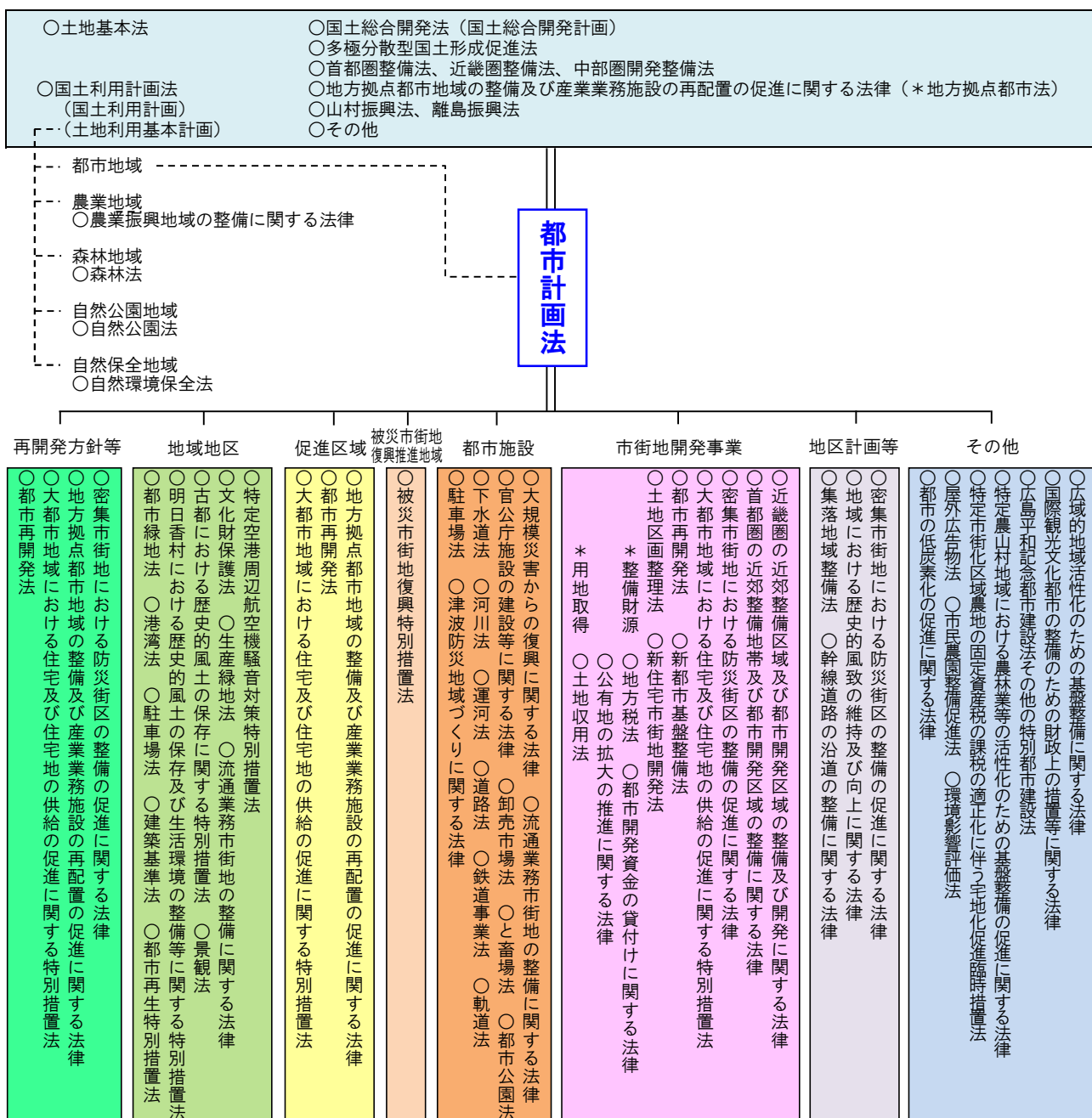
都市計画とは、このような都市づくりを計画的に誘導し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する総合的な計画です。

都市計画法では、その基本理念として、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を明記しています。

即ち、都市計画の内容は、宅地造成や建築物等の個々の活動の規制・誘導を通じて良好な市街地の形成を図るとともに、快適な生活が営まれるための道路、公園、下水道などの施設を計画的に整備するための総合プランです。都市計画を策定するに際しては、その性格上、農林漁業との調和を図ることに留意しなければなりません。

都市計画に関する法体系は、下図のように都市計画法を中心として上位計画に関する法律、土地利用に関する法律、都市施設に関する法律、市街地開発事業に関する法律等から構成されています。

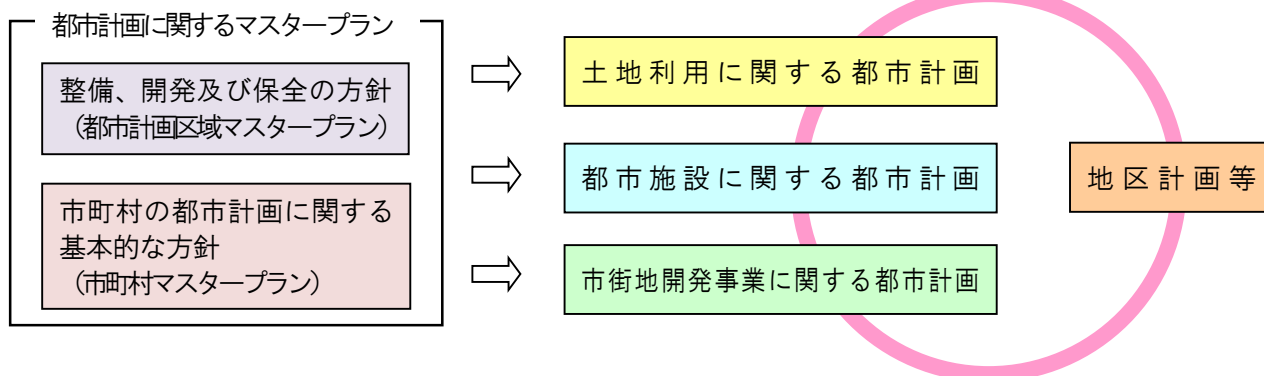
●都市計画関係法令体系



第2節 都市計画の内容

都市計画を大別すると、都市の長期的なビジョンを示すマスタープラン、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画、市街地開発事業等に関する計画、地区計画等があります。

●都市計画の体系



1. 都市計画に関するマスタープラン

都市計画に関するマスタープランには、都道府県が定める「**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）**」と市町村が定める「**市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）**」があります。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成12年の都市計画法の改正により拡充されたもので、都市計画区域ごとに、都市計画の目標や区域区分（線引き）の決定の有無、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めるものです。

また、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とは、平成4年の都市計画法改正により創設されたもので、都市の将来像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるものです。

2. 土地利用に関する計画

① 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）

区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域（すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）とに区分（いわゆる線引き）するものです。

従来は、原則として区域区分が義務付けられていましたが、平成12年の都市計画法の改正により、原則として選択制となり、区域区分をするか否かについて、都市計画区域を定めた都道府県が地域の実情を踏まえて「都市計画区域マスタープラン」の中で明記することになりました。

② 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分することにより、土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに合理的な利用あるいは保全を図るために定めるものです。地域地区が定められると、地域地区の種類に応じ、建築物の用途、形態、構造等に一定の制限がかかります。

③ 促進区域

促進区域は、土地所有者等による計画的な市街地開発を促進し、良好な土地利用を実現するために定めるものです。促進区域が定められると、土地所有者等に一定期間内に計画的市街地整備を行うことが義務づけられます。

3. 都市施設に関する計画

都市施設とは、道路、公園、下水道などの公共公益施設であり、私たちが安全で快適かつ機能的な都市生活を営む上で必要不可欠なものです。都市計画には、これらの都市施設のうち、必要なものを定めます。

4. 市街地開発事業等に関する計画

① 市街地開発事業

市街地開発事業とは、都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路や公園などの公共施設の整備に併せて良好な住環境や業務機能を確保するために、面的な広がりを持った区域で、総合的、一体的に行われる事業です。

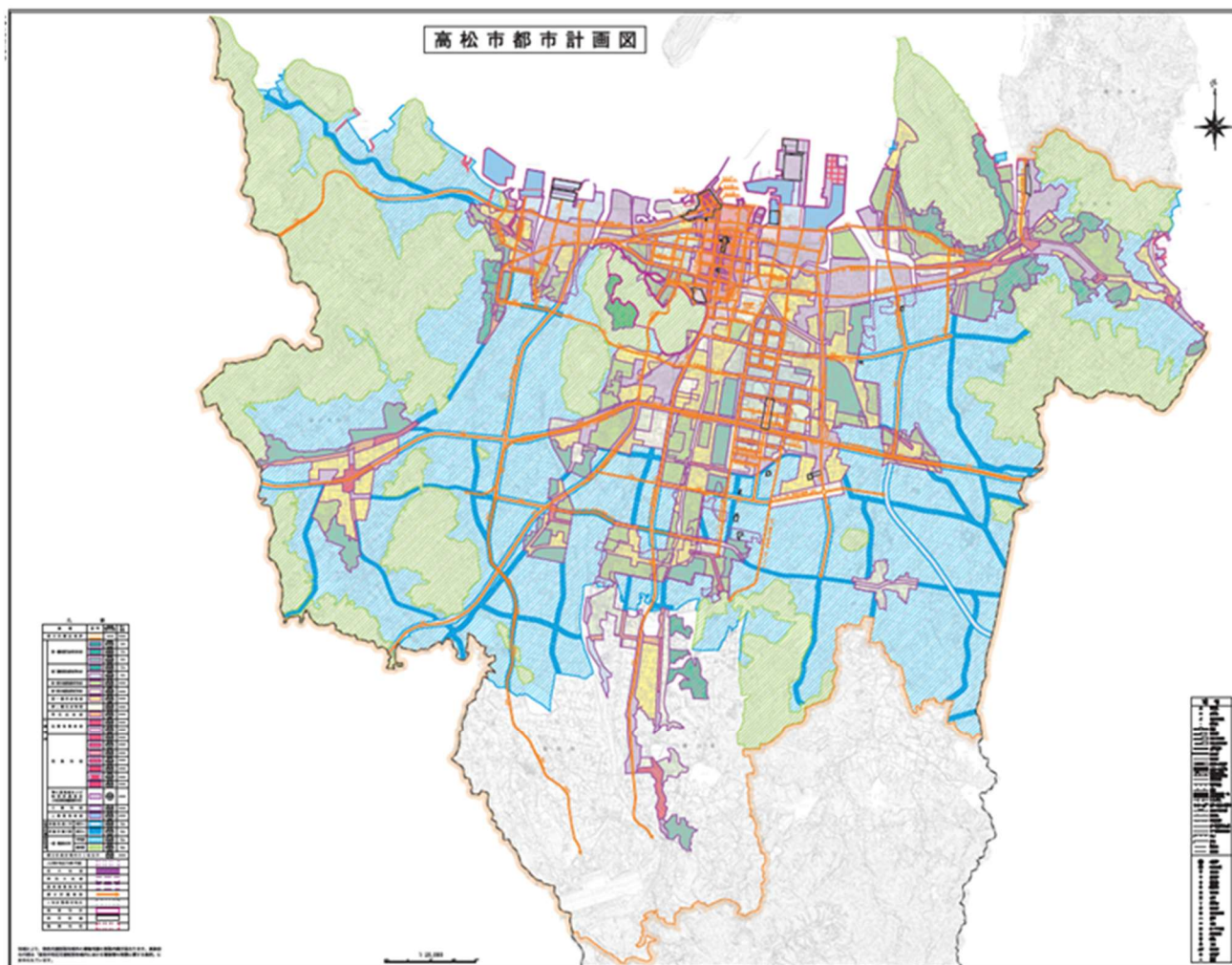
② 市街地開発事業等予定区域

市街地開発事業等予定区域とは、大規模な開発事業を実施する際、基本構想が定まってから、都市計画決定するための詳細計画が定まるまでの間、事業の障害となる乱開発や投機的な土地取引の進行を防止するため、事業の種類、名称、施行予定者、区域等の基本的な事項が明らかになった段階において、予定区域として都市計画を定めるものです。

5. 地区計画等

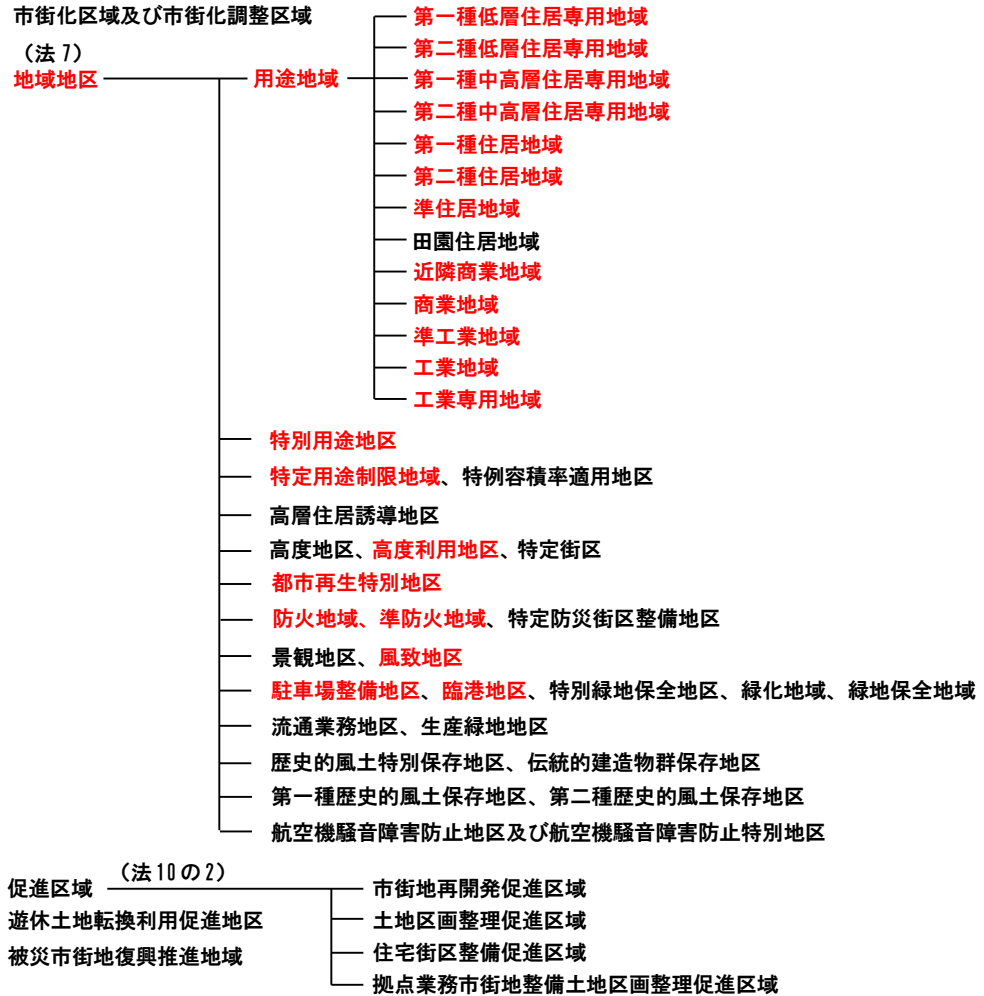
地区計画は、地区レベルでのまちづくり計画であり、ある一定のまとまりを持った地区を対象として、建築物の用途、形態等に関する制限や道路、公園等の地区施設の配置などについて、地区の特性に応じ、きめ細かく定めることができる計画です。

●都市計画図



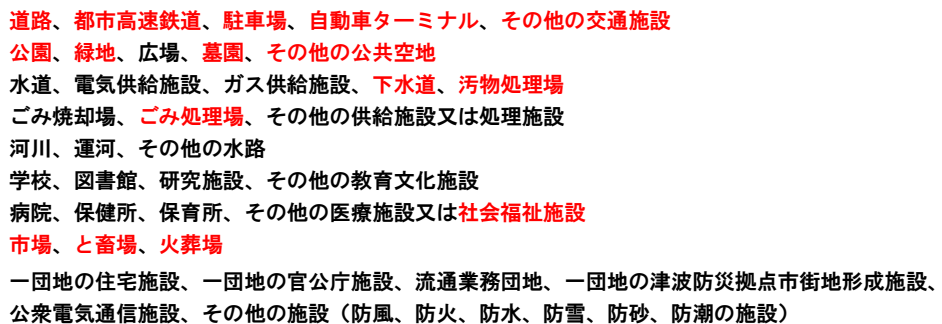
●都市計画の体系（都市計画の種類）

土 地 利 用

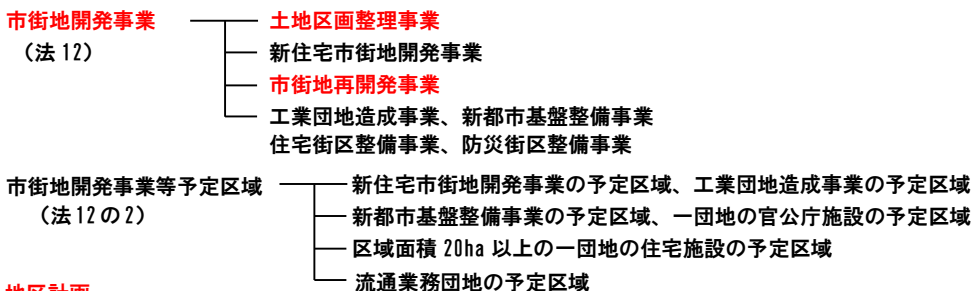


都 市 施 設

(法 11)

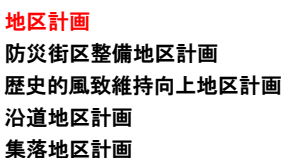


市 街 地 開 発 事 業



地 区 計 画 等

(法 12 の 4)



※赤書きは現在、高松市において決定されているもの

第3節 都市計画の決定手続

1. 都市計画の決定権者

都市計画は、都市の実態及び将来を見通し、現在及び将来における都市の機能を確保し、発展の方向を定めるものであり、「生活に身近なまちづくりの計画」から「広域的・根幹的な計画」までを一体的、総合的かつ即地的に定めるものであるため、その決定にあたっては、国、都道府県及び市町村が適切に役割分担して定める必要があります。都市計画の決定主体としては、市町村を中心的な主体としつつ、広域的な見地から定める必要のあるものや都市にとって根幹的な都市施設に関するものについては、都道府県が関係市町村の意見を聞き、一定の場合には、国土交通大臣の同意を得て定めることとされています。

●都市計画決定権者一覧（1/2）

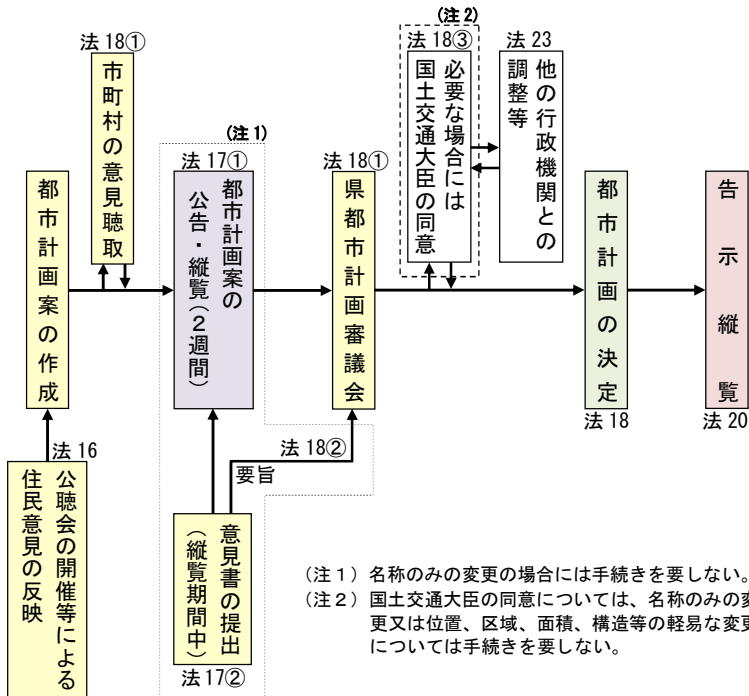
都市計画の種類		都道府県決定	市町村決定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法6の2）		○	
区域区分（法7）		○	
都市再開発の方針等（法7の2）		○	
地域区	用途地域		○
	特別用途地区		○
	特定用途制限地域		○
	特例容積率適用地区		○
	高層住居誘導地区		○
	高度地区		○
	高度利用地区		○
	特定街区		○
	都市再生特別地区	○	
	防火地域・準防火地域		○
	特定防災街区整備地区		○
	景観地区		○
	風致地区	2以上の市町村の区域にわたる10ha以上	その他
	駐車場整備地区		○
	臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾	その他
	歴史的風土特別保存地区	○	
	特別緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたる10ha以上	その他
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたる10ha以上	その他
	緑化地域		○
	流通業務地区	○	
	生産緑地地区		○
	伝統的建造物群保存地区		○
	航空機騒音障害防止地区	○	
	航空機騒音障害防止特別地区	○	
促進区域	市街地再開発促進区域		○
	土地区画整理促進区域		○
	住宅街区整備促進区域		○
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○
遊休土地転換利用促進地区			○
被災市街地復興推進地域			○

●都市計画決定権者一覧 (2/2)

都 市 計 画 の 種 類			都道府県決定	市町村決定
都 市 施 設	道 路	一般国道・都道府県道・自動車専用道路 その他の道路	○	○
	都市高速鉄道		○	
	駐車場			○
	自動車ターミナル			○
	空港		第1～3種	その他
	公園・緑地・広場・墓園		国又は県設置の10ha以上	その他
	その他公共空地			○
	水道		水道用水供給事業	その他
	電気・ガス供給施設			○
	下 水 道	公共下水道 流域下水道 その他	排水区域が2以上の市町村の区域 ○	その他 ○
市 街 地 開 発 事 業	汚物処理場・ごみ焼却場		産業廃棄物処理施設	その他
	地域冷暖房施設			○
	河川		一級・二級河川	準用河川
	運河		○	
	学校			○
	図書館・研究施設等			○
	病院・保育所等			○
	市場・と畜場・火葬場			○
	一団地の住宅施設・津波防災拠点市街地形成施設			○
	一団地の官公庁施設		○	
	流通業務団地		○	
	電気通信事業用施設			○
	防風・防火・防水・防雪・砂防・防潮施設			○
市 街 地 開 発 事 業	土地区画整理事業		国・都道府県が施行する50ha超	その他
	新住宅市街地開発事業		○	
	工業団地造成事業		○	
	市街地再開発事業		国・都道府県が施行する3ha超	その他
	新都市基盤整備事業			○
	住宅街区整備事業		国・都道府県が施行する20ha超	その他
	防災街区整備事業		国・都道府県が施行する3ha超	その他
市 街 地 開 発 事 業 予 定 区 域	新住宅市街地開発事業予定区域		○	
	工業団地造成事業予定区域		○	
	新都市基盤整備事業予定区域		○	
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域			○
	一団地の官公庁施設予定区域		○	
	流通業務団地予定区域		○	
地 区 計 画 等	地区計画			○
	防災街区整備地区計画			○
	歴史的風致維持向上地区計画			○
	沿道地区計画			○
	集落地区計画			○

2. 県が定める都市計画の決定手続

県は、原案をもとに、必要に応じて公聴会や説明会等を開催し、また、市の意見聴取、関係行政機関への協議等によって調整を行います。次に計画案の公告及び2週間の縦覧を行い、住民から案に対する意見書の提出があれば、その要旨と併せて計画案を県都市計画審議会に付議することとなっています。県都市計画審議会で承認された後、必要なものについては国土交通大臣の同意を得て、県が決定した旨を告示することによって、都市計画の効力が発生します。



*公聴会

都市計画の案の作成段階において住民の意見を反映するため、県や市が作成した都市計画の原案について、公開のもとで住民の意見を聴く場として必要に応じ開催されます。

*縦覧公告

都市計画の決定にあたっては、あらかじめ広く計画案の内容を住民及び利害関係人に知ってもらうとともに、その意見を反映するため計画案の縦覧が2週間行われます。

住民及び利害関係人は、その計画案について意見書を提出できます。

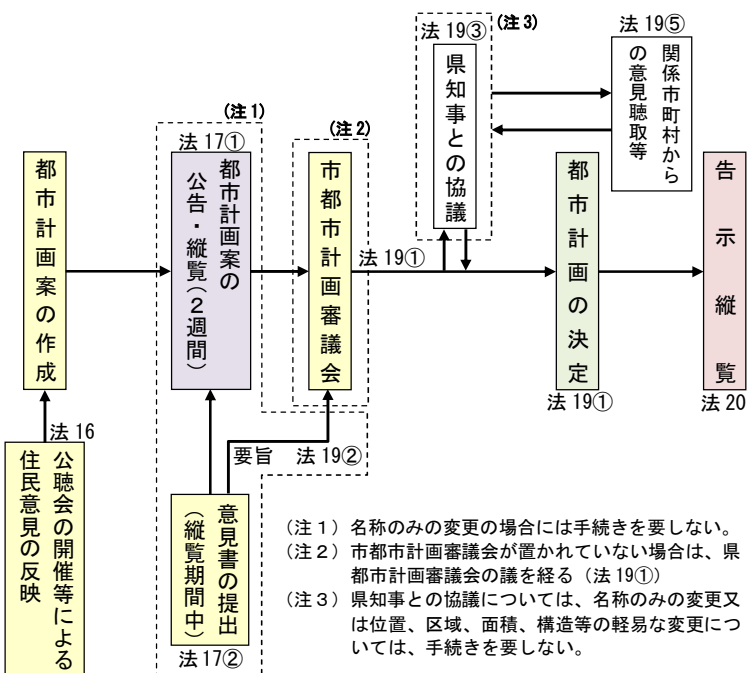
*香川県都市計画審議会

都市計画法第77条の規定に基づいて設置され、県が定める都市計画について調査審議するほか、県知事が必要と認める事項について調査審議することを目的としています。

審議会は県議会議員、学識経験者及び関係行政機関の職員等で構成されています。

3. 市が定める都市計画の決定手続

市は、原案を作成し、必要に応じて公聴会や説明会等を開催し、関係行政機関との調整を行います。次に、計画案の公告及び2週間の縦覧を行い、住民からの意見書の提出があれば、その要旨と併せて計画案を市都市計画審議会に付議することになっています。市都市計画審議会で承認された後、知事の同意を得て、市が決定した旨を告示することにより、都市計画の効力が発生します。



*高松市都市計画審議会

都市計画法第77条の2の規定に基づいて設置され、市が定める都市計画について調査審議するほか、県が定める都市計画に対する市の意見及び市長が必要と認める事項について調査審議することを目的としています。

審議会は市民、学識経験者及び市議会議員、関係行政機関の職員等で構成されています。

第4節 都市計画制限

都市計画制限とは、都市計画の実現を担保するため、都市計画が定められた土地の利用について適正な制限を加え、個別の開発や建築が都市計画の内容に沿うよう規制・誘導するものです。

1. 土地利用計画に係る都市計画制限

① 開発行為の制限（開発許可制度）

◆法4条12項

開発許可制度とは、無秩序な市街化の進行による都市環境の悪化を防ぐために、一定規模以上の宅地造成等の開発行為については原則として許可制にするという制度です。開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物（コンクリートプラント、ゴルフコース等）の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

◆法29条

高松市では、都市計画区域内の用途地域においては1,000㎡以上、用途白地地域においては700㎡以上、都市計画区域外においては10,000㎡以上の開発行為について、市長の許可が必要です。

◆法33条

許可にあたっては、開発行為に伴って必要な道路、排水施設等の公共施設の整備等、市街地として最低限必要な水準を確保するための技術基準により審査します。

② 地域地区の区域内における建築等の制限

用途地域等の地域地区が都市計画決定されると、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ及び構造等がそれぞれの地域地区の規制内容に適合していることが要求され、建築物を建築する場合には、建築主事の確認を受けなければなりません。

また、風致地区などの区域内において建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為を行う場合は、この建築確認とは別に、それぞれの法律や条例に基づく許可が必要になります。

③ 地区計画等の区域内における建築等の制限

◆法58条の2

地区計画等の区域内において土地の区画形質の変更や建築物の建築等の行為を行う場合は、市長に届出が必要であり、地区計画等に定められた内容に適合することが要求されます。市長は、その行為が適合しない場合には、計画に適合するよう勧告することができます。

また、建築物の制限に関する事項は、建築基準法に基づく市の条例に定めることができ、建築確認の審査対象となります。

2. 都市計画施設等に係る都市計画制限

① 都市計画施設・市街地開発事業の区域内における建築制限

◆法53条

都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内において建築物を建築しようとする場合は、都市計画事業の施行として行う行為や非常災害のため必要な応急措置として行う行為等を除き、市長の許可が必要となります。

◆法54条

許可申請に係る建築物が、地階を有さない2階以下で、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等であり、かつ容易に移転、除却することが可能な場合には、許可しなければならないことになっています。

この建築物の建築に対する私権の制限は、公共の福祉のために受認すべき範囲内の制限であり、特に補償措置は必要とされていません。

第5節 都市計画事業

都市計画事業とは、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業のことで、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行われる事業です。都市計画施設については、全て都市計画事業として整備を行う必要はありませんが、都市計画決定された市街地開発事業については、全て都市計画事業として行わなければなりません。

1. 都市計画事業に係る制限等

① 都市計画事業の施行者

都市計画事業は、原則として、市が知事の認可を受けて施行しますが、市が施行することが困難又は不適当な場合などには、県や国の機関等が施行することもできます。

② 都市計画事業制限

◆法 65 条

都市計画事業の認可又は承認が行われ、事業地等が告示されると、その事業地内において、事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設等を行う場合は、市長の許可が必要となります。

この都市計画事業制限は、通常の都市計画制限よりも厳しい制限となっています。

③ 有償譲渡の届出と先買制度

◆法 67 条

都市計画事業の事業地内において、土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合には、その予定対価の額、譲渡予定相手方等を施行者に届け出なければならず、施行者に先買い権が発生します。施行者が30日以内に買取りの通知をしたときは、施行者と届出者との間に売買が成立したものとみなされます。

これは、投機的取引と地価の上昇を防止するとともに、用地買収の円滑化を図り、事業施行を促進するための制度で、届出から30日間は土地建物等を譲り渡すことはできません。

④ 買取請求制度

◆法 68 条

都市計画事業の事業地内において、土地収用法に基づく収用の手続きが保留されている場合は、土地の所有者は、施行者に対し、更地の土地を時価で買い取ることを請求することができます。

これは、様々な制限が課されている土地所有者の権利を保護するとともに、用地買収の円滑化を図るための制度です。

⑤ 土地収用法の適用

◆法 70 条

都市計画事業は、土地収用法の規定が適用されます。この場合、土地収用法に基づく事業の認定は行わず、法59条の認可又は承認をもって事業認定に代えるものとし、法62条第1項の告示をもって、事業認定の告示とみなします。

◆法 71 条

また、土地収用法上の事業認定が、告示の日から1年以内に収用の裁決申請しない場合には失効するのに対し、都市計画事業の場合は、認可又は承認の告示後、事業施行期間内は1年ごとにその効力が更新されます。

第3章

高松市の都市計画



第1節 都市計画に関するマスタープラン

1. 高松広域都市計画区域マスタープラン

平成12年の都市計画法の改正により拡充されたもので、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン」とは、都道府県が広域的な見地から、都市計画区域ごとに、区域区分（線引き）をはじめとして、広域的・根幹的な都市づくりの基本方針を定めるものです。

① 見直しにあたっての考え方

（1）見直しの背景

香川県では、平成16年5月に、県下の12都市計画区域で「都市計画区域マスタープラン」を策定していますが、急速な人口減少や高齢化の進展、中心市街地の衰退など、都市を取り巻く環境の変化を踏まえ、「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針（以下「基本方針」という）」を平成19年10月に策定し、平成20年に都市計画区域マスタープランの部分改訂を行い、集約型都市構造の実現に向けた方針を追加しました。

また、平成23年に今後5年間の県政運営の基本指針である「せとうち田園都市香川創造プラン」を策定したことから、「せとうち田園都市の創造」を基本目標とした、目指すべき香川の姿と整合性を図るため、平成24年10月に、都市計画区域マスタープランを見直し、令和2年に目標年を迎えたことから、令和3年5月、新たに高松広域都市計画区域マスタープランを策定しました。

なお、令和5年10月に、県の総合計画である、『みんなでつくるせとうち田園都市・香川』実現計画（令和3年10月策定）」の見直しを行い、「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画を策定しました。

（2）都市づくりの方針

●上位計画等

新・せとうち田園都市創造計画（平成28年）

香川県が策定した総合計画であり、平成28年度から5年間の県政運営の基本指針を示したものです。

この計画では、「せとうち田園都市の新たな創造」を基本目標に掲げ、「成長する香川」、「信頼・安心の香川」、「笑顔で暮らせる香川」の3つの基本方針のもと、人口減少の克服や地域活力の向上につながる効果的な施策に重点的に取り組み、人口の社会増を伴う、魅力ある瀬戸内香川の生活圏域づくりをめざしていきます。

◇基本目標：せとうち田園都市の新たな創造

活気あふれる街と美しい自然が隣接し、生涯を通じて安心して生活できる環境の中で、人々が生きがいを見だし、みずからの能力を存分に発揮できる、また、その魅力に引かれて集い合い、人口の社会増がもたらされる、瀬戸内（せとうち）香川の生活圏域の新たな創造

基本目標・基本方針と
重点施策の関係



(2) 都市づくりの方針

●上位計画等

人生 100 年時代のフロンティア県・香川実現計画（令和 5 年）

香川県が策定した総合計画であり、令和 3 年度から 5 年間の県政運営の基本指針を示したものです。この計画では、「『人生 100 年時代のフロンティア県』の実現」を基本目標に掲げ、「安全・安心で住みとなる香川をつくる『県民 100 万人計画』」、「活力に満ち挑戦できる『デジタル田園都市 100 計画』」、「多くの人が行き交い訪れたくなる『にぎわい 100 計画』」の 3 つの基本方針のもと、17 の重点施策に取り組む、すべての県民が生涯のあらゆる段階で活躍し、人生の豊かさと幸せを実感しながら安心して暮らすことができる地域社会を全国に先駆けて実現する「人生 100 年時代のフロンティア県」をめざします。

◇基本目標：「人生 100 年時代のフロンティア県」の実現



集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針（平成 19 年）

人口減少や超高齢社会に対応した持続可能な都市構造として、集約型都市構造を目指したまちづくりの方針を定めたものです。

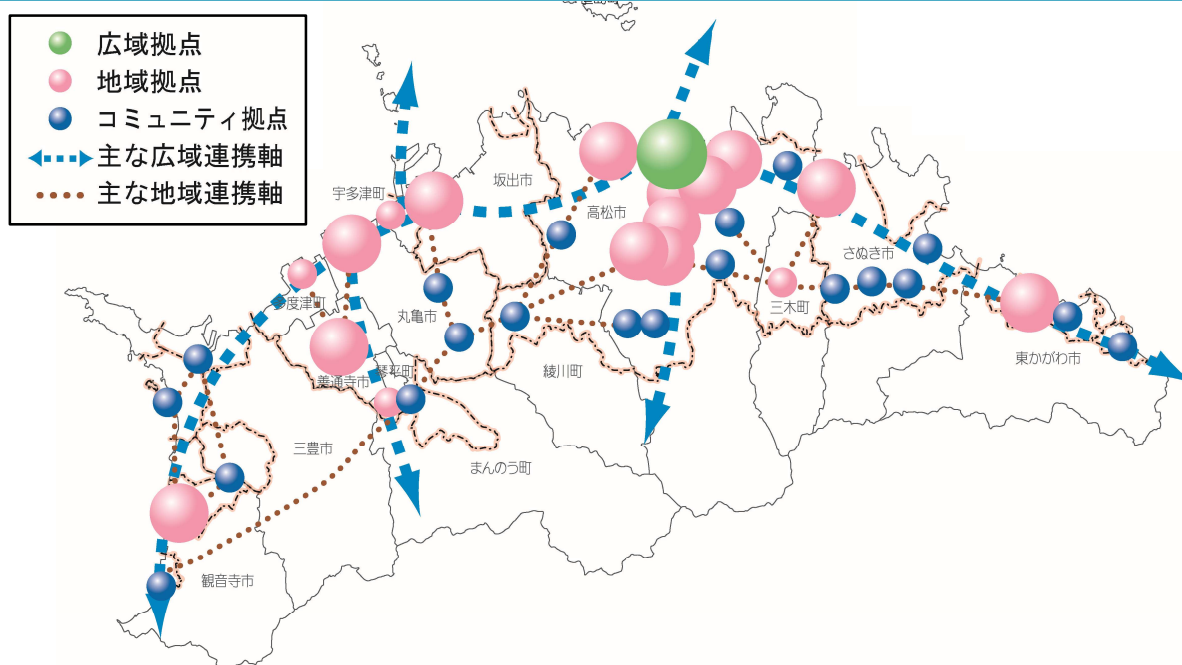
◇基本目標：都市機能の集約と融和による、生活の質が高く、環境持続性のある都市づくり

多様性のある集約拠点により、人口の移動や商業・業務施設の再配置など、プラスの連鎖を誘引し、公共交通を主としたネットワークで有機的に連携した都市構造を形成します。

●三層の集約拠点の形成

- ◆広域拠点は、広域的な商業・業務、文化などの機能向上と、賑わいや魅力ある都市環境を有する市街地の形成を図ります。
- ◆地域拠点は、交通拠点などの利便性を活かし、商業・業務、文化などの機能が充実した地域の中心となる市街地の形成を図ります。
- ◆コミュニティ拠点は、居住機能と生活関連サービス機能が向上した暮らしやすい市街地の形成を図ります。

集約型都市構造のイメージ（三層の集約拠点と都市軸）



大規模集客施設の適正立地

都市計画法の改正により、大規模集客施設の立地が可能な用途地域は商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限定され、また、用途白地地域ではその立地が原則できなくなりました。

県は、この改正に関連して、集約型都市構造の実現に向け、大規模集客施設の適正立地の判断基準を定めました。

●大規模集客施設の適正立地の判断基準

1. 原則として、大規模集客施設の立地は、広域拠点又は地域拠点内の商業地域・近隣商業地域・準工業地域（※1）とします。
（※1）準工業地域では、特別用途地区により大規模集客施設の立地が規制されている場合があります。
2. 広域拠点又は地域拠点内にあっては、商業地域・近隣商業地域・準工業地域以外であっても、県や市町のまちづくりに関する計画との整合性や周辺地域の居住環境、周辺の交通環境、農業振興、自然環境等への配慮がなされているなどの要件を全て満たし、用途地域の変更等の都市計画の手続をとることにより、大規模集客施設の立地が可能となります。
3. 広域拠点又は地域拠点外にあっては、商業地域・近隣商業地域に大規模集客施設の立地が限られます。

●都市づくりの課題

社会情勢や都市圏の変化などを踏まえ、都市づくりにおける課題は、次のように整理されます。

都市づくりにおける問題点

- ◆ 人口減少・超高齢社会の到来
- ◆ 都市コストの増大
- ◆ 公共交通の衰退と自動車への高依存
- ◆ 中心市街地の衰退
- ◆ 環境との共生へのニーズの高まり
- ◆ 地域の都市づくりとの整合
- ◆ 住民主体のまちづくり

都市づくりにおける課題

- 持続可能な都市づくり
- 暮らしやすい都市づくり
- 賑わいのある都市づくり
- 環境と共生する都市づくり
- 地域主体で進める都市づくり

●都市づくりの方針

上位計画等で示された今後の方向性、都市づくりにおける課題を踏まえ、都市づくりの方針を定めます。これに基づき、都市計画区域マスタープランを見直します。

● 持続可能な都市の形成に向けた集約型都市構造の実現

□都市構造の変化や都市整備状況の差異など、都市の実情を踏まえた集約型都市構造を実現する。

● 安全・安心で快適な都市の形成

□暮らしやすい環境づくりを行い、地域コミュニティの維持を図るとともに、誰もが移動しやすい交通環境の整備や、災害へのハード及びソフト対策による都市防災力の向上に向けた取組を推進する。

● 地域振興によるまちの賑わいの創出

□既存ストックの有効活用や都市機能の集積によって、まちなか居住を促進し、中心市街地において「まちの顔」としての賑わいと活力を創出する。

● 環境と共生する都市の形成

□都市機能の集約や公共交通の利用促進により、都市活動におけるエネルギー消費の効率化を進め、低炭素型の都市づくりを推進する。

● 新たな連携による都市づくり

□住民や都市を支える企業、団体、NPOなど、多様な組織の連携による都市づくりが、円滑に進む仕組みづくりを推進する。

●香川県の都市計画区域



高松広域都市計画区域マスタープラン（令和３年５月）

（１） 都市計画の目標

◆都市づくりの基本理念

『県都・高松を中心とした質の高い都市機能を享受できる圏域の形成を目指す』

◆都市づくりの目標

- 生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成
 - 県都高松を中心としつつ、これら集約拠点が連携した都市構造を実現し、生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成を目指します。また、様々な都市機能が融合した環境の整備を進め、人々が集う、暮らしやすい生活空間の形成に努めます。
- 創造性に富んだ経済活動の場となる都市圏の形成
 - 産業・物流基盤の整備を促進し、合わせて各種施策を展開することにより、創造性に富んだ経済活動の場となる都市圏の形成を目指します。
- 歴史・文化など地域の特長を生かした賑わいの創出
 - 地域独自の歴史や文化を保存・継承するとともに、全国に誇れる魅力的な観光資源として活かし、賑わいのある地域づくりを推進します。
- 環境要素の積極的な保全と田園的な環境の向上
 - 地域の歴史的資源のほか、身近な山林やため池、農地などの環境要素については積極的に保全を図り、郊外部においてはそれらと調和した田園的な環境の向上を図ります。
- 安全・安心で快適な都市の形成
 - 中心市街地に集積する都市機能や都市基盤施設、産業・物流基盤などに対して、ハード面及びソフト面での対策を充実させることにより、都市の防災機能を向上させ、災害に強いまちづくりを目指します。また、今後の超高齢社会において、誰もが暮らしやすい社会を実現していくため、高齢者などに配慮した生活空間の形成、安全で快適な移動手段の確保、防犯や交通安全等への取組みを進めます。
- 多様な主体の連携によるまちづくり
 - 住民・地域のニーズを反映し、関連する多様な主体の合意形成を図るため、まちづくりに関する情報提供を積極的に行うとともに、関係者が主体的に進めることができる協働の仕組みづくりに取組みます。また、都市間での相互連携を強めるため、広域的な視点に立った都市機能の連携や補完、災害時における広域的な応援・受援体制の構築などの仕組みづくりに取組みます。

◆将来の都市構造

- 広域拠点
 - 広域的機能や高次都市機能の集約により、四国及び本県の発展を牽引するとともに、都市間競争に勝てる多元的な戦略をもつ中核拠点として、これまでに整備された高速交通網や既存ストックを活用し、にぎわいと魅力ある市街地を整備します。
- 地域拠点
 - 都市圏の核として必要な都市機能を集約するとともに、他の拠点と相互に補完しあうことにより、都市圏の発展を担う拠点として、交通結節点や既存ストックを活用し、利便性の高い個性豊かな市街地を整備します。
- コミュニティ拠点
 - 暮らしやすい生活圏域の形成に不可欠な都市機能を集約するとともに、他の拠点と相互に補完しあうことにより、徒歩生活圏の中心となる拠点として、既存ストックを活用し、安全・安心、便利で快適な市街地を整備します。
- その他拠点
 - 都市活動の先導的地区として、産業・研究開発拠点地区、流通拠点地区の育成を図ります。
- 都市軸
 - 主に根幹的な道路・鉄道により観光・交流や物流効率の向上等を図る広域連携軸、道路・鉄道により、集約拠点の連携や都市内の円滑な交通処理等を図る地域連携軸、物流効率を高める都市内物流軸を適切に配置します。

（２） 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

当区域においては、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を行いません。

（３） 主要な都市計画の決定の方針

◆土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

効率的で合理的な土地利用を進めつつ、土地利用の動向などのモニタリングを継続して行い、適時、適切な土地利用の規制・誘導について検討を行います。

- 都市の構造と機能の方針
 - 集約拠点においては、既存の都市機能の更新や、多様な機能の集積・誘導を促進することにより、拠点の魅力を高め、機能強化を図り、用途地域が未指定の拠点においては、その指定に努めます。

○集約拠点内への都市機能の誘導

- 商業・業務機能、公共公益機能、居住機能を、それぞれの機能の方針により誘導します。

○集約拠点に関する土地利用の方針

- 広域拠点、地域拠点、コミュニティ拠点を配置し、それぞれの拠点の方針により整備を進めます。

○大規模集客施設の立地に関する方針

- 都市構造に大きな影響を及ぼす大規模な商業施設については、「大規模集客施設の適正立地の判断基準」に即し、広域拠点、地域拠点内への立地を誘導します。
- 地域拠点外においては、商業地域、近隣商業地域に立地を誘導することとし、準工業地域においては特別用途地区を活用し、立地を抑制します。

●主要用途の配置の方針

- 商業・業務地、工業地、住宅地について、用途にあった適切な誘導を図ります。

●土地利用の方針

○土地の高度利用に関する方針

- 高度利用地区等が指定されている地区においては、商業の中心的役割や、交通結節点としての機能を活かし、土地の高度利用や有効活用を図り、中枢拠点機能を強化するとともに、多様な都市機能や居住機能等の充実を目指します。

○居住環境の改善または維持に関する方針

- 既成市街地や集落地において、地区の状況に応じた地区計画の策定、都市基盤の整備を推進し、古い街並みなど歴史的な要素にも配慮し、安全でゆとりある居住環境の形成に努めます。

○都市内の緑地または都市の風致の維持に関する方針

- 市街地内の公園や緑地等については、住民の憩いやコミュニティ形成の場、また災害時における避難地として、確保、整備に努めます。優良な山林については、貴重な自然環境として、保全を図ります。

○優良な農地との健全な調和に関する方針

- 農業振興地域整備計画等との整合を図り、農業的な投資が行われた地区や、農用地区域に指定されている農地などの保全を図ります。
- 用途白地地域のうち必要な地域においては、特定用途制限地域を適切に定め、一定の集客施設や工業施設等の立地を制限し、開発許可制度の適切な運用や地区計画の活用、建ぺい率、容積率の適正化により、良好な田園環境を維持し、都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図ります。

○災害防止上の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域や、河川の浸水想定区域などについて、市街化を抑制します。また、ため池について、治水機能を併せもつ災害防止上有効な施設として、県の「ため池の保全に関する条例」に基づき、積極的に保全を図ります。

○自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- 瀬戸内海国立公園に指定されている屋島、五色台、五剣山等は自然の景勝地として積極的に保全に努めます。

○秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- 既存集落の生活環境の整備を行う地区や用途地域などの既成市街地の近接・隣接区域において一定の開発需要がみられる地区については、地区計画や特定用途制限地域などの制度を活用するなど、地域の実情に応じた秩序ある土地利用の誘導を図ります。

○都市景観の形成に関する方針

- 景観基本計画などを踏まえながら、建物や看板などの周囲と調和したデザインへの誘導、周辺の景観に配慮した建物の高さの制限の検討など、都市景観の向上に向けた取組みを推進します。

◆都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

●交通施設の都市計画の決定の方針

- 産業や観光振興に資する広域交通や、集約拠点の形成を支援する交通ネットワークの形成の促進、また、超高齢社会に対応するとともに、地球温暖化防止に寄与する低炭素社会の実現に向けて、環境負荷が小さく、人や環境にやさしい交通体系の構築を目指します。

●下水道及び河川の都市計画の決定の方針

- 下水道は、公共下水道や集落排水事業など、地域の実情に応じた整備を進め、生活環境の改善や、市街地における浸水被害の防除及び公共用水域の水質保全に努めます。
- 河川については、台風等による水害のほか、近年、局地的な集中豪雨が頻発していることから、河川改修による対策を進めるとともに、親水性や自然環境に配慮し、良好な河川環境の創出に努めます。

◆市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

都市基盤施設の再整備や、土地の高度利用が必要となる地区における土地区画整理事業、市街地再開発事業など、適切な取組みを進めていきます。

◆自然環境の整備または保全に関する主要な都市計画の決定の方針

「みどり豊かでうまいおいしいのがある県土づくり条例」等との整合を図り、多様な緑地や山林等の整備、保全を図ります。

◆都市防災に関する都市計画の決定の方針

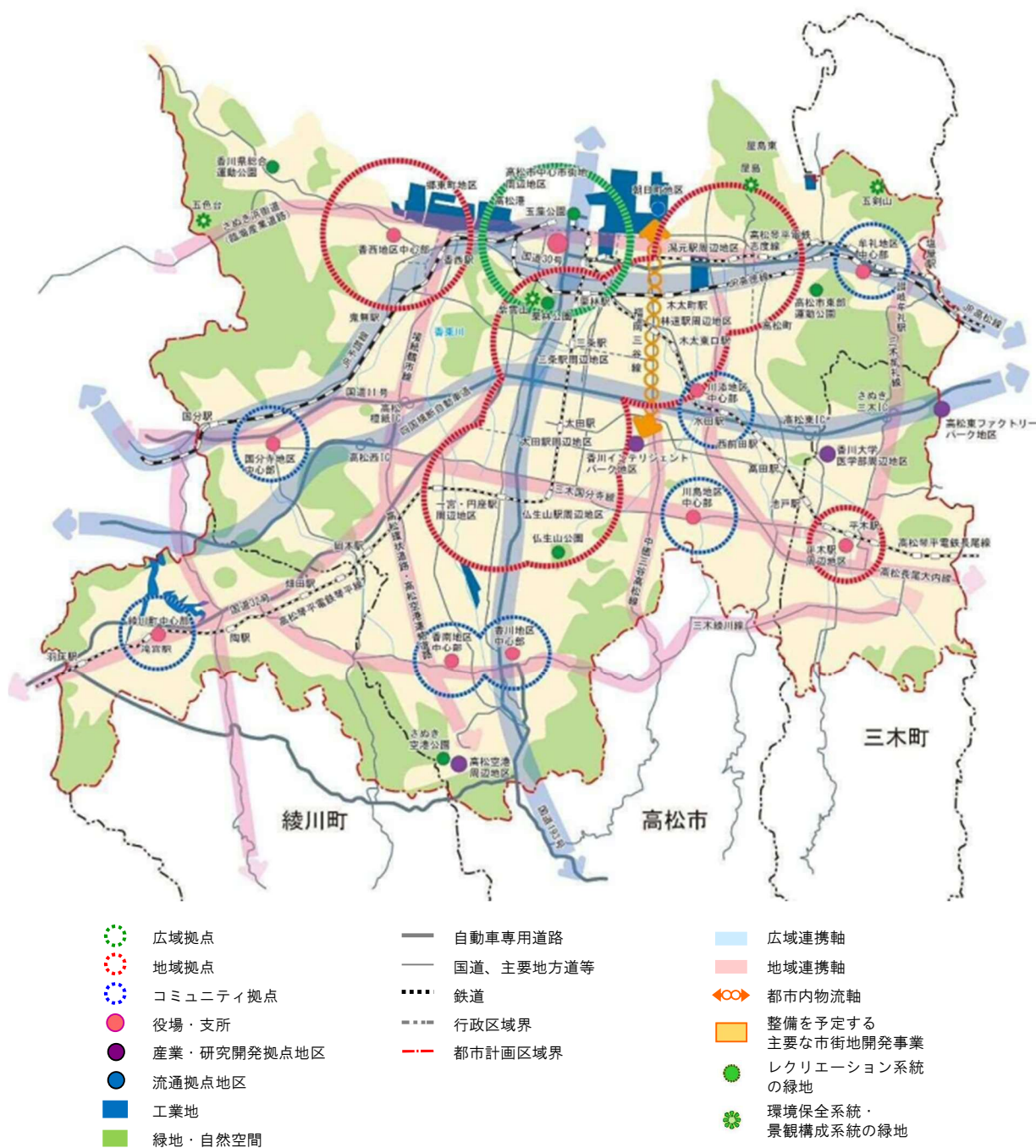
長期的な視点で安全・安心なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図り、関係機関が連携し

て都市の防災機能の強化を図ります。

(4) 新たな連携による都市づくりに向けて

これからのまちづくりは、行政だけでなく、住民をはじめ、地域団体やNPO、企業などの様々な主体が積極的に参加し、相互に連携し、助け合いながら進めていく必要があります。人口が減少していく中で都市の活力を維持・発展させていくため、都市単独の取組みとともに、都市間で相互に連携した取組によるまちづくりを進めていきます。

◆高松広域都市計画区域マスタープラン方針図



2. 高松市都市計画マスタープラン

① 策定（改定）の背景

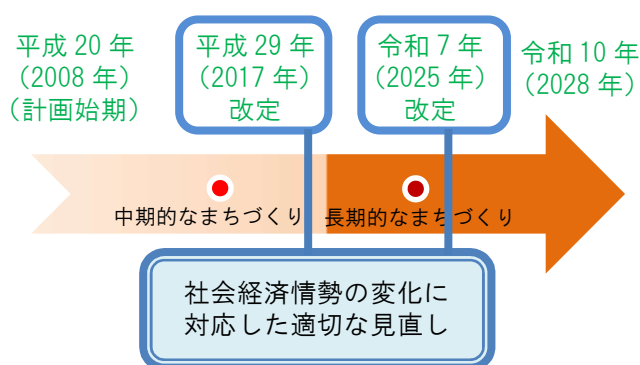
高松市では、平成9年12月に、都市計画区域を対象として、平成27年を目標年次とする「高松市都市計画マスタープラン」を策定し、公表しました。その後、人口減少、少子・高齢社会の到来、地球規模での環境問題など、社会経済情勢の大きな変化や、香川県が定める「高松広域都市計画区域マスタープラン」の策定に伴う線引きの廃止・新しい土地利用コントロール制度の導入、6町との合併など、本市の都市計画を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、20年12月に新たな都市計画マスタープランを策定しました。

その策定以降、「第7次高松市総合計画」の策定（令和6年3月）を始め、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」や地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通網形成計画」の制度化等により、公共交通を基軸とした集約型都市（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築に向けた取組がより一層求められています。

以上のような局面に対応し、本市の目指す魅力的な都市づくりを住民の理解と協働のもとでさらに展開するため、「高松市都市計画マスタープラン」を令和7年6月に改定しました。

② 計画の期間

本計画においては、総合計画の始期にあわせ、平成20年を計画期間の始期年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し20年先の令和10年を目標年次とします。なお、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行ないます。



③ 全体構想

(1) 都市づくりの基本目標

① 賑わいと魅力ある都心づくり

- 高松市の都心には、MICEの開催・誘致等、拠点性を発揮できる商業業務機能の集積を図り、来訪者にとってのも利便性が高く魅力ある都心づくりを進め、市民が高松の顔として誇れる都心を形成します。
- 都心内においては、徒歩と自転車を適切に組み合わせ、歩いて楽しい回遊性の高い都心を形成します。
- 都心居住のさらなる推進を図り、子育て世代や若年層人口の増加により活力あふれ、いきいきと暮らせる高松市の都心を形成します。
- シーフロント（臨海部）では、統一感のある景観形成を進めるとともに、産業構造の変化に対応した都市機能の立地を促進し、四国における海の玄関口にふさわしいゾーンを形成します。

② 安全・安心で利便性の高い地域づくり

- すべての市民が、自分の暮らす地域において、ゆとりや豊かさとともに、日常生活における便利さも実感できる地域づくりを目指します。
- 少子・超高齢社会を迎えた中で、子どもを健やかに生み育てやすい環境づくりとともに、すべての市民が安心して生活のできる潤いのある地域づくりを推進します。
- 公園、下水道、防災施設などの生活基盤の整備と地域コミュニティの強化を通じて、安全・安心で便利な地域づくりを推進します。
- 台風等の大雨、高潮のほか南海トラフ巨大地震の発生を見据え、市民の防災意識を高めるとともに、地域及び国・県等の防災関係機関と連携し、地震・津波対策を含め各種災害に対する防災・減災対策を強化します。

③ 計画的な土地利用の推進による暮らしやすい環境づくり

- 環境負荷の軽減、交通問題の解消、効率的な都市施設等の整備など、持続可能で発展する都市づくりを行うため、立地適正化計画で定める居住誘導区域内への誘導、区域外における市街地の拡散抑制など、都市の健全な成長に必要な規制・誘導を図ります。
- 市街地においては、都市基盤が整った利便性の高い地域として、様々な都市活動が機能的かつ円滑に行われるよう土地利用の純化を推進します。
- 既に土地利用が混在した地域やインターチェンジ周辺など今後の土地利用転換が見込まれる地域では、社会経済状況を踏まえながら生産環境と居住環境が共生した土地利用を誘導します。
- 道路、公園、下水道などの都市基盤施設と市街地開発事業を、限られた財源の中で、効率的・重点的に整備するとともに、既存の都市ストックの活用を図り、快適な都市生活と機能的な都市環境づくりに向け、機動的で柔軟な土地利用制度の運用を図ります。

④ 公共交通機能の充実による人と環境にやさしい連携づくり

- 徒歩や自転車と公共交通が有機的に連携し、自動車に頼らなくても市街地内を安全・快適に移動できるよう、鉄道やバスなどの既存の公共交通網の維持・強化を推進するとともに、自転車走行空間の整備を促進します。
- 主要駅及びその周辺については、バリアフリー化に配慮した整備やパークアンドライドの整備を促進します。
- バス交通については、バス路線の確保、効率的な運行などを促進するとともに、低床ノンステップバスの導入など、利用しやすい環境づくりを促進します。
- 公共交通ネットワーク形成の要となる交通結節点の整備や拠点間を結ぶ公共交通の強化を促進します。

⑤ 自然や歴史を活かしたうるおいのある空間づくり

- 緑（田園、山林等）、水（海、河川、ため池等）、歴史文化（城下町、名所・旧跡、四国霊場等）などの地域資源にふれ、親しみ、学べる、豊かなコミュニティを構築し、地域住民と来訪者が交流する環境づくりを一層進め、暮らしの賑わい、コミュニティや地域への誇りと愛着あふれる空間づくりを進めます。
- 美しい風土と景観を守り育てるとともに、観光・レクリエーションの場としても活用を図ります。

⑥ 市民との協働によるまちづくり

- 市民がまちづくりの主役との意識高揚を図るとともに、すべての人がまちづくりに参画できるよう、多様な機会の創出を図ります。
- 市民（地域コミュニティ、NPO等）・事業者・行政等が都市づくりの課題を共有するとともに、それぞれの役割を果たし、相互協力したまちづくりを進めていきます。

⑦ まちづくり DX による持続可能なまちづくり

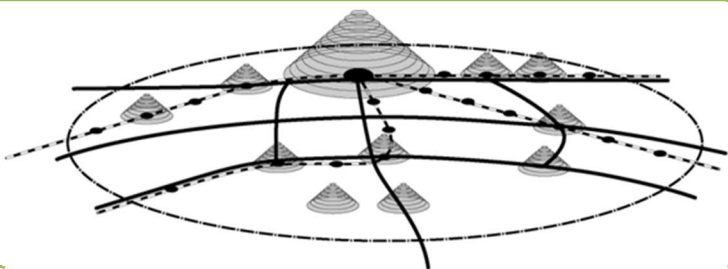
- 都市計画、道路、防災、公共交通などの社会基盤情報のデジタル化・オープンデータ化を推進し、データ連携による効率的な都市運営や、産業・福祉など様々な分野とのデータ連携により、持続性の高い新たなサービスの創出を推進します。

（２）都市構造の移行イメージ

①かつての都市構造

■特徴

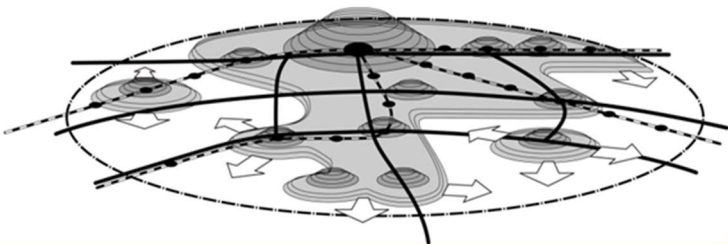
- 公共交通沿線に沿って市街地が発展
- 中心部に基幹的市街地、郊外は低密度で分散



②現在の都市構造

■特徴

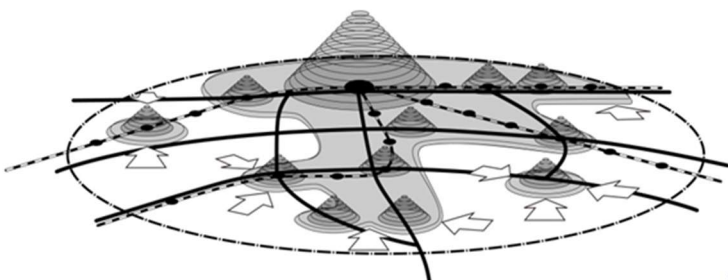
- 人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、平野部を中心とした全面的な市街化の進行



③将来目指すべき都市構造 （集約型都市構造）

■特徴

- 少子高齢社会に対応し、コンパクトで拠点的市街地が連携





資料：社会資本整備審議会「都市再生ビジョン」参考資料



資料：国土交通省

(3) 将来都市構造による都市づくり

「多核連携・集約型環境配慮都市」

～多核連携型コンパクト・エコシティ～

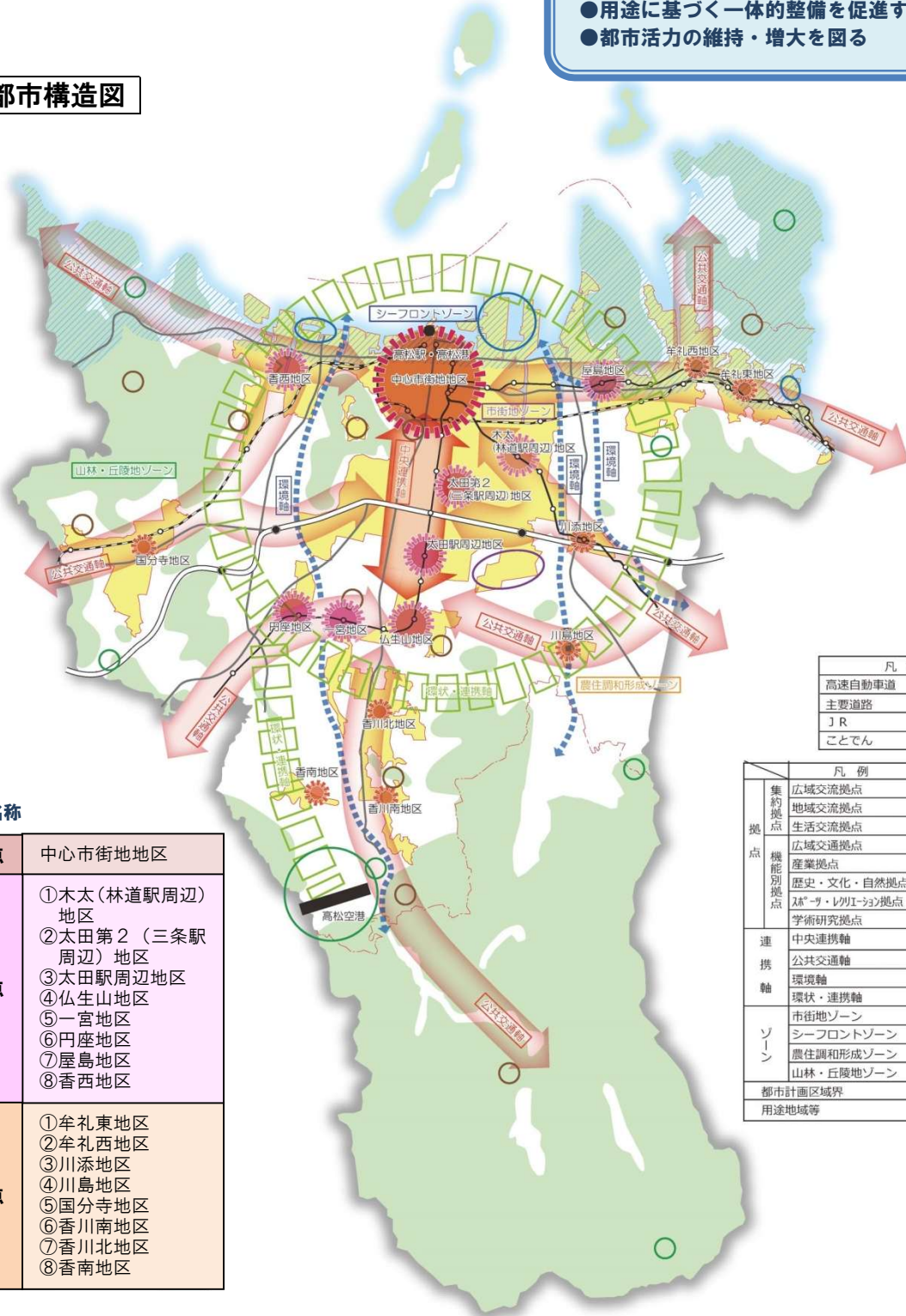
集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」を目指します。

拠点・連携軸・ゾーンに基づくまちづくりのねらい

各拠点を「拠点」「軸」「ゾーン」という市民の行動形態を踏まえた要素で都市構造を捉え直し、再評価することにより、

- 市街地構造にメリハリを付加する
- 都市機能の集積と機能更新を促進する
- 拠点間の交流を高め、各都市機能の高度化を図る
- 用途に基づく一体的整備を促進する
- 都市活力の維持・増大を図る

●将来都市構造図



●拠点地区の名称

広域交流拠点	中心市街地地区
地域交流拠点	①木太（林道駅周辺）地区 ②太田第2（三条駅周辺）地区 ③太田駅周辺地区 ④仏生山地区 ⑤一宮地区 ⑥円座地区 ⑦屋島地区 ⑧香西地区
生活交流拠点	①牟礼東地区 ②牟礼西地区 ③川添地区 ④川島地区 ⑤国分寺地区 ⑥香川南地区 ⑦香川北地区 ⑧香南地区

凡 例	
高速自動車道	
主要道路	
J R	
ことでん	

凡 例	
拠 点	集約拠点
	広域交流拠点
	地域交流拠点
	生活交流拠点
	機能別拠点
連 携 軸	広域交通拠点
	産業拠点
	歴史・文化・自然拠点
	ｽｽﾞｰﾗｰ・ｾｸﾞﾒﾝﾄ拠点
	学術研究拠点
ゾ ーン	中央連携軸
	公共交通軸
	環境軸
	環状・連携軸
	市街地ゾーン
都市計画区域界	シーフロントゾーン
	農住調和形成ゾーン
	山林・丘陵地ゾーン
用途地域等	

(4) 土地利用の方針

●土地利用の方向性

●土地利用の方向性	●具体的方針
1 都市機能・居住機能面での集約型都市構造への転換	■中心市街地活性化の推進（まちなか再生） ■特別用途地区制度の活用による都市機能の拡散防止 ■立地適正化制度の活用による都市機能・居住機能の集積 ■生活利便施設と住居が集約・調和した市街地の形成
2 環境と調和するまとまりのある市街地の形成	■土地の有効かつ高度な利用による都心居住の促進 ■公共交通機関沿線の土地の有効利用の促進 ■用途地域内の残存農地や低未利用地の土地利用転換 ■居住誘導区域外における市街地拡散の抑制
3 居住機能と産業機能などが調和する一体的な土地利用の実現	■異なる土地利用間の摩擦防止のための専用系用途地域の指定などによる純化 ■職住一体型の生活空間の形成
4 快適で豊かな都市環境の創出	■新たな拠点整備によるにぎわいの創出 ■景観に配慮した都市基盤の整備 ■オープンスペースの拡大と自然保全 ■歴史や文化性を身近に感じる市街地環境の形成

●土地利用の基本方針

●都市的土地利用の基本方針	●自然的土地利用の基本方針
1 都心部における高次・複合都市機能の集積立地 2 市街地における定住環境の充実 3 郊外部への都市機能の拡散抑制 4 拠点地域における多様な都市機能の集積立地 5 生活サービス機能の維持・確保	1 郊外部における豊かな田園環境の保全 2 市街地の背景となる山林・丘陵地の保全

●将来土地利用方針

ゾーン名称	定 義
都心機能集積地区	高度な都市機能と商業・業務・交流機能の集積を高めて行く地区
都心居住促進地区	利便性の高度化とともに、生活面における様々なアメニティ環境を整備することで、都心部における居住者人口の増加を推進する地区
商業・業務地区	地域ごとに生活サービスを提供する商業施設の集積を形成する地区
一般住宅地区	住環境を確保するとともに、一定規模の商業施設など賑わい施設との混在を許容していく地区
専用（中層）住宅地区	中層住宅地を中心とする良好な住宅地環境を形成する地区
専用（低層）住宅地区	低層住宅地を中心とする良好な住宅地環境を形成する地区
工業・沿道サービス地区	沿道において店舗、事務所等が立地する地区
工業地区	大規模工場の再編や更新など機能の高度化をすすめるとともに、良好な生産環境を維持、形成していく地区
住工共生地区	生産環境と居住環境が調和した地区
住宅・研究開発地区	香川インテリジェントパーク周辺
公園緑地・アメニティ地区	大規模な公園等のスポーツ・レクリエーション機能と周辺の自然環境を活かした拠点づくりを進めていく地区
大規模交通施設地区	高松空港周辺
農村環境保全地区	優良な農業基盤の広がる農地及び農村集落を中心とした地区
自然環境保全地区	地域の自然環境を形成する山林地区

(5) 都市施設等の整備方針

① 都市施設	交通関連施設	●高松市の交通体系のあり方 ✓公共交通サービスのより一層の活用による、すべての市民が安全で快適に移動できる交通利便性の高い環境に配慮した都市を目指す。 ✓地域特性に応じて、適切な交通手段が組み合い効率的に機能する交通体系の実現を図るため、交通結節点整備等を進める。
	公園・緑地	【公共交通の整備方針】 ①都心部における交通体系の再構築 ②郊外部における公共交通と自動車交通の連携強化 ③鉄道・バス等の公共交通の機能充実 ④人にやさしい公共交通づくり ⑤市民意識の啓発 【道路に関する整備方針】 ①幹線道路の整備 ②地域基幹道路の整備 ③自転車・歩行者空間の整備 ④景観に配慮した道路整備
	下水道	●基本方針 ✓都市の健全な発達と安全で快適な生活環境の向上を図り、公共用水域の水質保全に資する。 ①効果的・効率的な下水道の整備 ②市民意識の啓発
	河川	●基本方針 ✓治水、利水の適切な維持管理と災害に対応する治水施設の整備の推進、浄化・美化対策の協働推進。 ①河川の改修及び浚渫 ②多自然型の河川づくり
②市街地整備		●基本方針 ✓市街地拡大による量的な資本投資よりも、既存のストックの有効活用による質的充実を図る。 ①中心市街地における機能更新と再開発の促進 ②既存市街地内の低未利用地での土地の適正利用への誘導 ③市街地開発事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業等）の活用 ④地区計画制度の活用による良好な市街地の形成と保全 ⑤民間活力の活用と誘導
③都市環境景観形成		●基本方針 ✓これからの都市環境の創造は、都市的開発の抑制や廃棄物等の負荷低減を通じた自然環境の保全はもとより、都市や地球レベルの温暖化防止などの観点を併せ持つ必要がある。 ✓平成24年に策定した「高松市景観計画」に基づき、建築物や屋外広告物等に関するルール作りやその運用により、市民協働のもと、水や緑、文化資源等を活かした安らぎのある都市環境・景観づくりを図る。 ①拠点における重点的な都市景観の向上（広域交流拠点、各地域交流拠点など） ②市街地環境・景観の向上（商業・業務地、住宅地、工業地、道路） ③歴史的まちなみ景観の保全（仏生山地区、香西港地区） ④歴史・文化的資源の保全・活用 ⑤田園集落地環境・景観の維持・保全 ⑥山林・丘陵地環境・景観の維持・保全 ⑦都市景観軸の形成（国道30・11・193号） ⑧海辺の景観軸の形成（サンポート高松を中心としたシーフロント） ⑨水と緑のネットワークの形成 ⑩自然の再生と共生 ⑪市民参加による都市環境・景観の向上
④都市防災		●基本方針 ✓市民の誰もが安全・安心して快適な暮らしが続けられるよう、高松市地域防災計画に基づき、防災体制の強化を図るとともに、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震に対する取組を進めるなど、災害時の被害減少を目指し災害に強い都市づくりを進める。 ①総合的な治水対策の推進 ②災害時の避難経路・輸送経路、避難場所の確保 ③建築物等の不燃化・耐震化の促進 ④消火・救助活動の円滑化の確保

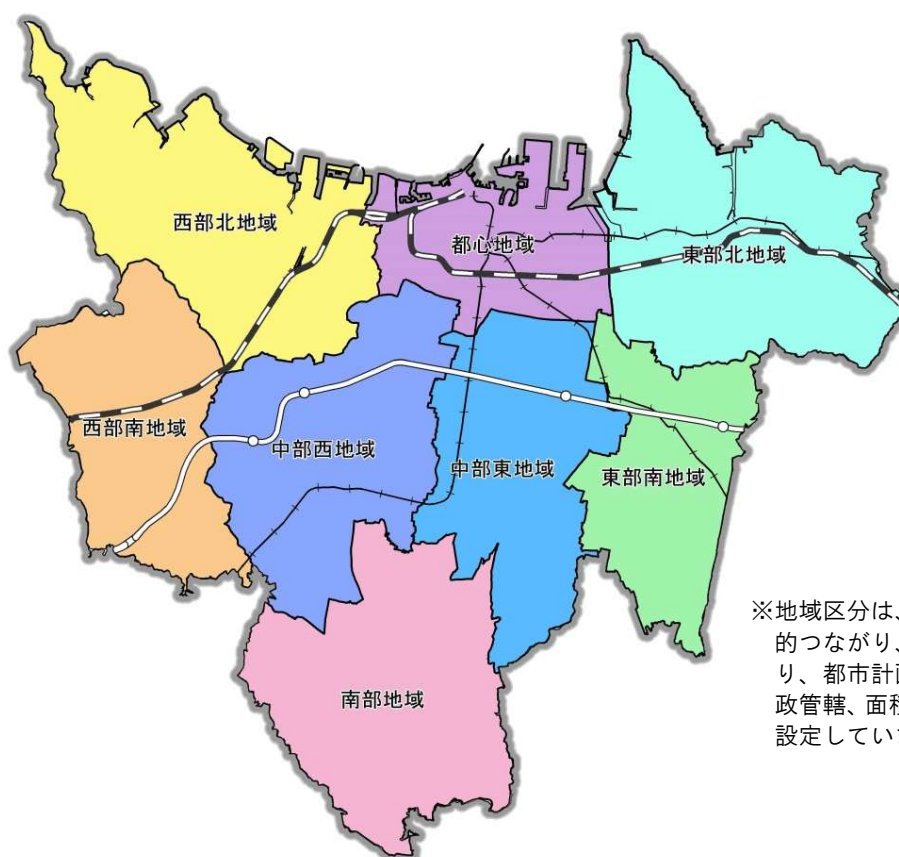
④ 地域別構想

高松市都市計画マスタープランでは、都市計画区域を8つの地域に分け、それぞれの地域のまちづくりの方向を検討していくにあたって「拠点」「軸」「ゾーン」の形成を基軸として進めていきます。

また、「拠点」「軸」「ゾーン」という市民の行動形態を踏まえた要素で各地域の都市構造をとらえ直し、再評価することにより、次の効果が期待できます。

- 市街地構造にメリハリを付加する
- 都市機能の集積と機能更新を促進する
- 拠点間の交流を高め、各都市機能の高度化を図る
- 用途に基づく一体的整備を促進する
- 都市活力の維持・増大を図る

●地域区分図



※地域区分は、地理的形状、歴史的つながり、生活面でのつながり、都市計画（土地利用）、行政管轄、面積・人口等を考慮し設定しています。

地 域 名 称	行 政 管 轄	地域づくりの理念
都 心 地 域	旧市内、太田、木太	環瀬戸内圏から人が集まり、にぎわいあふれるストリートタウン
中 部 東 地 域	太田、木太、多肥、仏生山、林、三谷	にぎわいわきあがるインテリジェントパークタウン
中 部 西 地 域	鶴尾、檀紙、一宮、円座、川岡	香東川にひらかれたリバータウン
東 部 北 地 域	屋島、古高松、牟礼	緑の回廊を育む交流タウン
東 部 南 地 域	川添、前田、川島、十河	新川水系にいだかれたグリーンタウン
西 部 北 地 域	香西、弦打、鬼無、下笠居	瀬戸内の景色とともに歩む海浜タウン
西 部 南 地 域	国分寺	天平の歴史かおる陸のゲートタウン
南 部 地 域	香川、香南	うるおいの環境が迎えるエアポートタウン
計（8地域）		

※都心地域の太田、木太地区は都市計画道路室町新田線より北側の地域、中部東地域の太田、木太地区は同路線より南側の地域となります。

※東部南地域の川島地区のうち、池田町は都市計画区域外となります。

※南部地域の香川地区のうち、安原下第1号の全域及び東谷、安原下第3号の各一部は、都市計画区域外となります。

●地域別まちづくり



都心地域

- 広域交流拠点（中心市街地地区）において、サンポート高松の機能拡充や中心市街地の再開発などを通じた商業・業務機能の拡充など、高次・複合型の都市機能を集積した拠点づくり。
- 地域交流拠点（木太（林道駅）周辺地区）において、公共交通を活かした利便性の高い拠点づくり。
…など



中部東地域

- 地域交流拠点（太田第2、太田駅周辺、仏生山地区）において、公共交通や商業・業務機能などの集積を活かした拠点づくり。
- 香川インテリジェントパーク周辺は、研究開発施設などと調和した良好な住宅地の形成。
…など



中部西地域

- 地域交流拠点（一宮、円座地区）において、公共交通や商業・業務機能などが充実した利便性の高い拠点づくり。
- 香東川などの水辺空間や田園など、豊かな自然環境の保全。
…など



東部北地域

- 地域交流拠点（屋島地区）、生活交流拠点（牟礼西、牟礼東地区）において、公共交通や商業・業務機能などの集積を活かした拠点づくり。
- 屋島など、歴史・文化資源の保全。
…など



東部南地域

- 生活交流拠点（川添、川島地区）において、商業・業務機能などが充実した利便性の高い拠点づくり。
- 春日川や新川などの豊かな自然環境の保全。
…など



西部北地域

- 地域交流拠点（香西地区）において、歴史的まちなみなどの歴史・文化を活かした拠点づくり。
- 瀬戸内海、香東川などの水辺環境や、五色台などの自然環境の保全。
…など



西部南地域

- 生活交流拠点（国分寺地区）において、商業・業務機能などの集積を活かした拠点づくり。
- 讃岐国分寺跡などの史跡を中心とした風情あるまちなみ景観の形成。
…など



南部地域

- 生活交流拠点（香川北、香川南、香南地区）において、商業・業務機能などが充実した利便性の高い拠点づくり。
- さぬき空港公園などのスポーツ・レクリエーション機能の充実。
…など

第2節 都市計画制度の見直し

平成12年5月の都市計画法改正により、線引き制度（市街化区域と市街化調整区域の区域区分制度）が原則として都道府県の選択制になるなど、地域の実情に応じた都市計画の策定が可能となりました。

これを受け、12年12月、香川県において「香川県都市計画基本構想検討委員会」が設置され、5回の審議を経て、14年5月「都市計画区域を再編するとともに、新しい土地利用コントロール制度の導入を前提として線引き廃止」との結論がまとめられました。この報告に沿って、新たな土地利用コントロール制度について検討を行い、都市計画決定等の手続きを行い、16年5月17日に施行しました。

都市計画の見直しの概要は、次のとおりです。

I 都市計画区域の再編及び拡大

- ①高松市とその周辺町の1市6町で構成する高松広域都市計画区域に再編
- ②都市計画区域外であった山田地区のうち都市的な土地利用が進んでいる「由良町、川島本町、川島東町、小村町、亀田南町、十川西町、十川東町」の7町を新たに都市計画区域に指定。

II 線引きの廃止

市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を廃止し、新たな土地利用コントロール制度を導入。

III 用途白地地域における土地利用コントロール制度の導入

- ①用途白地地域（用途地域の指定のない区域）について、特定用途制限地域を全域に指定。
- ②周辺の自然環境との調和や地域の状況を踏まえ、適切な建ぺい率、容積率等を指定。
- ③良好な住環境の形成・保全を誘導していくため、開発許可制度を見直し、開発許可対象面積の適正化や開発許可を受ける場合の最低敷地規模面積を定めた。

16年5月の線引きの廃止後、旧市街化調整区域へ居住・商業施設等の立地が進展し、田園地帯である郊外部での宅地化が進んでいます。郊外部への都市機能の拡散に歯止めをかけ、田園環境を保全し、様々な都市機能が集約拠点にコンパクトに集積し、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めるため、郊外部の土地利用規制の見直しを柱とする都市計画制度を、23年12月1日から施行しました。

都市計画制度の概要は、次のとおりです。

I 用途地域の指定

仏生山地区の県農業試験場跡地に周辺環境と調和した適切な土地利用を図るため、用途地域（第一種住居地域）を指定。

II 特定用途制限地域の見直し

合併に伴い、旧高松市、国分寺町及び牟礼町との間で異なる特定用途制限地域の規制内容が併存していたため、都市計画区域内の用途白地地域（香川町・香南町を除く。）において、一定規模以上の店舗や事務所の立地を制限するなど、特定用途制限地域類型の統一化を図るとともに建物用途の制限内容を見直した。

III 開発許可基準の見直し

- ①都市計画区域内の用途白地地域において、開発許可対象面積を1,000㎡以上から700㎡以上に変更。
- ②最低敷地規模面積を、香南町の区域以外について165㎡に統一。（香南町の区域は、200㎡に据置）

IV 建築基準法第22条指定区域の見直し

屋根及び木造等建物の外壁を燃えにくい仕上げとする区域を、都市計画区域内に拡大。

郊外部への都市機能の拡散を抑制するため、特定用途制限地域による、大型店舗等立地の抑制に努め、土地利用規制の充実を図るとともに、各拠点に都市機能の緩やかな誘導を図り、30年・50年先を見据えた持続可能なまちづくりを目指すため、新たな土地利用規制の見直しについて、令和2年7月27日から施行しました。

新しい都市計画制度の概要は、次のとおりです。

I 特定用途制限地域の見直し

用途白地地域における店舗等面積の上限を、車線数等に応じて段階的に設定するため、4車線以上を幹線沿道Ⅰ型、2車線を幹線沿道Ⅱ型に区分し、立地を許容する店舗等面積をⅠ型については3,000㎡以下に、Ⅱ型については1,500㎡以下に設定。また、一般・環境保全型については、500㎡以下に設定。

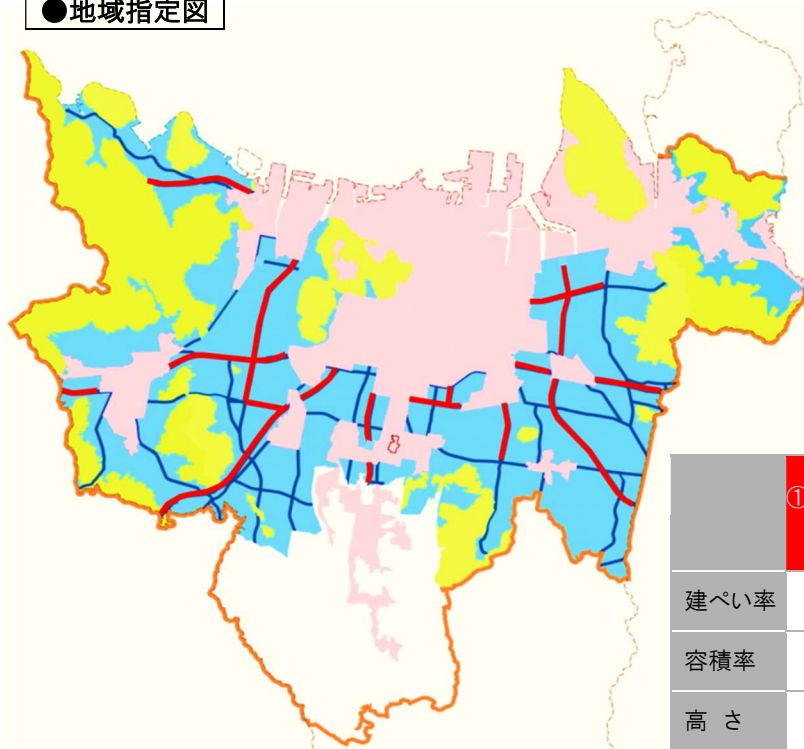
II 開発許可基準の見直し

- ①住居系開発行為の区域外道路要件を4.0mから5.0mに見直し。
- ②一体的な開発として扱う期間要件を完了公告後1年から5年に見直し。

●新しい土地利用コントロール制度の概要

項 目	非 線 引 き 都 市 計 画 区 域						都府県 区域外		
	用 途 地 域	用 途 白 地 地 域							
用 途 の 制 限	用途地域ごとに定められた制限を適用	特定用途制限地域の指定により、建物用途は制限される。 (具体的な内容は条例で定める) ※規制を受ける建築物等の用途の概要は P42 に記載しています。				特定用途制限 地域指定なし	従来と変更なし		
		幹線沿道Ⅰ型	幹線沿道Ⅱ型	一般・環境保全型		—			
		◆一定規模 (3,000㎡) を超える店舗等 ◆一定規模 (3,000㎡) を超える事務所等 ◆大学、高等専門学校等 ◆一定規模 (20 床) 以上の病院 ◆一定規模 (600㎡) を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ◆自動車教習所 ◆危険性や環境を悪化させる恐れのある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ◆一定規模 (3,000㎡) を超えるホテル、旅館等及び劇場、映画館、パチンコ屋等 ◆風俗施設	◆一定規模 (1,500㎡) を超える店舗等 ◆一定規模 (3,000㎡) を超える事務所等 ◆大学、高等専門学校等 ◆一定規模 (20 床) 以上の病院 ◆一定規模 (600㎡) を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ◆自動車教習所 ◆危険性や環境を悪化させる恐れのある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ◆一定規模 (3,000㎡) を超えるホテル、旅館等及び劇場、映画館、パチンコ屋等 ◆風俗施設	◆一定規模 (500㎡) を超える店舗、事務所等 ◆大学、高等専門学校等 ◆一定規模 (20 床) 以上の病院 ◆一定規模 (600㎡) を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ◆自動車教習所 ◆危険性や環境を悪化させる恐れのある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ◆ホテル、旅館、劇場、映画館、パチンコ屋等 ◆風俗施設					
		容 積 率	200%	200%	100%			80%	200%
		建ぺい率	60%	60%	60%			50%	70%
高さ制限	12m	12m	10m	10m	—				
開発許可 対象面積	1,000㎡以上	700㎡以上					1ha 以上		
最低敷地 規模面積	100㎡ ² (旧高松市) 150㎡ ² (香川町) 165㎡ ² (牟礼町、 国分寺町)	165㎡ ² 、 200㎡ ² (香南町)					—		
屋根不燃等	屋根及び木造等建物の外壁を燃えにくい仕上げとする（建築基準法第 22 条）						—		

●地域指定図



凡 例	
幹 線 沿 道 Ⅰ 型	
幹 線 沿 道 Ⅱ 型	
一 般 ・ 環 境 保 全 型	(平地部)
	(森林部)
用 途 地 域	

	①幹線 沿道Ⅰ型	②幹線 沿道Ⅱ型	一般・環境保全型	
			③平地部	④森林部
建ぺい率	60%	60%	60%	50%
容積率	200%	200%	100%	80%
高 さ	12m	12m	10m	10m

第3節 都市計画区域

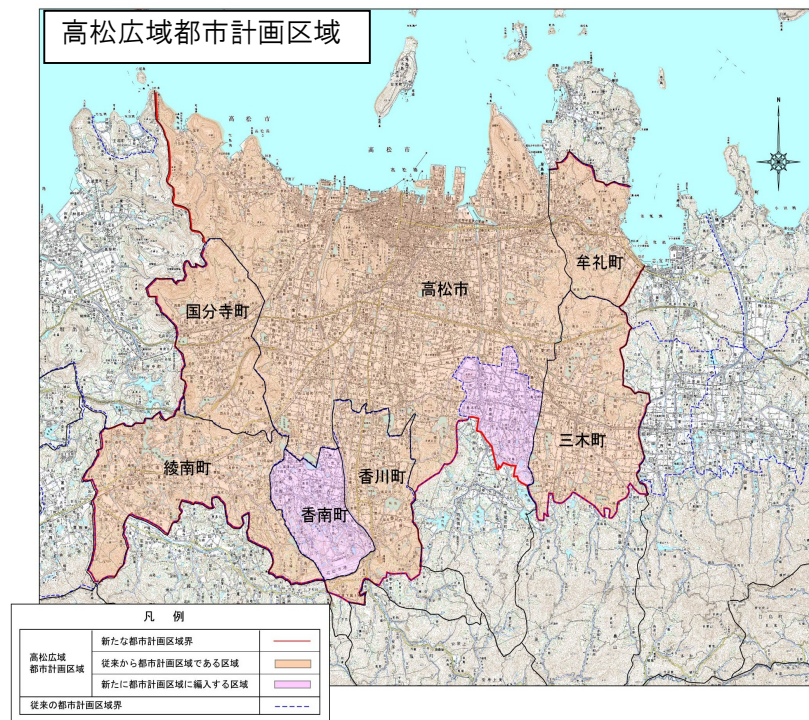
都市計画区域とは、都市計画を策定すべき場というべきもので、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法及びその他の法令の規制を受けるべき土地として県によって指定された区域です。

高松市においては、旧都市計画法（大正8年4月5日 法律第36号）に基づき、大正15年5月19日に「高松市都市計画区域」として当初決定され、その後、隣接町村の合併により逐次拡張されました。

昭和44年6月に、新都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）が施行されたことに伴い、従来の市域だけの都市計画区域から、行政区域にこだわらずに実質的に一体の都市を形成する区域について指定することとなり、本市をはじめ、丸亀市・坂出市・牟礼町・宇多津町を含む、県中央部の一体的都市計画を確立するため、昭和46年9月21日「香川中央都市計画区域」として指定されました。その後、公有水面埋立てに伴い逐次拡張されてきました。

平成12年の都市計画法の改正に伴い、都市計画区域の見直しが行われ、従来の「香川中央都市計画区域」（3市2町）から高松市と周辺6町（牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町）で構成する「高松広域都市計画区域」に再編されるとともに、既に都市的な土地利用が進展している山田地区の一部（由良町、川島本町、川島東町、小村町、亀田南町、十川西町、十川東町）が都市計画区域に指定されました。

現在、本市の都市計画区域の面積は24,044haであり、都市計画区域外は、山田地区の一部（池田町、東植田町、西植田町、菅沢町）、女木町、男木町及び亀水町の一部（大槌、小槌島）、塩江町、庵治町、香川町の一部です。



●都市計画区域指定の変遷（高松市関係分）

都市計画区域名	都市計画区域面積	根拠法令	区域指定年月日	備考
高松	1,097ha	旧都市計画法 (法適用T14327)	T15.5.19	旧法に基づき、市全域を都市計画区域に指定
	5,367ha		S15.2.11	鷺田村、太田村、木太村、古高松村、屋島町の合併による
	6,457ha		S31.9.30	香西町、仏生山町、多肥村ほか12か村の合併による
	14,634ha		S34.2.21	都市計画区域を女木・男木町及び亀水町の一部（大槌・小槌島）を除く区域に指定
香川中央	14,939ha	都市計画法	S46.9.21	新都市計画法の施行に伴い、香川中央都市計画区域（高松市、丸亀市、坂出市、牟礼町、宇多津町 面積：28,182ha）の当初指定
高松広域	16,195ha	都市計画法	H16.5.17	都市計画区域の再編及び山田地区7町の編入
	23,980ha		H18.1.10※	牟礼町、香川町、香南町及び国分寺町の市域編入

注）区域指定年月日の※は、合併年月日を記載

注）公有水面の埋立による都市計画区域面積の変動は除く

●都市計画区域指定の変遷（旧牟礼町・国分寺町・香川町・香南町関係分）

町名	都市計画 区 域 名	都市計画 区域面積	根拠法令	区域指定 年 月 日	備 考
牟礼町	牟礼村	1,644ha	旧都市計画法	S 9. 2. 6	旧法に基づき、村全域を都市計画区域に指定
	香川中央	1,648ha	都市計画法	S46. 9.21	香川中央都市計画区域の当初指定
	高松広域	1,648ha	都市計画法	H16. 5.17	高松広域都市計画区域に再編
国分寺町	国分寺	2,625ha	都市計画法	S59. 4.10	町全体を香川中央都市計画区域に指定
	高松広域	2,625ha	都市計画法	H16. 5.17	高松広域都市計画区域に再編
香川町	香川町	2,036ha	都市計画法	S59. 9. 1	町の一部区域を除き香川中央都市計画区域に指定
	高松広域	2,036ha	都市計画法	H16. 5.17	高松広域都市計画区域に再編
香南町	高松広域	1,472ha	都市計画法	H16. 5.17	高松広域都市計画区域に指定

第 4 節 市街化区域と市街化調整区域

区域区分は、都市計画区域における無秩序な市街化を防止し、効率的な都市環境の整備を進めるため、都市の発展の動向を勘案し、市街地として積極的に整備する区域（市街化区域）と、当分の間市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分する制度であり、通常、線引き制度といっています。

本市では、昭和 46 年 10 月 20 日に当初決定し、その後、太田第 2 地区、新規埋立地等を随時、市街化区域に編入してきました。

しかし、平成 12 年の都市計画法の大幅な改正により、線引き制度が原則として都道府県の選択性となるなど、地域の実情に応じた都市計画の策定が可能となったことを受け、線引きに代わる新しい土地利用コントロール制度の導入に合わせて、平成 16 年 5 月 17 日に線引き制度（区域区分）を廃止しました。

●市街化区域と市街化調整区域の変遷（高松市関係分）

市街化 区 域	市 街 化 調整区域	決 定 年月日	備 考
4, 450ha	10, 489ha	S46. 10. 20	当初決定 都市計画法の施行に伴う市街化区域・市街化調整区域の当初決定
4, 478ha	10, 496ha	S57. 12. 28	第 1 回見直し 臨海部埋立地（瀬戸内町、福岡町、朝日町六丁目）の市街化区域への編入
4, 723ha	10, 251ha	S61. 3. 28	部分変更 太田第 2 土地区画整理事業区域（245ha）の市街化区域への編入
4, 733ha	10, 251ha	H 4. 12. 11	部分変更 臨海部埋立地（高松港頭地区）の市街化区域への編入
4, 754ha	10, 251ha	H 7. 1. 10	第 2 回見直し 臨海部埋立地の市街化区域への編入 （杣場川：1. 6、浜ノ町：0. 26、郷東町：1. 5、香西沖：18. 0ha）
—	—	H16. 5. 17	区域区分（線引き）の廃止

●市街化区域と市街化調整区域の変遷（旧牟礼町関係分）

市街化区域	市街化調整区域	決定年月日	備考
465ha	1,186ha	S46. 10. 20	当初決定 都市計画法の施行に伴う市街化区域・市街化調整区域の当初決定
474ha	1,181ha	S57. 12. 28	第1回見直し
491ha	1,156ha	H 7. 1. 10	第2回見直し
—	—	H16. 5. 17	区域区分（線引き）の廃止

第5節 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに、合理的な土地利用を図るために定める都市計画です。

地域地区に関する都市計画は、地域の実情に応じて定められ、また、必要に応じて地域地区が重複して定められる場合もありますが、建築物の用途、形態、構造等に関し一定の制限を加えることにより、それぞれの地域地区の目標とする土地利用を実現しようとするものです。

1. 用途地域

用途地域制度は、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形態を規制・誘導する都市計画・建築規制制度であり、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすものです。

本市の用途地域は、旧都市計画法で4用途地域（住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域）を指定していましたが、昭和45年の都市計画法の改正を受けて、昭和48年12月11日に8用途地域の指定を行いました。平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正により、住居系用途地域が細分化され、用途地域の種類が8種類から12種類となったことを受け、平成8年5月21日に決定しました。

平成17年3月25日には、線引きの廃止に伴う土地利用コントロール方策として、既に市街化している区域や今後市街化が見込まれる林地区、田村・太田地区、川島地区について、新たに用途地域を指定しました。

平成18年3月31日には、平成18年1月10日に合併した旧牟礼町、旧香川町及び国分寺町について、建ぺい率を改めて定め、新高松市の用途地域とする変更を行いました。

平成23年12月1日には、新病院を核としたまちづくりの推進に向け、仏生山の県農業試験場跡地の用途白地地域について、用途地域を指定しました。

平成25年10月18日には、朝日町三丁目地区の公有水面埋立に伴い、用途地域を指定しました。

平成28年3月4日には、香西北町地区の公有水面埋立に伴い、用途地域を指定しました。

●旧都市計画法に基づく変遷

上段：面積(ha)、下段：比率

決定年月日 施行年月日	住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域	未指定地域	合計
S 5. 9. 26	559.66	139.83	—	278.34	74.71	1,052.54
S 5. 11. 1	53%	13%	—	26%	7%	100%
S23. 11. 25	622.0	181.6	—	64.1	186.4	1,054.1
S23. 12. 25	59%	17%	—	6%	18%	100%
S26. 11. 27	519.4	256.9	193.3	101.6	—	1,071.2
S26. 11. 27	48%	24%	18%	9%	—	100%
S38. 10. 4	1,692.6	297.6	596.9	391.9	—	2,979.0
S38. 10. 4	57%	10%	20%	13%	—	100%

●新都市計画法に基づく変遷（高松市関係分）

上段：面積(ha)、下段：比率

決 定 年 月 日	第一種 住居専 用地域	第二種 住居専 用地域	住 居 地 域	近 商 地	隣 業 域	商 地	業 域	準工業 地 域	工 地	業 域	工 専 地 域	業 用 地 域	合 計	備 考
S48.12.11	747 17%	963 22%	1,264 28%	295 7%	220 5%	660 15%	143 3%	158 4%	4,450 100%	新都市計画法の施行に伴う新用途地域の決定				
S57.12.28	747 17%	963 22%	1,268 28%	295 7%	220 5%	684 15%	143 3%	158 4%	4,478 100%	臨海部埋立地(朝日町六丁目等)の市街化区域編入に伴う変更				
S63.7.15	747 16%	1,094 23%	1,311 28%	308 7%	220 5%	742 16%	143 3%	158 3%	4,723 100%	太田第2土地区画整理事業の施行に伴う変更				
H4.12.11	747 16%	1,094 23%	1,311 28%	308 7%	220 5%	752 16%	143 3%	158 3%	4,733 100%	臨海部埋立地(高松港頭地区)の市街化区域編入に伴う変更				
H7.1.10	747 16%	1,094 23%	1,311.3 28%	308 6%	221.6 5%	752 16%	144.5 3%	176 4%	4,754 100%	臨海部埋立地(香西沖等)の市街化区域編入に伴う変更				
H7.12.8	747 16%	1,094 23%	1,309.8 28%	308 6%	241.8 5%	733.3 15%	144.5 3%	176 4%	4,754 100%	高松港頭地区土地区画整理事業の施行に伴う変更				

●新都市計画法に基づく変遷（旧牟礼町関係分）

上段：面積(ha)、下段：比率

決 定 年 月 日	第一種 住居専 用地域	第二種 住居専 用地域	住 居 地 域	近 商 地	隣 業 域	商 地	業 域	準工業 地 域	工 地	業 域	工 専 地 域	業 用 地 域	合 計	備 考
S48.12.11	89 19%	129 27%	109 23%	16 3%	0 0%	102 22%	29 6%	0 0%	474 100%	新都市計画法の施行に伴う新用途地域の決定				

●新用途地域の変遷（高松市関係分）

上段：面積(ha)、下段：比率

決 定 年 月 日	第一種低 層住居専 用地域	第二種低 層住居専 用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専 用地域	合計	備考
H8.5.21	645 13%	84 2%	717 15%	317 7%	903 19%	286 6%	35 1%	361 8%	243 5%	843 17%	145 3%	176 4%	4,754 100%	新用途地域の決定
H14.7.30	645 13%	84 2%	717 15%	317 7%	903 19%	286 6%	35 1%	361 8%	243 5%	863 18%	145 3%	156 3%	4,754 100%	朝日新田地区の用途地域見直しに伴う変更
H17.3.25	644 13%	84 2%	776 15%	365 7%	994 19%	362 7%	35 1%	370 7%	243 5%	915 18%	145 3%	156 3%	5,088 100%	林・田村・太田・川島地区の用途地域指定
H18.3.31	887 14%	149 2%	941 15%	440 7%	1,288 20%	438 7%	94 1%	432 7%	265 4%	1,134 18%	191 3%	156 2%	6,415 100%	牟礼町・香川町・国分寺町の建ぺい率を改め高松市の用途地域とした
H23.12.1	887 14%	149 2%	941 15%	440 7%	1,300 20%	438 7%	94 1%	432 7%	265 4%	1,134 18%	191 3%	156 2%	6,427 100%	仏生山駅周辺地区の用途地域指定
H25.10.18	887 14%	149 2%	941 15%	440 7%	1,300 20%	438 7%	94 1%	432 7%	265 4%	1,134 18%	193 3%	158 2%	6,431 100%	朝日町三丁目地区の用途地域指定
H27.3.31	887 14%	149 2%	941 15%	440 7%	1,300 20%	438 7%	94 1%	432 7%	265 4%	1,134 18%	215 3%	143 2%	6,438 100%	郷東町地区の地区計画指定に伴う用途地域の変更
H28.3.4	887 14%	149 2%	941 15%	440 7%	1,300 20%	438 7%	94 1%	432 7%	265 4%	1,134 17%	215 3%	179 3%	6,474 100%	香西北町地区の用途地域指定
R2.10.2	887 14%	149 2%	941 15%	440 7%	1,300 20%	438 7%	94 1%	432 7%	265 4%	1,146 17%	215 3%	179 3%	6,485 100%	朝日地区・弦打地区の用途地域指定
R4.1.28	887 14%	149 2%	941 15%	440 7%	1,300 20%	438 7%	94 1%	432 7%	265 4%	1,149 17%	215 3%	179 3%	6,489 100%	朝日地区の用途地域指定
R6.9.6	887 14%	149 2%	941 15%	440 7%	1,300 20%	438 7%	94 1%	442 7%	265 4%	1,162 18%	213 3%	158 2%	6,489 100%	朝日町・福岡町周辺の用途地域の変更

注) 高松市において田園住居地域の指定はありません。

●新用途地域の変遷(旧牟礼町・国分寺町・香川町関係分)

上段：面積(ha)、下段：比率

町名	決定 年月日	第一種低 層住居専 用地域	第二種低 層住居専 用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	合計	備考
牟礼町	H 8. 5.21	89 18%	0 0%	139 29%	0 0%	95 19%	7 1%	4 1%	16 3%	0 0%	112 23%	30 6%	0 0%	491 100%	新用途地域の 決定
国分寺町	H 6. 1. 4	127 33%	0 0%	26.5 7%	0 0%	131.5 34%	0 0%	32.8 8%	10.8 3%	22.3 6%	33.1 9%	0 0%	0 0%	384.0 100%	
	H 6.12. 1	127 33%	0 0%	26.5 7%	0 0%	131.5 34%	0 0%	32.8 8%	10.8 3%	22.3 6%	33.1 9%	0 0%	0 0%	384.0 100%	高さの限度を 追加
香川町	H 6. 4. 1	27.1 6%	65.5 14%	0 0%	75.2 17%	67.4 15%	69.6 15%	22.1 5%	34.8 8%	0 0%	73.2 16%	16.6 4%	0 0%	451.5 100%	
	H 6.12. 1	27.1 6%	65.5 14%	0 0%	75.2 17%	67.4 15%	69.6 15%	22.1 5%	34.8 8%	0 0%	73.2 16%	16.6 4%	0 0%	451.5 100%	高さの限度を 追加

●用途地域の決定状況

(令和7年9月1日現在)

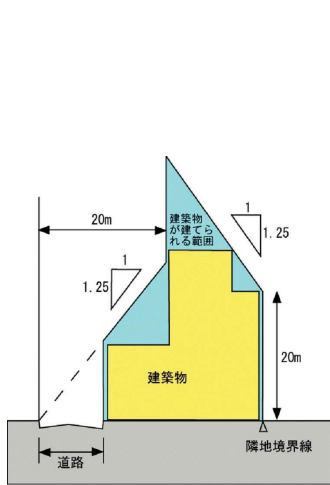
種 類	面 積	容積率	建ぺい率	建築物の高さの 限度	備 考
第一種低層住居専用地域	ha 約 42	6/10 以下	4/10 以下	10m	% 0.6
	約 311	8/10 以下	5/10 以下	10m	4.8
	約 534	10/10 以下	6/10 以下	10m	8.2
小計	約 887				13.6
第二種低層住居専用地域	約 65	10/10 以下	6/10 以下	10m	1.0
	約 84	15/10 以下	6/10 以下	10m	1.3
小計	約 149				2.3
第一種中高層住居専用地域	約 941	20/10 以下	6/10 以下		14.5
第二種中高層住居専用地域	約 440	20/10 以下	6/10 以下		6.8
第一種住居地域	約 1,300	20/10 以下	6/10 以下		20.1
第二種住居地域	約 438	20/10 以下	6/10 以下		6.8
準住居地域	約 94	20/10 以下	6/10 以下		1.5
近隣商業地域	約 148	20/10 以下	8/10 以下		2.3
	約 294	30/10 以下	8/10 以下		4.4
小計	約 442				6.7
商業地域	約 1.2	20/10 以下	(8/10 以下)		0.0
	約 22	30/10 以下	(8/10 以下)		0.3
	約 141	40/10 以下	(8/10 以下)		2.2
	約 56	50/10 以下	(8/10 以下)		0.9
	約 36	60/10 以下	(8/10 以下)		0.6
	約 1.7	70/10 以下	(8/10 以下)		0.0
	約 7.5	80/10 以下	(8/10 以下)		0.1
小計	約 265				4.1
準工業地域	約 1,162	20/10 以下	6/10 以下		17.5
工業地域	約 213	20/10 以下	6/10 以下		3.3
工業専用地域	約 158	20/10 以下	6/10 以下		2.8
合計	約 6,489		—		100.0

注1) 建ぺい率の()書きについては、建築基準法第53条第1項第4号において、一律に規定されています。

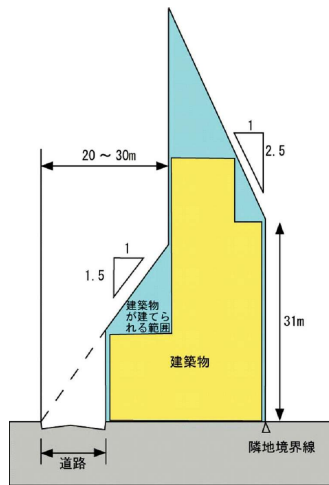
注2) 高松市において田園住居地域の指定はありません。

■高さの制限

住居系用途地域の場合

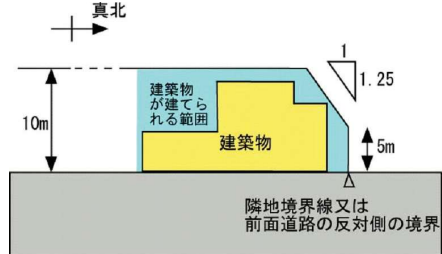


その他の場合



北側斜線・絶対高さ

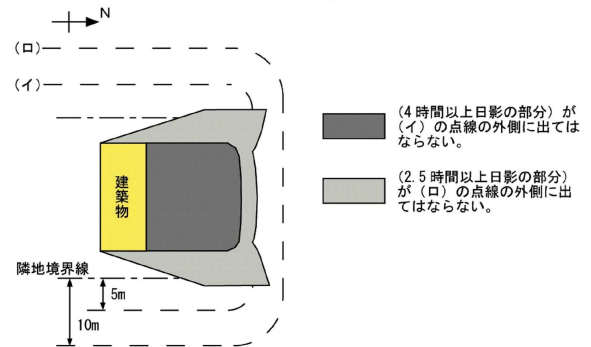
(第一種・第二種低層住居専用地域)



■日影規制

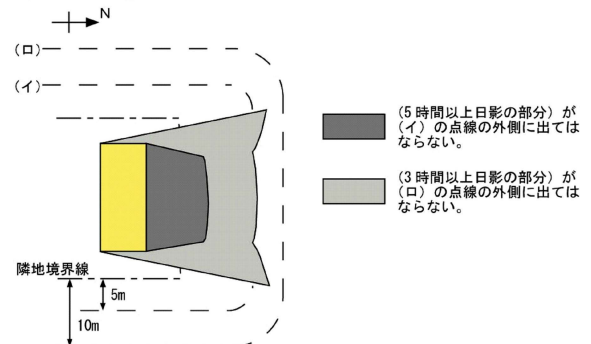
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域

平均地盤面から高さ1.5mの水平面における冬至日の日影
平均地盤面から高さ4mの水平面における冬至日の日影



第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域

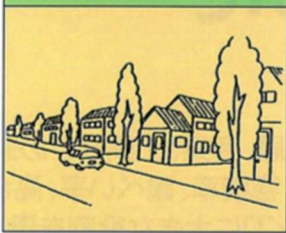
平均地盤面から高さ4mの水平面における冬至日の日影



●12種類の用途地域のイメージ図

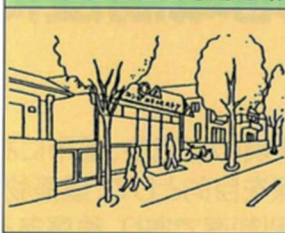
※高松市において田園住居地域の指定はありません。

第一種低層住居専用地域



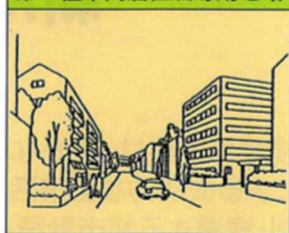
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



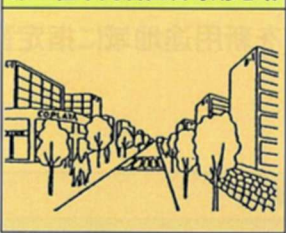
主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



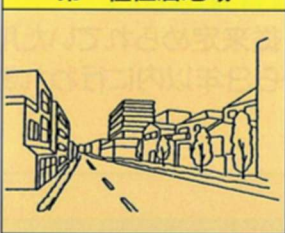
中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



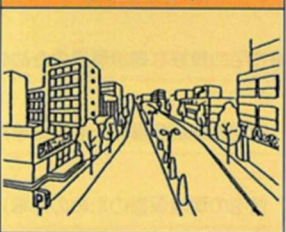
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



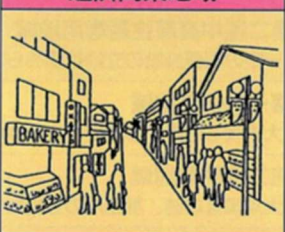
主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



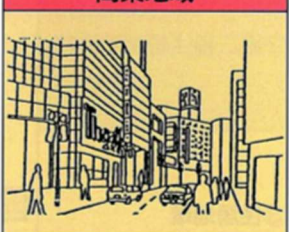
道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



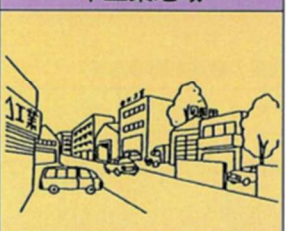
近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



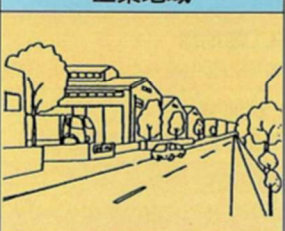
銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



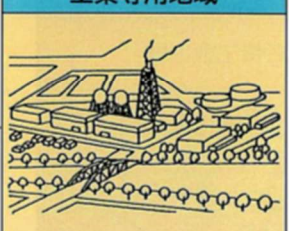
主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

●用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 特定用途制限地域 幹線沿道Ⅰ型 幹線沿道Ⅱ型 一般・環境保全型															用途地域の指定のない区域	備考			
		①、②、③、④、▲：面積、階数等の制限あり																			
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	○	○	③	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ、2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ、2階以下。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。			
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	○	○	③	○				
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	○				
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	○		○	○				
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの								○	○	○	○	○	④			○		○		
事務所等	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの																	○			
	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲ 2階以下			
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○				
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○				
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの							○	○	○	○	○	○	○			○	○				
ホテル、旅館								▲	○	○	○	○			▲	▲	○	▲ 3,000㎡以下			
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バットイング練習場等							▲	○	○	○	○	○		▲	▲	○	▲ 3,000㎡以下			
	カラオケボックス等(ダンスホール)								○	○	○	○	○	○				○			
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等							▲	▲	○	○	▲	▲					▲ 10,000㎡以下			
	劇場、映画館、演劇場、観覧場、ナイトクラブ等							①	○	○	②						②	① 客室200㎡未満 ② 客室10,000㎡以下			
	キャバレー、料理店等、個室付浴場等										○	▲						○	▲ 個室付浴場等を除く		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				
	大学、高等専門学校、専修学校等				○	○	○	○	○	○	○	○						○			
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	病院				○	○	○	○	○	○	○	○					○				
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○	▲ 600㎡以下		
	自動車教習所						▲	○	○	○	○	○	○					○	▲ 3,000㎡以下		
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)				①	①	①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	②	○	① 300㎡以下 2階以下 ② 1,500㎡以下 2階以下 ③ 2階以下		
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③	○		① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○			▲ 1,500㎡以下 2階以下
	畜舎(15㎡を超えるもの)						①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	②	○			① 3,000㎡以下 ② 1,500㎡以下 2階以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		①	①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	○			原動機の制限あり ① 2階以下 ② パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等に限る
	倉庫等	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②	○	○	○	○	○	③	○		原動機・作業内容の制限あり
		危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	○	○	③	○	作業場の床面積	
		危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○			○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 2階以下	
		危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれのある工場												○	○				○		
		自動車修理工場							①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	④	○	原動機の制限あり 作業場の床面積①50㎡以下 ②150㎡以下 ③ 300㎡以下 ④ 2階以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下		
	量が少ない施設										○	○	○	○	○			○			
	量がやや多い施設												○	○	○			○			
	量が多い施設													○	○			○			
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等																			都市計画区域内においては都市計画決定が必要		

注1)本表は、「建築基準法別表第二」、「高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例」及び「高松市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
 注2)高松市において田園住居地域の指定はありません。

2. 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図ることを目的に定めるものです。

平成 18 年 5 月に都市計画法、建築基準法の一部が改正され、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び用途白地地域において大規模集客施設の立地が制限されました。この法律の全面施行にあわせ、市の定める都市計画として、広域的都市機能となる大規模集客施設の立地を制限し、集約型都市構造への転換を推進するため、準工業地域に「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定しました。

●特別用途地区の決定状況			(令和 7 年 9 月 1 日現在)	
種 類	面 積 (ha)	建築してはならない建築物	決 定 年 月 日	備 考
特別用途地区 (大規模集客施設 制限地区)	約 1,134ha	劇場、映画館、演劇場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演劇場または観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるもの。	H19.11.30	都市計画 用途地域 のうち準 工業地域 の全域
	約 1,146ha		R 2.10.2	
	約 1,149ha		R 4.1.28	
	約 1,162ha		R 6.9.6	

3. 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、平成 12 年の都市計画法の改正による線引き制度の選択制の導入と併せ、用途地域が定められていない地域（用途白地地域）の良好な環境形成又は保持を図る観点から、創設されたもので、特定の用途の建築物その他の工作物の立地のみを規制するものです。

高松市では、地域の実情等を踏まえ、用途白地地域全域を幹線沿道型と一般・環境保全型に分け、平成 16 年 5 月 17 日に指定しました。

平成 18 年 3 月 31 日には、平成 18 年 1 月 10 日の旧牟礼町及び旧国分寺町との合併に伴い、名称を改め、新高松市の特定用途制限地域とする変更を行いました。

平成 23 年 12 月 1 日には、用途白地地域の良好な環境の形成又は保持のため、特定用途制限地域の種類及び制限する建築物等の用途の概要などを変更するとともに、新たに用途地域の指定を行うため、香川県農業試験場跡地の特定用途制限地域を廃止しました。

令和 2 年 7 月 27 日には、郊外部における土地利用コントロール方策として、特定用途制限地域の幹線沿道型を幹線沿道Ⅰ型と幹線沿道Ⅱ型に分類し、用途白地地域における店舗等面積の上限を、車線数等に応じて段階的に設定するため、特定用途制限地域を変更しました。

●特定用途制限地域の決定状況			(令和7年9月1日現在)
種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 (幹線沿道Ⅰ型)	約476ha	・一定規模(3,000㎡)を超える店舗、事務所等 ・大学、高等専門学校等 ・一定規模(20床)以上の病院 ・一定規模(600㎡)を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ・自動車教習所 ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ・一定規模(3,000㎡)を超えるホテル、旅館等及び劇場、映画館、パチンコ屋等 ・風俗施設	
特定用途制限地域 (幹線沿道Ⅱ型)	約467ha	・一定規模(1,500㎡)を超える店舗等 ・一定規模(3,000㎡)を超える事務所等 ・大学、高等専門学校等 ・一定規模(20床)以上の病院 ・一定規模(600㎡)を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ・自動車教習所 ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ・一定規模(3,000㎡)を超えるホテル、旅館等及び劇場、映画館、パチンコ屋等 ・風俗施設	
特定用途制限地域 (一般・環境保全型)	約13,556ha	・一定規模(500㎡)を超える店舗、事務所等 ・大学、高等専門学校等 ・一定規模(20床)以上の病院 ・一定規模(600㎡)を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ・自動車教習所 ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ・ホテル、旅館、劇場、映画館、パチンコ屋等 ・風俗施設	
合計	約14,498ha		

4. 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地において、建築物の敷地内に有効な空地を確保し、併せて小規模建築物の建築を抑制することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と道路などの都市機能の更新を図ることを目的に定めるものです。

具体的には、建ぺい率の最高限度と壁面の位置の制限により敷地内の有効な空地を確保し、建築面積の最低限度や容積率の最低限度を定めて小規模建築物の建築を抑制します。また、これらの制限や都市施設の配置を考慮した上で、用途地域で定められた容積率の最高限度を緩和できる制度です。

なお、市街地再開発事業は、高度利用地区内において施行することができることとなっています。

●高度利用地区の指定状況

(令和7年9月1日現在)

種 類	面積 (ha)	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	決 定 年月日	備 考	
高度利用地区 (片原町駅西・第3街区)	約 0.4	55/10	20/10	7/10※1	200 ㎡	H 8. 2. 27	片原町駅西・第3街区 第一種市街地再開発事業	
	※1 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10を加えた数値とする。							
高度利用地区 (高松丸亀町商店街A街区)	約 0.4	55/10	20/10	7/10※2	200 ㎡	H13. 3. 21	高松丸亀町商店街A街区 第一種市街地再開発事業	
	※2 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10、同条第4項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。							
	—					H16. 4. 13	廃止	
高度利用地区 (高松丸亀町商店街G街区)	約 1.3	A	55/10※3	20/10	7/10※3	200 ㎡	H13. 3. 21	高松丸亀町商店街G街区 第一種市街地再開発事業
		B	65/10※4	20/10	7/10※3	200 ㎡		
	※3 文化・交流機能部分の床面積が敷地面積の50%以上の場合には、Aは60/10、Bは70/10とする。 ※4 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては8/10、同条第4項第1号に相当する建築物にあつては9/10とする。							
	—					H21. 6. 30	廃止	
高度利用地区 (大工町・磨屋町地区)	約 0.5	55/10	20/10	7/10※5	200 ㎡	H30. 6. 25	高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業	
	※5 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10、同条第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。							

5. 都市再生特別地区

都市再生特別地区は、平成 14 年に制定された都市再生特別措置法により、新たに都市計画に定める地域地区の一つとして創設されたものであり、都市再生緊急整備地域において土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことにより、都市の再生に貢献し、都市機能、環境及び安全性の維持向上を図るため、既存の用途地域等による制限を緩和することができるものです。

高松市では、サンポート高松と丸亀町商店街を含む地域において都市再生緊急整備地域が定められています。

●都市再生特別地区の指定状況

(令和7年9月1日現在)

種 類	面積 (ha)	建築物その他 の工作物の誘 導すべき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの最 高限度	壁面の位 置の制限	決 定 年月日
都市再生特別地区 (高松丸亀町商店街 A 街区)	約 0.5	—	55/10	20/10	7/10 ^{※1}	200 m ²	高層部 ^{※2} 36.5m 低層部 ^{※2,3} 16.5m	^{※4} 1.0m ～1.5m	H16. 4. 13
都市再生特別地区 (内町街区)	約 1.0	—	50/10	20/10	8/10 ^{※1}	200 m ²	高層部 ^{※2} 36.5m	^{※4} 1.0m ～5.0m	H16. 4. 13
都市再生特別地区 (高松丸亀町商店街 G 街区西)	約 0.65	—	46/10 ^{※5}	20/10	7/10 ^{※6,7}	200 m ²	高層部 ^{※8} 60.0m 中層部 ^{※8} 36.5m 低層部 ^{※8} 16.5m	^{※9,10} 1.0m ～1.5m	H21. 6. 30
都市再生特別地区 (高松丸亀町商店街 G 街区東)	約 0.55	—	65/10 ^{※5}	20/10	7/10 ^{※6,7}	200 m ²	高層部 ^{※8} 60.0m 中層部 ^{※8} 36.5m 低層部 ^{※8} 16.5m	^{※9,10} 1.0m ～1.5m	H21. 6. 30
合計	約 2.7								

- ※1 建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物にあって A 街区は 8/10、内町街区は 9/10、同条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあって A 街区は 9/10 とする。
- ※2 高さの算定は建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に準ずる。
- ※3 低層部は、道路中心線から 10m の区域とする。
- ※4 アーケード、渡り廊下は除く。
- ※5 ただし、アーケード、渡り廊下（道路上空通路）、丸亀町栗林線に面した G 街区東及び G 街区西の広場上空に設置された屋根は容積率の計算に含めない。
- ※6 ただし、アーケード、アーケードに付属するもの、渡り廊下（道路上空通路）、丸亀町栗林線に面した G 街区東及び G 街区西の広場上空に設置された屋根は建ぺい率の計算に含めない。
- なお、アーケードに付属するものとは、建築物と一体となりアーケードの荷重を支えるもの又は風雨を防ぐものとする（以下同じ）。
- ※7 ただし、商業地域で、かつ、防火地域内にある耐火建築物（アーケードは除く）にあっては 10 分の 2 を加えた数値とする。
- ※8 ただし、建築物の高さは建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に準じ、地盤面からの高さとし、この他、アーケード、アーケードに付属するもの、渡り廊下（道路上空通路）並びに丸亀町栗林線に面した G 街区東及び G 街区西の広場上空に設置される屋根、消防活動上必要な施設は付帯施設を含め建築物の高さ制限から除く。
- また、高層部、中層部、低層部の位置、区域は計画図表示のとおりとする。
- ※9 ただし、アーケード、アーケードに付属するもの、渡り廊下（道路上空通路）、丸亀町栗林線に面した G 街区東及び G 街区西の広場上空に設置された屋根並びに防犯上有効な照明施設、ひさし、消防活動上必要な施設については付帯施設を含め、この規定を適用しない。
- ※10 壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、かき、さく、塀、門、広告物、看板、自動販売機その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。
- ただし、次の号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
- (1) 公共的な歩行活動に貢献するベンチ、テント、サイン、植栽及び照明施設等
- (2) 建築物の外壁に設置する突き出し広告板及び可動式のひさし等で、地盤面からその下端までの高さが 2.5 m 以上であるもの
- (3) 消防活動上必要な施設

6. 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、建築物の構造や材質を規制することにより、市街地における火災の延焼を防除するために定めるものです。これらの地域内においては、建築基準法により一定の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物にしなければならず、防火上の観点から建築物の構造を制限しています。

高松市では、中心市街地の商業地域を中心に、次のとおり指定しています。

●防火地域及び準防火地域の指定状況

(令和7年9月1日現在)

都市計画 区 域 名	防火地域 (ha)	準防火 地 域 (ha)	合 計 (ha)	決 定 年月日	備 考
高 松	—	223.08	223.08	S24. 7. 12	当初決定
	—	249.81	249.81	S26. 11. 27	変更
	2.91	246.90	249.81	S28. 2. 2	防火地域を延長 2,650m、幅員 11m で指定
	5.327	244.483	249.81	S37. 1. 18	変更
	5.863	243.947	249.81	S42. 11. 24	変更
	8.263	241.547	249.81	S44. 4. 24	変更
香川中央	17.5	252.5	270.0	H 7. 12. 8	高松港頭地区の一部を追加
高松広域	17.5	252.5	270.0	H16. 5. 17	都市計画区域の再編による名称変更

7. 風致地区

風致地区は、都市における樹林地、水辺地などの良好な自然的景観を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定めるものです。

風致地区内においては、建築、宅地造成等の行為を行う場合、都市計画法第58条の規定による県条例『風致地区内における建築物等の規制に関する条例（昭和45年10月24日 条例第37号）』に基づき、高松市長の許可を受けなければなりません。

当初指定から長期間経過し、都市化の進展による土地利用状況の変化などにより、指定の意義が失われている状況もあることから、平成16年5月17日に高松風致地区の区域を見直すとともに、芝山風致地区の廃止を行いました。

●風致地区の指定状況

(令和7年9月1日現在)

名 称	面 積 (ha)	決 定 年月日	位 置 (現況の町丁目による)
高 松 風致地区	242.038	S 6. 5. 25	当初決定 栗林町一丁目、室町、東ハゼ町、峰山町、宮脇町二丁目、西宝町二丁目、西宝町三丁目、室新町、中野町
	230	H16. 5. 17	区域の見直し 栗林町一丁目、室町、東ハゼ町、峰山町、宮脇町二丁目、西宝町二丁目、西宝町三丁目、室新町、中野町

名 称	面 積 (ha)	決 定 年月日	位 置 (現況の町丁目による)
芝 山 風致地区	17.58	S11. 12. 23	当初決定 香西北町、香西本町
	—	H16. 5. 17	廃止

8. 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、駐車場法に基づき、商業地域、近隣商業地域又は特別用途地区が定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域内において、自動車交通が著しく輻輳する地区で道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について定めるものです。

なお、駐車場整備地区では、市町村の条例で一定規模以上の建築物の新增築等に対し、自動車の駐車施設の設置を義務付けることができることとされており、「高松市建築物における駐車場施設の附置に関する条例（昭和56年9月29日条例第40号）」を定めています。

高松市では、昭和56年7月に当初決定して以来、次のとおり指定しています。

●駐車場整備地区の指定状況

（令和7年9月1日現在）

都市計画区域名	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	備 考
香 川 中 央	高松駐車場整備地区	220.0	S56. 7. 17	当初決定（商業地域）
		267.3	H 7. 12. 8	港頭地区の一部等を追加
高 松 広 域	高松駐車場整備地区	267.3	H16. 5. 17	都市計画区域の名称変更

9. 臨港地区

臨港地区は、港湾法に基づき、港湾機能を効率的に発揮させ、港湾の管理運営の円滑化を図るために定めるものです。

臨港地区内では、港湾法に基づきそれぞれの港湾機能に応じた地区（分区）を定めることができます。分区の種類には、商港区、工業港区、保安港区、特殊貨物港区等があり、各分区内では、港湾管理者である県が定める条例「香川県管理港湾の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例（昭和40年3月29日条例第2号）」により、分区の目的を阻害する建築行為が規制されています。

高松市では、次のとおり指定されています。

●臨港地区の指定状況

（令和7年9月1日現在）

都市計画 区 域 名	面 積 (ha)	分 区 指 定 (ha)							決定年月日
		商	工業	鉄道連絡	保安	特殊貨物	マリーナ	指定なし	
高 松	88.93	20.59	44.29	5.65	14.40	4.00	-	-	S40. 3. 5(当初決定)
香川中央	153.6	20.8	108.7	5.7	14.4	4.0	-	-	S45. 5. 30(香西、朝日地区変更)
	193.8	60.0	109.7	5.7	14.4	4.0	-	-	S53. 10. 12(朝日新町変更)
	199.8	68.8	109.7	0.0	14.4	4.0	-	2.9	H 4. 12. 11(港頭地区変更)
	199.8	47.8	108.7	0.0	14.4	4.0	-	24.9	H14. 7. 30(分区の変更)
高松広域	199.8	47.8	108.7	0.0	14.4	4.0	-	24.9	H16. 5. 17(名称の変更)
	202.05	47.8	110.95	0.0	14.4	4.0	-	24.9	H18. 3. 31(牟礼港、久通港の編入)
	219.45	54.8	110.95	0.0	14.4	4.0	0.4	34.9	H20. 1. 22(高松港の変更)
	221.75	54.8	110.95	0.0	14.4	4.0	0.4	37.2	H20. 4. 23(立石港の編入)
	222.15	54.8	110.55	0.0	14.4	4.0	0.4	38.0	H23. 5. 10(久通港の変更、石場港の編入)
	225.65	54.8	110.55	0.0	14.4	4.0	0.4	41.5	H25. 10. 18(朝日地区埋立ての編入)
	232.65	54.8	95.65	0.0	14.4	4.0	0.4	63.4	H27. 3. 31(弦打地区の地区計画指定に伴う変更)
	239.45	54.8	95.65	0.0	14.4	4.0	0.4	70.2	H28. 3. 4(牟礼港の変更と志度港の編入)
	276.15	54.8	125.65	0.0	14.4	4.0	1.1	76.2	H29. 12. 8(香西北町地区埋立ての編入等)
	288.05	52.1	125.65	0.0	14.4	4.0	1.1	90.8	R2. 10. 8(弦打、朝日地区埋立ての編入)
	291.75	52.1	125.65	0.0	14.4	4.0	1.1	94.5	R4. 2. 7(朝日地区埋立ての編入)
	293.95	52.1	125.65	0.0	14.4	4.0	1.1	96.7	R6. 1. 31(立石港の変更)

第6節 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市生活を営む上で必要とされる施設です。都市計画では、このうち必要なものを都市計画決定しています。

1. 交通施設

交通施設は、人や物の移動を円滑に行うための都市の根幹的基盤施設であり、長期展望に立つて、必要な施設を都市計画決定しています。

交通施設には、道路、鉄道といった線的な交通路だけでなく、鉄道駅、駅前広場、自動車ターミナル、駐車場といった交通結節点を構成する施設（交通結節施設）も含まれます。

① 都市計画道路

道路は、都市の骨格を形成し、人、自動車、自転車などの円滑な交通の場を提供することにより、都市交通ネットワークの中で最も中心的な役割を果たすとともに、上下水道、電気、ガス等の公共公益施設を収容し、震災、火災時において消防活動の場、避難路となることに加え、日照、通風、レクリエーションのための公共空間を提供するなどの多目的な効用を発揮する都市の基盤的施設です。

都市計画道路の種別としては、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路があり、その内容は次の表のとおりです。

●都市計画道路の種別

種 別	内 容
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等、もっぱら自動車の交通の用に供する道路
幹線街路	・都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入する交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもち、近隣住区等の地区の外郭を形成する道路 ・近隣住区等の地区における主要な道路で、当該地区の発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの
区画街路	近隣住区等の地区における宅地の利用に供するための道路
特殊街路	もっぱら歩行者・自転車・都市モノレール等自動車以外の交通の用に供するための道路

高松市の都市計画道路は、昭和3年10月4日に当初決定を行い、昭和21年6月5日に変更、復興土地区画整理事業とともに街路事業に着手しました。その後、都市規模の拡大に対応した道路体系を確立するため、昭和44年5月20日に全面的に見直し、現在の都市の骨格となる幹線道路網が計画されました。

近年の主な変更内容としては、平成2年12月の四国横断自動車道（三木高松線）の追加等の変更、平成3年10月～11月の香川インテリジェントパーク周辺における追加等の変更、平成4年11月～12月の高松港頭及び太田第2土地区画整理事業地内における追加等の変更、平成7年8月の高松港頭地区総合整備事業に関連したJR貨物移転地区における追加等の変更があげられます。

また、平成17年3月には、整備の必要性の低い路線を廃止、縮小する見直しを行いました。

●都市計画道路の整備状況

（令和7年9月1日現在）

道路種別	路線数	計画延長(m)	整備済延長(m)			整備率
			供用済延長	整備中換算	合計	
自動車専用道	1	13,460	13,460	0	13,460	100.0%
幹線街路	61	204,940	181,413	14,570	195,983	95.6%
区画街路	3	990	405	205	610	61.6%
特殊街路	2	740	740	0	740	100.0%
合計	67	220,130	196,018	14,775	210,793	95.8%

道路の名称

○・□・△△△

路線名

一連番号

規模（1～7）

区分（1～9）

区分（○）

規模（□）

一連番号（△）

1：自動車専用道路 8：特殊街路（歩行者専用道 自転車道 自転車専用道）
3：幹線街路 9：特殊街路（都市モノレール専用道路）
7：区画街路

1：幅員40m以上 5：幅員12m以上16m未満
2：幅員30m以上40m未満 6：幅員8m以上12m未満
3：幅員22m以上30m未満 7：幅員8m未満
4：幅員16m以上22m未満

当該都市計画区域ごと、区分ごとの一連番号を付する。

●都市計画道路の決定状況

(令和7年9月1日現在)

種 別	路線番号	路 線 名 称	起 点	終 点	車線 の数	代表幅員 (m)	延長 (m)	決定年月日
自 専 道	1・4・101	三木高松線	三木町大字井上 字小谷	高松市中間町	4	20.5	13,460	H14. 3. 12
幹線 街路	3・1・101	三木高松国分寺線	三木町大字井上 字北地	高松市国分寺町国分 字新開	6	40	17,830	H28. 11. 4
	3・2・102	中新町詰田川線	中新町	木太町	6	30	2,330	S53. 12. 21
	3・2・103	錦町国分寺綾南線	錦町二丁目	綾川町陶字宮藪	4	30	12,200	R 1. 12. 24
	3・3・104	高松港岩崎線	サンポート	香南町岡	4	25	14,630	H13. 3. 30
	3・3・105	屋島西宝線	高松町	西宝町一丁目	4	22	8,340	H17. 3. 8
	3・3・106	室町新田線	室町	新田町字本村	4	22	5,680	H 5. 12. 7
	3・3・107	木太鬼無線	木太町字小原	鬼無町藤井	4	22	7,540	R 7. 8. 29
	3・3・108	屋島東山崎線	屋島西町字新浜	東山崎町字西原	4	25	6,130	H11. 4. 30
	3・3・109	福岡三谷線	福岡町三丁目	三谷町字中原	4	22	7,440	H14. 3. 12
	3・3・110	福岡多肥上町線	福岡町三丁目	多肥上町字宮尻	4	22	6,000	H 3. 11. 1
	3・3・111	朝日町仏生山線	朝日町二丁目	仏生山町	4	22	7,940	H 5. 3. 30
	3・3・149	成合六条線	成合町字原	六条町字上川東	4	25	6,550	R 2. 3. 17
	3・4・112	高松海岸線	新田町字本村	亀水町	4	20	18,200	H31. 3. 5
	3・4・113	天神前瓦町線	番町一丁目	瓦町二丁目	2	20	750	S53. 12. 21
	3・4・114	郷東香南線	郷東町字新開	香南町由佐	4	20	15,560	H29. 12. 1
	3・4・115	高松港海岸線	玉藻町	城東町一丁目	2	18	1,380	H17. 3. 8
	3・4・116	片原町沖松島線	兵庫町	福岡町三丁目	2	18	2,400	S53. 12. 21
	3・4・117	中新町鬼無線	中新町	鬼無町藤井	2	18	5,660	H17. 3. 8
	3・4・118	東浜港花ノ宮線	通町	桜町二丁目	2	18	2,380	H17. 3. 8
	3・4・119	魚屋町栗林線	北浜町	藤塚町二丁目	2	18	2,000	S53. 12. 21
	3・4・121	今里上福岡線	今里町一丁目	上福岡町	2	16	640	S53. 12. 21
	3・4・122	郷東檀紙西線	郷東町乾新開	鶴市町本村	2	16	2,540	S53. 12. 21
	3・4・123	香西東臨港線	香西本町	鬼無町藤井	2	16	2,380	H 7. 8. 4
	3・4・142	伏石大池線	伏石町字鷹紋洞	木太町字東原	2	16	1,540	S61. 3. 28
	3・4・143	太田下町林線	太田下町字松ノ木	林町	2	16	1,070	R 5. 3. 30
	3・4・150	屋島中町線	屋島中町字内畑	屋島中町字新馬場	2	16	350	H 3. 12. 13
	3・4・151	高松駅前線	寿町一丁目	西の丸町	2	20	350	H 4. 12. 11
	3・4・158	香西東町香西南町線	香西東町	香西南町	2	16	570	H 7. 8. 4
	3・4・159	高松駅南線	寿町一丁目	浜ノ町	2	16	250	H24. 8. 8
	3・4・160	新牟礼庵治線	牟礼町牟礼字川原	牟礼町牟礼字久通	2	16	1,840	H13. 3. 30
	3・5・120	高松漁港線	扇町三丁目	瀬戸内町	2	13	330	H17. 3. 8
	3・5・124	寿町鶴屋町線	寿町二丁目	鶴屋町	2	15	600	S54. 1. 9
	3・5・125	兵庫町西通町線	兵庫町	西宝町一丁目	2	15	2,000	H17. 3. 8
	3・5・126	瓦町松島線	塩上町一丁目	松島町二丁目	2	15	1,160	H10. 7. 10
	3・5・127	詰田川牟礼線	木太町	高松町	2	12	3,370	H 8. 3. 1
	3・5・128	中野町藤塚線	藤塚町一丁目	藤塚町三丁目	2	15	620	H17. 3. 8
	3・5・129	栗林上福岡線	栗林町一丁目	上福岡町	2	15	1,740	S55. 4. 23
	3・5・130	東浜港多賀線	通町	多賀町二丁目	2	15	1,300	S54. 1. 9
	3・5・131	浜ノ町栗林公園線	サンポート	中野町	2	15	2,700	R 2. 3. 25
	3・5・132	錦町宮脇線	錦町二丁目	宮脇町二丁目	2	15	1,560	H17. 3. 8
	3・5・133	扇町宮脇線	扇町一丁目	紫雲町	2	15	640	H17. 3. 8
	3・5・141	出作中間線	出作町字東原	中間町字東井坪	2	12	5,040	H10. 7. 7
	3・5・144	木太林線	木太町字下西原	林町	2	12	1,260	R 5. 3. 30
	3・5・145	伏石松縄線	伏石町字鹿腹	松縄町字宮西	2	12	630	S61. 3. 28
	3・5・146	太田下町多肥下町3号線	太田下町字松ノ木	多肥下町	2	12	890	R 5. 3. 30
	3・5・147	上福岡松縄線	上福岡町字宮西	松縄町字流石	2	12	1,090	S61. 3. 28
	3・5・152	高松駅北線	浜ノ町	浜ノ町	2	12	860	H 4. 12. 11
	3・5・153	港頭東線	サンポート	サンポート	2	12	140	R 2. 3. 25
	3・5・161	林多肥上町線	林町	多肥上町字小田	2	12	3,770	R 7. 8. 29
	3・5・162	林1号線	林町	林町	2	12	70	R 5. 3. 30
	3・6・134	二番町築地線	錦町二丁目	築地町	2	11	1,720	S54. 1. 9
	3・6・135	八番町紫雲線	番町四丁目	紫雲町	2	8	620	H17. 3. 8
	3・6・136	馬場田町線	宮脇町一丁目	田町	2	11	1,150	S54. 1. 9
	3・6・137	公園東門線	栗林町一丁目	今里町一丁目	2	11	990	S56. 2. 10
	3・6・138	丸亀町栗林線	内町	栗林町三丁目		11	1,980	S54. 1. 9
	3・6・140	香西西臨港線	香西南町	香西本町	2	11	1,750	S54. 1. 9
	3・6・148	伏石林線	伏石町字羽塵	林町字浴	2	9	1,590	H 4. 11. 26
	3・6・154	今里松縄線	今里町字西脇	松縄町字宮西	2	8	640	H 4. 11. 26
	3・6・155	伏石平塚線	伏石町字羽塵	林町字平塚	2	8	1,060	H 4. 11. 26
	3・6・156	太田下町多肥下町1号線	太田下町字松ノ元	多肥下町字下所	2	8	600	H 4. 11. 26
	3・6・157	太田下町多肥下町2号線	太田下町字鹿ノ井	多肥下町字凹原	2	8	600	H 4. 11. 26
区画 街路	7・7・101	花園側道	花園町三丁目	花園町三丁目		4	200	S54. 1. 9
	7・7・102	藤塚側道1号線	藤塚町三丁目	藤塚町三丁目		6	400	H10. 7. 10
	7・7・103	藤塚側道2号線	藤塚町二丁目	藤塚町二丁目		6	390	H10. 7. 10
特殊 街路	8・4・102	港頭中央1号線	サンポート	サンポート		20	100	H 4. 12. 11
	8・4・103	港頭中央2号線 (廃止)	サンポート	サンポート		20	100	H 4. 12. 11
	8・7・101	宮脇中野町線	宮脇町一丁目	中野町		3~8	640	R 2. 3. 25 S54. 2. 23
合 計 67 路線							220,130	—

注) 下段は行政区域内

※決定年月日は、車線数の追加、名称変更を除く最終決定日を記載

※起終点の町名は現在の町名

② 駅前広場

駅前広場は、鉄道と他の交通機関との結節点であり、駅前に集中する大量の交通を円滑に処理するとともに、交通機関相互の乗り継ぎの利便性を図るものです。また、都市美観上及び都市防災上も重要な役割を果たすとともに、その都市の顔となる象徴的空間です。

●駅前広場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

駅名	鉄道名	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	都市計画道路名	決定年月日
高松駅	四国旅客鉄道	14,100	14,100	高松駅前線	H 4. 12. 11
瓦町駅	高松琴平電鉄	3,970	3,970	魚屋町栗林線	S53. 12. 21
瓦町駅	高松琴平電鉄	3,900	—	瓦町松島線	H10. 7. 10
伏石駅	高松琴平電鉄	5,760	—	三木高松国分寺線	H28. 11. 4



高松駅前広場



瓦町駅前広場

③ 都市高速鉄道

市街地における道路と鉄道の平面交差は、市街地を分断し、交通渋滞や踏切事故を引き起こし、都市活動に大きな障害となっています。このため、住宅、商店、事務所等が高密度に集積し、道路網が密な市街地では、道路と鉄道を跨線橋や地下道によって立体交差させる代わりに、鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化し、都市の均衡ある発展を図るのが連続立体交差事業です。

この事業を行う鉄道の区間を都市高速鉄道として都市計画決定し、整備を検討されていましたが、都市計画決定から長時間経過したことによる社会情勢の変化に対応し、沿線のまちづくりの進展による都市の健全な発展に寄与する事を目的とし、令和6年2月9日に計画を廃止しました。

●都市高速鉄道の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	位 置		区域 延長 (m)	構 造		決 定 年月日
		起 点	終 点		構造型式	備 考	
1	四国旅客鉄道高徳線	瀬戸内町	高松町	8,470	連続立体交差化 線路線数／1		S48. 6. 12
	内訳	宮脇町一丁目	上福岡町	2,530	嵩上式		
		主な経過地／中野町					
				5,940	地表式	幹線道路と立体交差／5箇所 琴電長尾線と立体交差／1箇所	
	区間に含まれる駅／栗林駅						
—							R6. 2. 9
2	高松琴平電鉄琴平線	浜ノ町	桜町一丁目	2,860	連続立体交差化 線路線数2		H10. 7. 10
	内訳	主な経過地／常磐町一丁目					
		浜ノ町	桜町一丁目	2,650	嵩上式		
		主な経過地／常磐町一丁目					
			210	地表式	幹線街路と立体交差／1箇所		
区間に含まれる駅／高松築港駅、片原町駅、瓦町駅							
—							R6. 2. 9
3	高松琴平電鉄長尾線	瓦町二丁目	花園町一丁目	970	連続立体交差化 線路線数1		H10. 7. 10
	内訳	主な経過地／塩上町二丁目					
		瓦町二丁目	花園町一丁目	520	嵩上式		
		主な経過地／塩上町二丁目					
			450	地表式	幹線街路3・2・102 中新町詰田川 線と平面交差		
区間に含まれる駅／瓦町駅							
—							R6. 2. 9

④ 駐車場

駐車場は、他の交通機関との結節点として、また自動車交通の目的地におけるターミナルとしての役割を持ち、都市交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図るため、都市交通体系の一環として設置する施設です。

高松市では、昭和42年9月に中央駐車場を決定したのを初めとし、次のように決定しています。

●駐車場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称 駐車場名	位 置	構 造	面積 (ha)	収容台数 (台)	決定年月日	供用年月日
1	中央駐車場	番町一丁目		1.28	321	S56. 7. 17	S58. 4. 1
2	高松市立美術館地下駐車場	紺屋町	地下2階2層	0.45	145	S60. 4. 11	S63. 4. 8
3	瓦町駅地下駐車場	常磐町一丁目他2町	地下2層	1.19	420	H 6. 11. 28	H 9. 4. 15
4	瓦町地下自転車駐車場	常磐町一丁目他1町	地下2層	0.39	1,000	H 6. 11. 28	H 9. 4. 15
5	高松駅前広場地下駐車場	浜ノ町	地下2層	1.10	380	H 9. 12. 5	H13. 5. 13
6	高松駅前広場地下自転車駐車場	浜ノ町	地下1層	0.62	2,300	H 9. 12. 5	H13. 5. 13
計 6箇所				5.03	4,566	—	



サンポート地下駐車場（高松駅前広場地下駐車場）

⑤ 自動車ターミナル

自動車ターミナルは、旅客又は貨物の合理的な輸送と自動車交通の円滑化を図るため設置される都市施設です。

自動車ターミナル法による一般自動車ターミナルの施設としては、バスターミナルとトラックターミナルの2つに分類することができます。

●自動車ターミナルの決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	位 置	面積 (ha)	決定年月日	開設
1	四国トラックターミナル	朝日町五丁目 (C地区埋立地)	7.6	S46. 5. 15	S46. 8

⑥ 交通広場

交通広場は、主として輻輳する歩行者、バスなどの交通を適切に処理するために、道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場です。

●交通広場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	位 置	面積 (㎡)	決定年月日	路線名
1	高松駅南交通広場	浜ノ町地内	約 4,600	H24. 8. 8	高松駅南線

2. 公園・緑地等

公園・緑地等は、都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民の安らぎと憩いの場として、あるいは、スポーツ・レクリエーション活動の場として、重要な都市施設です。また、災害時には、避難地・避難路、火災の延焼防止、救援活動拠点、復旧・復興拠点の機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な施設です。

① 公園

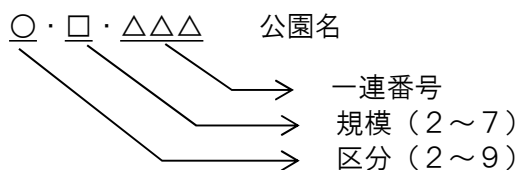
都市計画公園は、住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の整備及び改善を図り、もって都市の健全な発展とうるおいのある都市生活を目的として設けるものです。

都市計画で定める公園の種別は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園及び特殊公園となっています。

●都市計画公園の種別と配置及び規模の基準

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離250mの範囲に1カ所、面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離500mの範囲に1カ所、面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離1kmの範囲に1カ所、面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園		主として風致を享受するための公園。（風致公園） 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。
広域公園		一つの市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園。休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの。標準規模は50ha以上。

公園の名称



区分 (○)	2：街区公園 3：近隣公園 4：地区公園 5：総合公園	6：運動公園 7：特殊公園（風致公園等） 8：特殊公園（動物公園、植物公園、歴史公園等） 9：広域公園
規模 (□)	2：面積1ha未満 3：面積1ha以上 4ha未満 4：面積4ha以上 10ha未満	5：面積10ha以上 50ha未満 6：面積50ha以上 300ha未満 7：面積300ha以上
一連番号 (△)	当該都市計画区域ごと、区分ごとの一連番号を付する。	

●都市計画公園の決定状況

(令和7年9月1日現在)

種別	名 称		位 置	面積(ha)		決定年月日	備 考
	番号	公園名		計画	供用		
街区	2・2・101	松島公園	松島町二丁目	0.66	0.54	H18. 9. 27	
街区	2・2・102	花園公園	花園町二丁目	0.66	0.09	S23. 11. 25	
街区	2・2・103	亀岡公園	亀岡町	0.77	0.77	S29. 2. 1	亀阜公園
街区	2・2・104	二番丁公園	番町二丁目	0.31	0.31	S30. 11. 18	番町二丁目公園
街区	2・2・105	北浜小公園	北浜町	0.04	0.04	S35. 9. 26	
街区	2・2・106	東浜小公園	城東町一丁目	0.05	0.04	S35. 8. 24	城東公園
街区	2・2・107	御坊町小公園	御坊町	0.06	0.08	S30. 2. 8	
街区	2・2・108	塩上小公園	塩上町二丁目	0.05	0.05	S30. 2. 8	
街区	2・2・109	花園第一公園	多賀町一丁目	0.15	0.15	S30. 2. 8	
街区	2・2・110	花園第二公園	塩上町二丁目	0.04	0.04	S30. 2. 8	
街区	2・2・111	藤塚小公園	藤塚町二丁目	0.14	0.13	S56. 12. 15	
街区	2・2・112	中野町小公園	中野町	0.14	0.14	S41. 6. 24	中野町公園
街区	2・2・113	宮脇町小公園	番町四丁目	0.10	0.10	S30. 2. 8	番町四丁目公園
街区	2・2・114	新開西公園	松福町二丁目	0.30	0.35	S30. 11. 18	
街区	2・2・115	新開東公園	松福町二丁目	0.43	0.43	S30. 11. 18	
街区	2・2・116	沖松島北公園	福岡町三丁目	0.13	0.14	S30. 11. 18	
街区	2・2・117	沖松島中公園	福岡町三丁目	0.20	0.18	S30. 11. 18	
街区	2・2・118	沖松島南公園	福岡町四丁目	0.13	0.13	S30. 11. 18	
街区	2・2・119	松島北公園	松島町二丁目	0.18	0.16	S30. 11. 18	
街区	2・2・120	松島南公園	多賀町三丁目	0.13	0.13	S30. 11. 18	
街区	2・2・121	西方寺公園	西宝町三丁目	0.78	0.17	S37. 11. 19	
街区	2・2・122	沖松島西公園	福岡町四丁目	0.16	0.15	S37. 1. 18	
街区	2・2・123	西浜公園	扇町一丁目	0.43	0.44	S40. 8. 24	扇町公園
街区	2・2・124	洲端公園	木太町	0.18	0.12	S42. 10. 25	
街区	2・2・125	明見公園	鶴市町	0.78	0.78	S46. 10. 25	
街区	2・2・126	郷東第一公園	郷東町	0.18	0.19	S47. 1. 17	
街区	2・2・127	郷東第二公園	郷東町	0.30	0.30	S47. 1. 17	
街区	2・2・128	中津公園	鶴市町	0.13	0.13	S47. 1. 17	
街区	2・2・129	姥ヶ池公園	亀岡町	0.09	0.09	S54. 2. 23	
街区	2・2・130	南部第1公園	上之町一丁目	0.14	0.14	S56. 2. 10	上之町北公園
街区	2・2・131	南部第2公園	東ハゼ町	0.23	0.23	S51. 4. 5	ハゼ東公園
街区	2・2・132	南部第3公園	上之町一丁目	0.13	0.13	S52. 11. 25	上之町南公園
街区	2・2・133	南部第4公園	上之町一丁目	0.05	0.05	S51. 4. 5	つくだ橋公園
街区	2・2・134	南部第5公園	東ハゼ町	0.24	0.24	S51. 4. 5	ハゼ西公園
街区	2・2・135	太田第3公園	上福岡町	0.20	0.20	S55. 4. 23	上福岡宮西公園
街区	2・2・136	太田第4公園	松縄町	0.18	0.18	S55. 4. 23	松縄北公園
街区	2・2・137	太田第6公園	松縄町	0.21	0.21	S55. 4. 23	松縄東公園
街区	2・2・138	太田第7公園	松縄町	0.14	0.14	S55. 4. 23	松縄西公園
街区	2・2・139	太田第8公園	今里町	0.17	0.17	S55. 4. 23	今里西脇公園
街区	2・2・140	太田第1公園	上福岡町	0.09	0.09	S58. 7. 1	上福岡弁財天公園
街区	2・2・141	太田第2公園	上福岡町	0.11	0.11	S58. 7. 1	上福岡宮東公園
街区	2・2・142	太田第5公園	今里町二丁目	0.14	0.14	S59. 10. 8	今里東脇公園
街区	2・2・143	亥浜第2公園	屋島西町	0.19	0.19	S58. 10. 5	
街区	2・2・144	洲端第2公園	木太町	0.11	0.11	S58. 10. 5	
街区	2・2・145	今里楠川公園	今里町一丁目	0.06	0.06	S59. 10. 8	
街区	2・2・146	相引東公園	高松町	0.20	0.20	S59. 10. 8	
街区	2・2・147	高田公園	上天神町字高田	0.20	0.20	S62. 3. 4	
街区	2・2・148	杣場川公園	城東町一丁目	0.26	0.31	S63. 7. 15	
街区	2・2・149	松島東公園	松島町三丁目	0.20	0.20	H 3. 3. 12	
街区	2・2・150	木太北部公園	木太町	0.12	0.12	H 3. 10. 2	
街区	2・2・151	沖松島新公園	福岡町四丁目	0.47	0.47	H 3. 12. 5	
街区	2・2・152	伏石中公園	伏石町	0.22	0.22	H 4. 11. 26	

街区	2・2・153	伏石東公園	伏石町	0.21	0.21	H 4. 11. 26	
街区	2・2・154	さこ公園	林町	0.24	0.24	H 4. 11. 26	
街区	2・2・155	居石公園	伏石町	0.21	0.21	H 4. 11. 26	居石ふれあい公園
街区	2・2・156	多肥北公園	多肥下町	0.31	0.31	H 4. 11. 26	
街区	2・2・157	多肥南公園	多肥下町	0.56	0.56	H 4. 11. 26	
街区	2・2・158	多肥東公園	多肥下町	0.21	0.21	H 4. 11. 26	
街区	2・2・159	三軒屋公園	伏石町	0.29	0.29	H 4. 11. 26	
街区	2・2・160	浴西公園	林町	0.23	0.23	H 4. 11. 26	
街区	2・2・161	天皇北公園	林町	0.25	0.25	H 4. 11. 26	天皇公園
街区	2・2・162	木太新開公園	木太町	0.22	0.22	H 7. 8. 4	
街区	2・2・163	伏石北公園	伏石町	0.20	0.20	H 7. 8. 4	
街区	2・2・164	松縄天満公園	松縄町	0.17	0.17	H 7. 8. 4	
街区	2・2・165	下西原公園	木太町	0.19	0.19	H 7. 8. 4	
街区	2・2・166	松縄下所公園	松縄町	0.21	0.21	H 7. 8. 4	
街区	2・2・167	宮前公園	木太町	0.18	0.18	H 7. 8. 4	木太宮前公園
街区	2・2・168	伏石立石公園	伏石町	0.22	0.22	H 7. 8. 4	
街区	2・2・169	伏石南公園	伏石町	0.21	0.21	H 7. 8. 4	
街区	2・2・170	平塚公園	木太町	0.21	0.21	H 7. 8. 4	
街区	2・2・171	多肥西公園	多肥下町	0.31	0.31	H 7. 8. 4	
街区	2・2・172	岡の山公園	牟礼町牟礼	0.12	0.12	S51. 11. 6	
街区	2・2・173	浜西公園	牟礼町牟礼	0.06	0.06	S50. 7. 3	
街区	2・2・174	川西公園	牟礼町大町	0.18	0.18	S54. 2. 23	
街区	2・2・175	野上公園	牟礼町牟礼	0.50	0.50	H 6. 12. 1	
街区	2・2・176	新居児童公園	国分寺町新居	0.14	0.14	S61. 8. 25	
街区	2・2・177	三谷公園	三谷町	0.20	0.31	H26. 8. 22	みたに三郎池公園
街区	2・2・178	太田南皿井公園	太田上町	0.31	0.30	H27. 8. 21	
街区	2・2・179	木太えびす公園	木太町	0.21	0.21	H28. 3. 4	
街区	2・2・180	香西南町公園	香西南町	0.31	0.31	H28. 3. 4	香西中央公園
街区	2・2・181	大野公園	香川町大野	0.24	0.26	H29. 4. 7	大野ふれあい公園
街区	2・2・182	円座永井公園	円座町	0.25	0.25	R元. 7. 22	円座れいわ公園
街区	2・2・183	檀紙公園	御厩町	0.30	0.29	R 3. 6. 30	まわみ公園
街区	2・2・184	鬼無公園	鬼無町	0.31	0.31	R 4. 8. 03	鬼無ぼんさい公園
街区	2・2・185	香川町川東公園	香川町川東上	0.30	—	R 4. 8. 03	
近隣	3・2・106	太田中央公園	太田下町	0.90	0.93	H 4. 11. 26	
近隣	3・2・108	松縄流石中央公園	松縄町	0.70	0.68	H 7. 8. 4	
近隣	3・3・101	福岡公園	福岡町	1.32	—	S29. 9. 6	県立公園
近隣	3・3・102	紫雲公園	宮脇町二丁目	1.64	1.87	S30. 11. 18	市立公園
近隣	3・3・103	円座公園	円座町	2.50	2.48	S43. 10. 8	県立公園
近隣	3・3・104	今里中筋公園	今里町一丁目	1.00	1.01	S59. 10. 19	今里中央公園
近隣	3・3・105	伏石中央公園	伏石町	1.21	1.21	H 4. 11. 26	
近隣	3・3・107	長池中央公園	林町	1.00	0.96	H 4. 11. 26	
近隣	3・3・109	木太中央公園	木太町	1.40	1.43	H 7. 8. 4	
近隣	3・3・110	平塚中央公園	木太町	1.00	1.00	H 7. 8. 4	
近隣	3・3・111	牟礼中央公園	牟礼町大町, 牟礼町原	2.70	3.45	S53. 10. 19	
近隣	3・3・112	御山公園	牟礼町牟礼	3.50	3.56	H 3. 3. 12	
地区	4・3・101	中央公園	番町一丁目	3.39	3.52	S23. 11. 25	
地区	4・4・102	橘ノ丘公園	国分寺町新名	9.80	9.77	H 3. 3. 12	
地区	4・4・103	如意輪寺公園	国分寺町国分	4.40	4.41	H 8. 12. 3	
総合	5・5・101	仏生山公園	仏生山町	12.00	9.00	S34. 10. 26	仏生山記念公園
運動	6・4・103	南部地域運動公園	香南町岡	4.20	4.23	H27. 2. 26	
運動	6・5・102	高松市東部運動公園	高松町	47.20	47.20	H 6. 12. 16	
運動	6・6・101	香川県総合運動公園	生島町	30.90	30.90	S54. 2. 20	県立公園
特殊	8・4・101	玉藻公園	玉藻町	8.90	8.41	H10. 7. 10	歴史公園
特殊	8・6・102	栗林公園	栗林町	75.40	75.31	S54. 2. 20	県立公園

広域	9・6・101	さぬき空港公園	香南町	100.3	40.52	R 4. 2. 7	県立公園
計 107箇所				335.18	270.18	—	

※位置の町名は現在の町名

※名称の変更を除く

② 緑地

都市計画緑地は、公害や災害の防止、避難路の確保、さらには自然環境の保全等を図ることを目的としたものであり、安全かつ快適な都市生活に寄与するものです。

●都市計画緑地の種類と内容

種 類	内 容
緩 衝 緑 地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とするもの
都 市 緑 地	都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るためのもの
緑 道	地震・火災等の災害時の避難路の確保、交通事故から歩行者を守るなど市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的とするもの

●都市計画緑地の決定状況

(令和7年9月1日現在)

名 称		位 置	面積 (ha)		決定年月日
番号	緑地名		計画	供用	
1	香東川緑地	円座町他	100.9	29.31	S47. 9. 28
2	杣場川緑道	松福町	0.5	0.59	S51. 4. 5
3	木太海浜緑地	木太町	0.3	0.32	S58. 7. 1
4	新浜緑地	屋島西町字新浜	0.16	0.16	S60. 11. 2
5	相引川緑地	屋島中町字新馬場	0.23	0.23	H 7. 8. 4
計 5 箇所			102.09	30.61	—

※名称の変更を除く

③ 墓園

都市計画墓園は、埋葬場所としての機能のほか、緑地の保全やレクリエーション機能等公園的性格を併せ持ったものです。墓参と同時に散歩、休息等のできる静粛な環境をつくるため、墓域面積を全体面積の3分の1以下におさえ、できるかぎり墓所の持つべき清浄さに配慮することとしています。

●都市計画墓園の決定状況

(令和7年9月1日現在)

名 称		位 置	面積 (ha)		決定年月日
番号	墓園名		計画	供用	
1	平和公園	三谷町	20.20	11.86	S47. 1. 18
2	六ツ目公園	国分寺町福家字六ツ目	4.20	4.20	H12. 3. 1
計 2 箇所			24.40	16.06	—

※名称の変更を除く

④ その他の公共空地

都市における公共的なオープンスペースのうち、公園・緑地・広場・墓園に分類されないものをその他の公共空地として都市計画で定めています。

●その他の公共空地の決定状況

(令和7年9月1日現在)

種別	番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)		決定年月日
				計画	供用	
運動場	1	屋島陸上競技場	屋島中町	5.40	5.21	S29. 2. 1

※名称の変更を除く

⑤ その他の都市公園（参考）

種別	名 称	位 置	面積(ha)	種別	名 称	位 置	面積(ha)
			供 用				供 用
街区	松島中公園	松島町二丁目	0.06	街区	鬼無山辺小公園	鬼無町	0.04
街区	瓦町小公園	瓦町二丁目	0.01	街区	多肥さくら公園	多肥上町	0.10
街区	香西公園	香西北町	0.03	街区	多肥上町小公園	多肥上町	0.04
街区	下田井公園	下田井町	0.02	街区	浜ノ町公園	浜ノ町	0.16
街区	三条公園	三条町	0.06	街区	津内山公園	御厩町	0.40
街区	一本松公園	高松町	0.03	街区	春日中央公園	春日町	0.10
街区	鞍掛公園	高松町	0.05	街区	山椒山公園	牟礼町	0.16
街区	赤牛公園	高松町	0.24	街区	牟礼川東公園	牟礼町大町	0.08
街区	扇町西公園	扇町三丁目	0.20	街区	パーク六万寺公園(廃止)	牟礼町牟礼	0.23
街区	永之谷公園	高松町	0.27	街区	川内原第一南公園	香川町川内原	0.03
街区	津之町公園	高松町	0.17	街区	川内原第一北公園	香川町川内原	0.03
街区	新北町北公園	新北町	0.26	街区	香川ふなおか園	香川町大野	0.08
街区	新浜公園	屋島西町	0.19	街区	片田第二公園	春日町	0.02
街区	屋島中央公園	屋島西町	0.95	街区	津之町第二公園	高松町	0.02
街区	玄浜公園	屋島西町	0.26	街区	檀ノ浦第一公園	屋島東町	0.09
街区	景山公園	屋島西町	0.19	街区	檀ノ浦第二公園	屋島東町	0.31
街区	新北町南公園	新北町	0.31	街区	檀ノ浦第三公園	屋島東町	0.04
街区	洲端西公園	観光町	0.07	街区	檀ノ浦第四公園	屋島東町	0.06
街区	新田公園	新田町	0.22	街区	檀ノ浦第五公園	屋島東町	0.15
街区	乾船入南公園	郷東町	0.33	街区	檀ノ浦第六公園	屋島東町	0.05
街区	乾船入北公園	郷東町	0.25	街区	西町小公園	西町	0.03
街区	郷東町新地北公園	郷東町	0.23	街区	寺井阿庄公園	寺井町	0.02
街区	郷東町新地東公園	郷東町	0.08	街区	寺井下川原公園	寺井町	0.05
街区	福岡三丁目公園	福岡町三丁目	0.10	街区	新田さつきヶ丘公園	新田町	0.19
街区	半田公園	飯田町	0.12	街区	円座団地公園	円座町	0.02
街区	小坂公園	飯田町	0.16	街区	十川西団地公園	十川西町	0.02
街区	青木公園	飯田町	0.22	街区	牟礼原クリーンハイツ西公園	牟礼町原	0.20
街区	花園ふれあい公園	花園町二丁目	0.16	街区	牟礼原クリーンハイツ東公園	牟礼町原	0.05
街区	鹿角公園	鹿角町	0.13	街区	牟礼玉藻台公園	牟礼町大町	0.01
街区	錦町公園	錦町	0.06	街区	牟礼自由ヶ丘北公園	牟礼町大町	0.02
街区	大的場公園	浜ノ町	0.12	街区	牟礼自由ヶ丘南公園	牟礼町大町	0.05
街区	川島中央公園	川島本町	0.24	街区	牟礼大町朝日団地公園	牟礼町大町	0.01
街区	十川ふれあい公園	十川西町	0.11	街区	牟礼桜ヶ丘公園	牟礼町大町	0.03
街区	原児童公園	牟礼町原	0.31	街区	牟礼つくしの団地公園	牟礼町大町	0.01
街区	塩上三丁目公園	塩上町三丁目	0.14	街区	牟礼堀越団地上公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	生島ふれあい公園	生島町	0.17	街区	牟礼薬師団地公園	牟礼町牟礼	0.01
街区	由良川東公園	由良町	0.12	街区	屋島みどりヶ丘東公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	岡本公園	岡本町	0.19	街区	屋島みどりヶ丘西公園	牟礼町牟礼	0.05
街区	玉藻町公共広場	玉藻町	0.22	街区	新八栗台東公園	牟礼町牟礼	0.09
街区	前田勘定公園	前田西町	0.01	街区	新八栗台西公園	牟礼町牟礼	0.08
街区	多肥日暮小公園	多肥上町	0.02	街区	牟礼六万寺台団地公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	屋島西町子の浜公園	屋島西町	0.05	街区	牟礼浜西朝日ヶ丘公園	牟礼町牟礼	0.07
街区	茜町小公園	茜町	0.04	街区	牟礼浜北朝日ヶ丘公園	牟礼町牟礼	0.03
街区	香西立石公園	香西西町	0.21	街区	牟礼久通り西団地南公園	牟礼町牟礼	0.05
街区	朝日町公園	朝日町一丁目	0.16	街区	牟礼久通り西団地中公園	牟礼町牟礼	0.12
街区	片田公園	春日町	0.10	街区	牟礼日東八栗台第一公園	牟礼町牟礼	0.03
街区	林公園	林町	0.11	街区	牟礼日東八栗台第二公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	今里公園	今里町	0.07	街区	大町クリーンハイツ公園	牟礼町大町	0.05

街区	グリーンビル大町公園	牟礼町大町	0.02	街区	成合北第一団地公園	成合町	0.01
街区	公社牟礼団地南公園	牟礼町大町	0.06	街区	多肥上町出口北公園	多肥上町	0.02
街区	公社牟礼団地北公園	牟礼町大町	0.03	街区	多肥上町出口南公園	多肥上町	0.02
街区	牟礼宮北公園	牟礼町牟礼	0.02	街区	木太今村上所公園	木太町	0.02
街区	八栗口南公園	牟礼町牟礼	0.02	街区	横井友舞公園	香南町横井	0.02
街区	牟礼久通り西団地北公園	牟礼町牟礼	0.03	街区	高松町下所公園	高松町	0.02
街区	牟礼源平台第一公園	牟礼町牟礼	0.04	街区	中間川向公園	中間町	0.02
街区	牟礼源平台第二公園	牟礼町牟礼	0.03	街区	国分寺新居橋岡公園	国分寺町新居	0.02
街区	牟礼紅葉台団地公園	牟礼町牟礼	0.08	街区	木太今村上所第二公園	木太町	0.02
街区	由佐中屋団地公園	香南町由佐	0.02	街区	浅野平池グリーンタウン公園	香川町浅野	0.14
街区	大野ハイツ北公園	香川町大野	0.01	街区	本津北西（南）公園	香西本町	0.02
街区	大野ハイツ南公園	香川町大野	0.01	街区	本津北西（北）公園	香西本町	0.02
街区	浅野船岡西ハイツ公園	香川町浅野	0.01	街区	一宮神木公園	一宮町	0.03
街区	浅野平池団地公園	香川町浅野	0.02	街区	春日川北公園	春日町	0.02
街区	浅野新平池団地公園	香川町浅野	0.02	街区	中下所公園	太田下町	0.02
街区	浅野八王子団地西公園	香川町浅野	0.02	街区	林町ふれあい公園	林町	0.03
街区	浅野八王子団地北公園	香川町浅野	0.02	街区	三ツ股公園	林町	0.02
街区	浅野八王子団地南公園	香川町浅野	0.08	街区	櫻馬場公園	仏生山町	0.02
街区	浅野平池グリーンタウン東公園	香川町浅野	0.01	街区	うさんこ春日公園	国分寺町新名	0.02
街区	浅野さかえ団地南公園	香川町浅野	0.08	街区	サーバースタリオン木太南セカンドガーデン公園	木太町	0.02
街区	浅野さかえ団地北公園	香川町浅野	0.09	街区	フラワータウン浅野公園	香川町浅野	0.01
街区	浅野上実相寺公園	香川町浅野	0.01	街区	アルファタウン仏生山駅公園	仏生山町	0.02
街区	浅野団地公園	香川町浅野	0.02	街区	ユービルタウン太田下町公園	太田下町	0.02
街区	日生ニュータウン南団地公園	香川町川東上	0.11	街区	高松市元山ヴェント公園	元山町	0.02
街区	日生ニュータウン西団地公園	香川町川東上	0.10	街区	塩江安原公園	塩江町安原下	0.38
街区	日生ニュータウン北団地公園	香川町川東上	0.04	街区	女木公園	女木町	0.07
街区	香川川東団地公園	香川町川東下	0.01	街区	安原西谷団地公園	塩江町安原下	0.16
街区	国分寺西原姫池公園	国分寺町新名	0.01	街区	不動の滝公園	塩江町安原上東	0.15
街区	国分寺はしおか若葉公園	国分寺町新居	0.02	街区	庵治朝日児童公園	庵治町	0.25
街区	国分寺万灯グリーン団地公園	国分寺町新居	0.02	街区	庵治高尻児童公園	庵治町	0.05
街区	国分寺はざま団地公園	国分寺町福家	0.04	街区	庵治交通ミニ公園	庵治町	0.09
街区	国分寺古宮公園	国分寺町福家	0.01	街区	庵治城岬公園	庵治町	0.73
街区	国分寺新居本村南公園	国分寺町新居	0.01	街区	庵治丸山親水公園	庵治町	0.18
街区	国分寺万福寺池団地公園	国分寺町新居	0.01	街区	庵治浜公園	庵治町	0.05
街区	北谷団地南公園	国分寺町福家	0.01	街区	庵治鎌野公園	庵治町	0.07
街区	北谷団地北公園	国分寺町福家	0.02	街区	庵治才田公園	庵治町	0.02
街区	国分寺福家本村公園	国分寺町福家	0.03	近隣	房前公園	牟礼町	1.91
街区	国分寺中福家中公園	国分寺町福家	0.02	近隣	菱の池公園	高松町	1.17
街区	国分寺中央団地公園	国分寺町新名	0.03	近隣	彦作池公園	多肥上町	1.00
街区	国分寺宮西公園	国分寺町国分	0.01	近隣	月見ヶ原公園	香南町横井	2.27
街区	国分寺中福家南公園	国分寺町福家	0.02	近隣	亀水中央公園	亀水町	6.82
街区	羽間流通団地公園	国分寺町福家	0.52	近隣	柁川ダム下公園	塩江町安原上	1.17
街区	与一公園	牟礼町牟礼	0.69	総合	峰山公園	峰山町	15.28
街区	与一北公園	牟礼町牟礼	0.13	総合	あじ竜王山公園	庵治町	22.18
街区	勅使町御殿ふれあい公園	勅使町	0.09	都緑	屋島緑地	屋島西町	0.20
街区	鮎っ子広場公園	塩江町安原下	0.09	都緑	瀬戸内海浜緑地	瀬戸内町	0.22
街区	内場ダム上公園	塩江町上西乙	0.17	都緑	朝日新町西緑地	朝日新町	0.76
街区	内場ダム下公園	塩江町安原上東	0.14	都緑	朝日新町東緑地	朝日新町	0.49
街区	国分寺楠井グリーンハイツ公園	国分寺町福家	0.04	都緑	瀬戸内緑地	瀬戸内町	0.08
街区	牟礼白竜公園	牟礼町牟礼	0.02	都緑	浜北緑地公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	仏生山駅前公園	仏生山町甲	0.24	都緑	新橋緑地	福岡町一丁目	0.01
街区	香川かもじま東公園	香川町川東下	0.01	都緑	一宮新開緑地	一宮町	0.01

都緑	茜町緑地	茜町	0.01
都緑	香西東町緑地	香西東町	0.07
都緑	香西南町緩衝緑地	香西南町	0.04
都緑	新川記念広場	春日町	0.07
都緑	新川河川敷緑地	春日町	3.33
都緑	詰田川緑地	福岡町三丁目	0.20
都緑	国分寺柏原額池緑地	国分寺町柏原	0.11
緑道	屋島緑道	屋島西町	0.17
緑道	宮脇中野町緑道	中野町	0.38
緑道	庵治緑道公園	庵治町	0.60
緑道	本津川緑道	国分寺町新居	0.27
緑道	公北緑道	中野町	0.08
計 211箇所			76.20

※位置の町名は現在の町名

3. 下水道

下水道は、家庭や工場からの汚水を処理することにより生活環境を改善するとともに、河川や海域等の公共用水域の水質を保全し、雨水による浸水を防止する役割をもった、都市に欠かせない施設です。

下水道には、流域下水道、公共下水道、都市下水路の3種類があり、原則として都市計画事業として行われます。

① 流域下水道

流域下水道とは、2以上の市町村の公共下水道から汚水を受けて、これを終末処理場で処理する機能を持った下水道で、幹線管きよ、ポンプ場、終末処理場で構成されており、その事業主体は原則として都道府県が行うこととなっています。

香東川流域下水道事業は、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に基づき香川県が事業主体となって事業を実施するものであり、高松市（旧国分寺町、旧香川町、旧香南町、旧塩江町を含む）流域関連公共下水道から流出される汚水を流域下水道幹線管きよで集水し、平成13年8月に供用開始された流域下水道終末処理場（香東川浄化センター）で処理していました。

高松市流域関連公共下水道の区域は、高松市公共下水道のうち、高松西部処理区全域です。

なお、流域下水道の取り扱いについては、平成28年度から市町合併後の高松市の単独公共下水道として実施しています。

② 公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水（汚水及び雨水）をすみやかに排除又は処理する機能を持つ下水道のことをいい、その事業主体は原則として市町村です。

汚水を処理する方法としては、自ら終末処理場を持つ方法と終末処理場を持つ流域下水道に接続する方法があり、前者を単独公共下水道、後者を流域関連公共下水道といいます。

高松市の公共下水道事業は、昭和8年に着手し、昭和30年から第1期拡張事業により、福岡下水処理場及び中部処理区の整備をほぼ完了しました。さらに、昭和50年からは、第2期拡張事業として、東部処理区の整備に取りかかり、昭和57年11月に東部下水処理場の供用を開始し、汚水管きよの整備を重点的に進めてきました。

平成5年度には、香東川流域下水道の事業認可に伴い、新たに西部処理区の事業に着手しました。

また、平成13年8月に香東川浄化センターの供用を開始したことを機に、福岡下水処理場の処理機能を廃止し、浸水対策のためのポンプ場へ事業計画を変更しました。

平成17年度に塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併し、旧町における下水道事業を引き継ぎ、積極的にその整備を進めてきたところです。

なお、下水道の人口普及率は、令和7年3月31日現在、64.5%となっています。



●計画決定（決定：平成28年4月1日）

（令和7年9月1日現在）

排水区域	下水管渠		ポンプ施設	処理施設
	名 称	延長（m）		
高松市公共下水道 汚水・雨水 約 6,161ha うち合流 約 875ha うち分流 約 5,286ha	中央幹線 東部下水処理場放流渠 汚水放流幹線 高松西部幹線 香東川浄化センター放流渠	約 4,460 約 2,200 約 820 約 6,650 約 1,400	39 ポンプ場	東部下水処理場 位置：屋島西町字新浜 敷地面積：約 143,700 m ² 香東川浄化センター 位置：香西本町地先 敷地面積：約 175,700 m ² 牟礼浄化苑 位置：牟礼町牟礼字浜 敷地面積：約 33,500 m ²

●公共下水道の計画概要

（令和7年9月1日現在）

処理区名		全体計画区域 （令和 26 年）				事業計画区域 （令和 7 年）		処理面積 （ha）	排除方式
		都市計画 決定区域 （ha）	計画区域 （ha）	計 （ha）	計画人口 （人）	事業計画 区 域 （ha）	計画人口 （人）		
東部処理区		3,241.2	107.0	3,348.2	151,310	3,241.2	158,660	2,805.3	分流式一部合流式
牟礼処理区		540.0	276.4	816.4	14,260	616.6	15,410	468.0	分流式
庵治処理区		0.0	320.0	320.0	3,380	145.5	3,140	117.7	分流式
西部 処理 区	(旧高松市)	1,545.2	579.0	2,124.2	73,680	1,500.2	69,700	1,245.2	分流式一部合流式
	(旧塩江町)	0.0	72.7	72.7	670	59.9	840	56.1	分流式
	(旧香川町)	451.0	28.0	479.0	11,010	403.3	12,160	290.8	分流式
	(旧香南町)	0.0	320.0	320.0	3,710	253.0	4,120	218.4	分流式
	(旧国分寺町)	384.0	32.0	416.0	11,590	350.0	11,570	310.2	分流式
計		6,161.4	1,735.1	7,896.5	269,610	6,569.7	275,600	5,511.7	—

●終末処理場の計画概要

（令和7年9月1日現在）

名 称	計画決定		事業認可		整備済	
	能力	敷地面積	能力	敷地面積	能力	敷地面積
	（m ³ /日）	（m ² ）	（m ³ /日）	（m ² ）	（m ³ /日）	（m ² ）
東部下水処理場	89,050	143,700	101,200	143,700	83,330	143,700
香東川浄化センター	54,080	176,000	70,600	176,000	47,600	176,000
牟礼浄化苑	7,620	33,500	11,200	33,500	11,200	33,500
庵治浄化センター	2,160	6,900	3,500	6,900	1,750	6,900



東部下水処理場

4. その他の都市施設

卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場及びごみ焼却場等の諸施設は、他の都市施設と同様に都市の機能上必要不可欠な施設です。これらの施設は公共性が極めて高く、施設の位置、規模などについて広域的な観点から決める必要があります。また、周辺に与える影響が大きいため、都市計画決定されたものであるか、特定行政庁が建築基準法第51条ただし書きに基づき都市計画審議会の議を経てその位置を許可したものでなければ、都市計画区域内においては、建築することができません。

① 汚物処理場

し尿処理場は、環境その他の面からも基本的には下水道によって行うことが効果的ですが、下水道を整備中の地域や整備が行われていない地域については、汚物処理場で処理が行われています。

●汚物処理場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
	高松市衛生処理センター	亀水町	61,600	S59. 10. 8	320kl/日
	—	—	—	H29. 4. 7	廃止
1	高松市衛生センター	朝日町五丁目	3,400	H26. 8. 22	378kl/日

② ごみ焼却場

●ごみ焼却場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
	香川環境センター	香川町川内原	12,500	H 4. 11. 25	31t/日
	—	—	—	H24. 2. 20	廃止

③ ごみ処理場

●ごみ処理場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	決定年月日	備考
1	高松地区西部広域衛生施設 組合ごみ処理場	川部町字宮本	1.8	S55. 4. 23	300t/日
	牟礼ごみ処理場	牟礼町大町字羽間, 丹僧	1.14	H 6. 12. 1	25t/8h
	—	—	—	H24. 2. 20	廃止
2	国分寺枝葉リサイクルセンター	国分寺町新居	0.15	H17. 12. 5	5.4t/日

④ 市場

卸売市場は、生産者と消費者間を結ぶ流通機構の一環として青果物、水産物、食肉等の卸売をする市場で、中央卸売市場、地方卸売市場などがあります。

●市場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
1	高松市中央卸売市場	瀬戸内町、西町 朝日町三丁目	120,500	S58. 10. 5 R 元. 7. 22 R 6. 9. 6	追加 追加

⑤ と畜場

●と畜場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
1	高松市食肉センター	郷東町字新開	9,000	H 9. 2. 28	大動物 50 頭/日

⑥ 火葬場

●火葬場の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
1	高松市葬祭場 (斎場公園)	福岡町四丁目	13,700	H 3. 12. 5	炉 11 基
3	牟礼斎場	牟礼町原字城一	5,000	S53. 1. 11	一日 4 体
4	香川斎場	香川町高桐	15,600	H 6. 2. 28	炉 4 基

⑦ 社会福祉施設

●社会福祉施設の決定状況

(令和7年9月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	決定年月日	備考
1	牟礼町総合福祉会館	牟礼町牟礼字仲代	1.0	S54. 6. 22	老人福祉センター 収用人員約 250 名 福祉センター 収用人員約 950 名



高松市中央卸売市場



高松市中央卸売市場

第7節 市街地開発事業

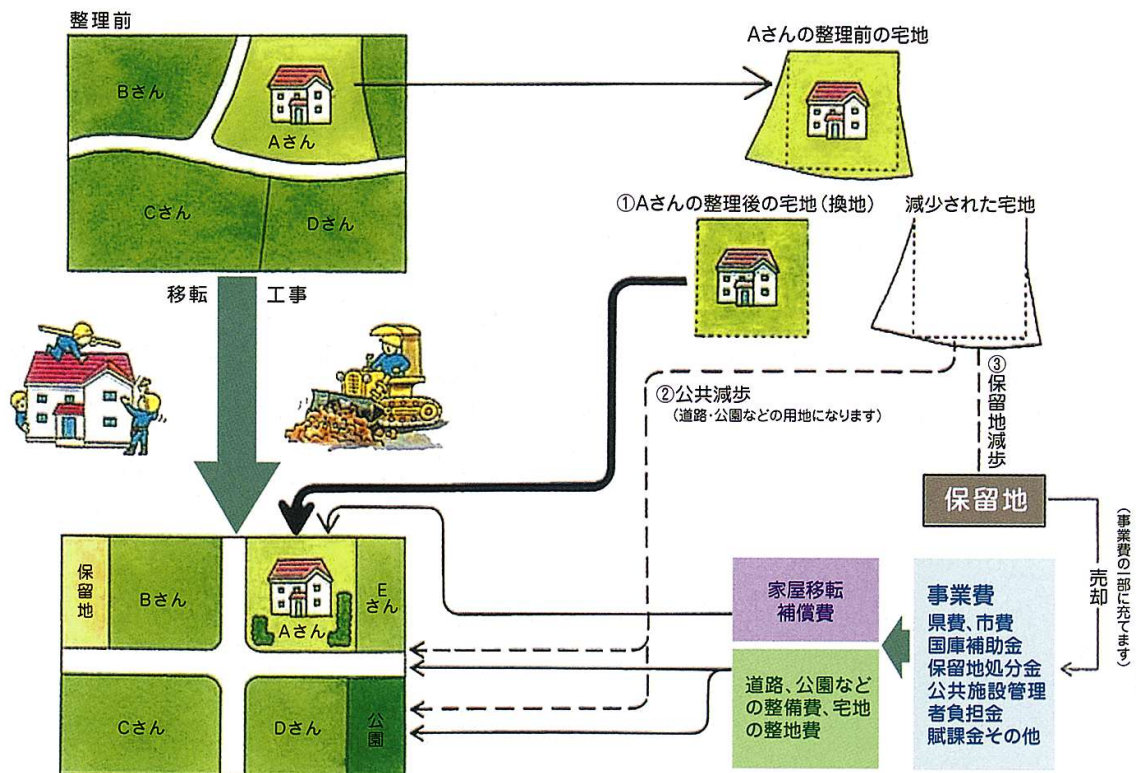
市街地開発事業は、道路や公園などの基幹的な公共施設の整備と建築敷地や建築物等の整備を一体的に行うことにより、都市機能が低下している密集市街地の改造や計画的な新市街地の形成を図るものです。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づき行われる事業で、都市計画区域内の一定の地区において、土地の区画形質を変更し、道路・公園・下水道など公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、健全な市街地を形成する事業です。

土地区画整理事業には、都市計画決定して事業を行うものと都市計画決定しないで事業を行うものがありますが、施行者が地方公共団体や住宅・都市整備公団などの場合は必ず都市計画決定することになっており、一部の個人や土地区画整理組合などが施行する場合のみ都市計画決定しなくても事業を行うことができる制度になっています。

●土地区画整理事業のしくみ



レインボーロード



●行政庁施行

(令和7年9月1日現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	総事業費 (千円)	決 定 年 月 日	事業認可 公告年月日	施行期間	換地処分 公告年月日	減歩率(%)		公共用地率(%)	
								公共	合算	施行前	施行後
復 興	市長	358.2	644,295	S21.6.5	S21.9.9	S21～S51	S33.7.10 S39.1.25 S45.5.19	14.41	14.57	13.26	28.96
計 1 地区		358.2	—								

●地方公共団体施行

(令和7年9月1日現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	総事業費 (千円)	決 定 年 月 日	事業認可 公告年月日	施行期間	換地処分 公告年月日	減歩率(%)		公共用地率(%)	
								公共	合算	施行前	施行後
松 島	市	64.9	171,679	S29.9.6	S30.2.17	S29～S49	S44.4.30	19.24	23.66	8.61	26.19
弦 打	市	47.4	743,414	S40.12.27	S41.12.1	S41～S53	S48.3.31	10.02	15.58	9.59	24.12
古 高 松	市	10.0	96,000	S42.9.8	S43.2.20	S42～S51	S46.1.7	16.61	16.61	9.69	27.22
南部第1	市	28.3	2,058,030	S45.10.15	S48.3.31	S47～S62	S57.2.9	14.54	15.36	13.89	29.40
太田第1	市	78.2	5,612,000	S45.10.15	S46.1.20	S45～H7	H1.10.13	14.80	15.81	8.75	25.37
太田第2	市	360.3	64,026,000	S61.3.28	S62.2.20	S61～H25	H20.10.31	18.94	21.26	8.09	25.50
高松港頭	県	27.8	43,843,166	H4.12.11	H6.2.8	H5～H20	H16.4.6	29.82	40.04	9.23	35.29
計 7 地区		616.9	—								

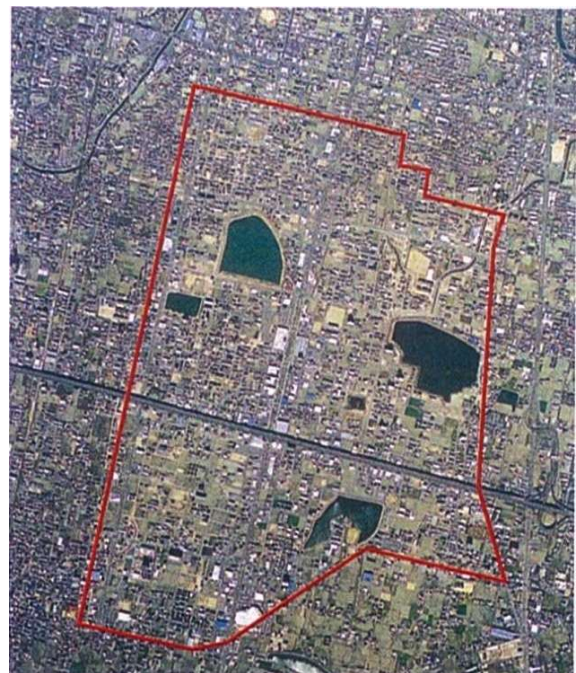
●組合施行

(令和7年9月1日現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	総事業費 (千円)	決 定 年 月 日	設 立 認 可 公告年月日	施行期間	換地処分 公告年月日	減歩率(%)		公共用地率(%)	
								公共	合算	施行前	施行後
西 部	組合	25.9	63	-	S6.2.24	S5～S10	S10.11.14	-	19.93	-	-
宮 脇 町	組合	12.7	30	-	S9.9.22	S9～S16	S14.6.13 S15.9.27	4.92	16.83	5.17	15.85
生 島	組合	37.7	1,786,555	-	S47.11.4	S47～S56	S54.2.27	5.48	5.48	0	5.48
高 松 浜	組合	18.9	1,426,489	-	S48.3.31	S47～S53	S51.3.11	27.44	40.36	0.17	27.56
高 松 町	組合	12.6	512,760	-	S48.5.19	S48～S53	S51.12.2	20.31	28.14	6.37	25.77
屋 島	組合	58.7	4,255,661	-	S48.6.5	S48～S56	S54.6.14	18.71	34.84	10.17	26.98
計 6 地区		166.5	—								



区画整理前



区画整理後

2. 市街地再開発事業

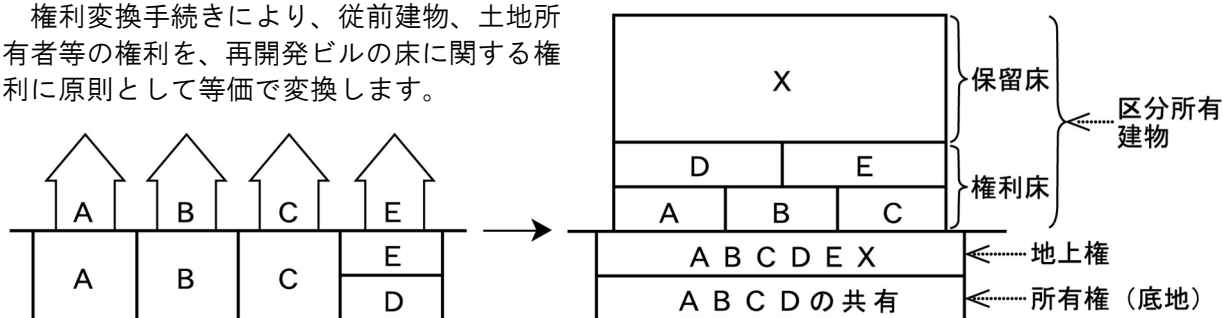
市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき行われる事業で、低層の木造家屋が密集して住環境の悪化した市街地や公共施設が不十分で都市機能が十分発揮されていない地区等において、建築物の不燃化や共同化、高層化と道路等の公共施設の整備を行い、市街地の健全な高度利用と都市機能の更新を図るものです。

このように市街地再開発事業は非常に公共性の高い事業であり、一部の個人施行を除いて、都市計画決定を行い都市計画事業として実施することとされています。

また、市街地再開発事業は、権利変換方式による第一種市街地再開発事業と用地買収方式による第二種市街地再開発事業とに分けられており、高松市では、第一種市街地再開発事業が都市計画決定されています。

●市街地再開発事業のしくみ（権利変換方式）

権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を、再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換します。



●市街地再開発事業の決定状況

（令和7年9月1日現在）

名 称	施行区域 面 積	建築敷地 面 積	建ぺい率の 最高限度	容積率の 最高限度	主要用途	公共施設	決 定 年月日
片原町駅西・第3街区 第一種市街地再開発事業	約 0.4ha	約 2,800 m ²	7/10	55/10	住宅施設	道路 下水道	H 8. 2.27
高松丸亀町商店街A街区 第一種市街地再開発事業	約 0.4ha	約 3,100 m ²	7/10	55/10	商業施設、業務施設、住宅、駐輪場	道路	H16. 4.13
高松丸亀町商店街G街区 第一種市街地再開発事業	約 1.2ha	約 8,900 m ²	7/10	46/10 65/10	商業施設、住宅、ホテル、駐輪場、駐車場	道路	H21. 6.30
高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業	約 0.5ha	約 3,400 m ²	7/10	48/10	共同住宅、医療施設 商業施設、福祉施設 駐車場	道路	H30.6.25
計	約 2.5ha	—					



高松丸亀町商店街G街区



高松丸亀町商店街A街区

第8節 地区計画等

地域地区や都市施設などによる都市計画が、都市全体からみた土地利用計画や道路、公園、下水道等の都市の骨格づくりを中心としていたのに対し、地区計画制度は地区レベルでのまちづくりの計画であり、都市に住み、働く人達の身近な生活環境を保全したり、整備したりするため、建築物の用途、形態や道路、公園等の配置などについて地区の特性に応じてきめ細かく定めることができる制度です。

地区計画を目的別に類型化すると、土地地区画整理事業などの区域で、良好な環境の街区を形成・保全する環境形成保全型の他に、無秩序な開発の防止を目的とする新市街地整除型、既に美しい街なみや良好な居住環境が形成されている区域を保全する環境保全型などがあります。

また、平成10年の都市計画法の改正では、市街化調整区域における地区計画の策定対象区域及び開発許可対象範囲の拡大等の措置が講じられ、大規模計画開発地域だけでなく、小規模な開発を許容する区域においても策定できるようになりました。

●地区計画制度の活用例

① 環境形成保全型（土地地区画整理事業などの施行完了地区・予定地区）

放置すると良好な環境が
形成できなくなりそうなまちが…。



敷地の細分化によるミニ開発や色々な用途の建物の混在により、良好な環境が形づくられない場合があります。

地区計画制度を適用すると

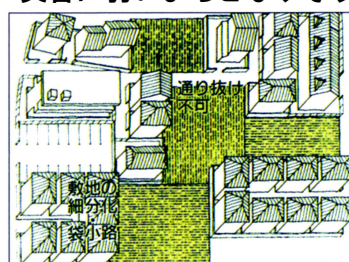
調和のとれたまちになります。



道路や公園はできているので、おもに敷地の規模や建物の用途、高さ、形についての計画となります。

② 新市街地整除型（郊外で農地の中に住宅などが散在的に建ち並びつつある地域）

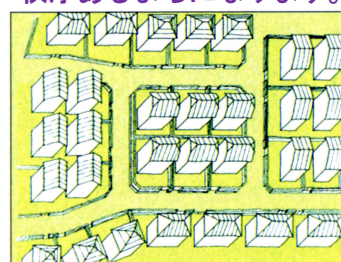
放置すると環境が悪く
災害に弱いまちとなりそうなところが…。



袋小路が多く、敷地も細かく分割されます。日照等環境が悪だけでなく、消防車などの進入も容易でなく避難路もないという災害に弱いまちになります。

地区計画制度を適用すると

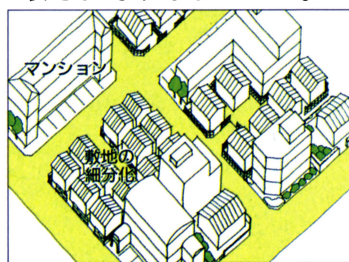
秩序あるまちになります。



道路の位置や幅、敷地の規模、建物の用途、高さ形についての計画となります。

③ 環境保全型（良好な街区の環境が形成されている地域）

放置すると現在の良好な雰囲気
壊されそうなまちが…。



敷地の細分化、マンション、事務所などの用途の混在が無秩序に進み、現在の良好な雰囲気がこわれます。

地区計画制度を適用すると

良好な住宅地を守り、
一層落ちついたまちになります。



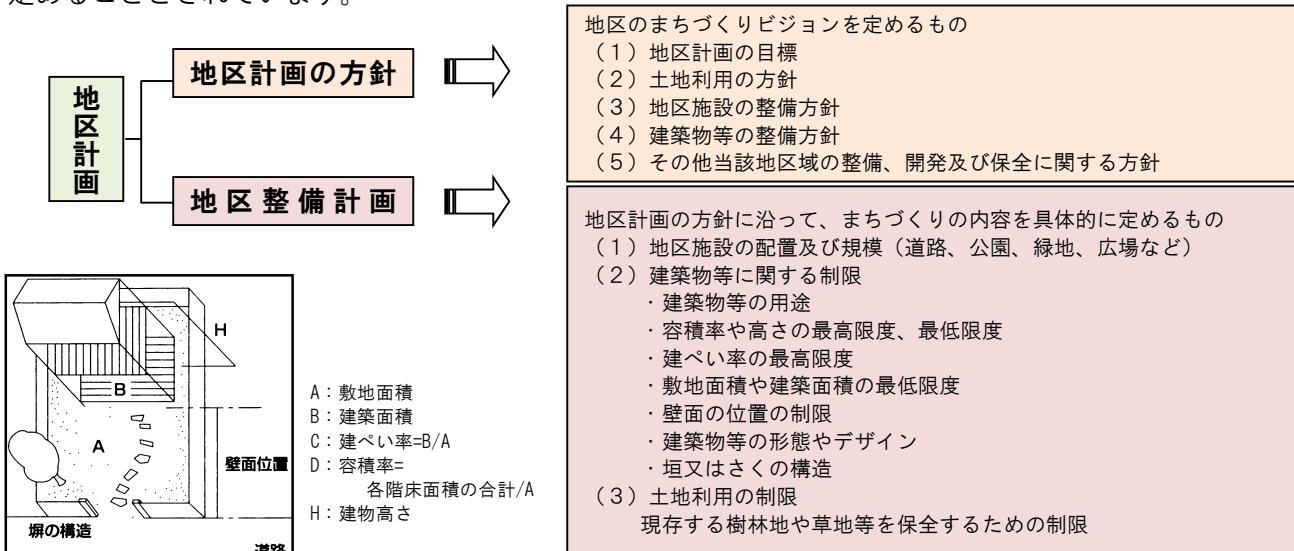
現在の環境を保持するための建物の用途、高さ、敷地の規模や垣、さくについての計画となります。

●地区計画の種類

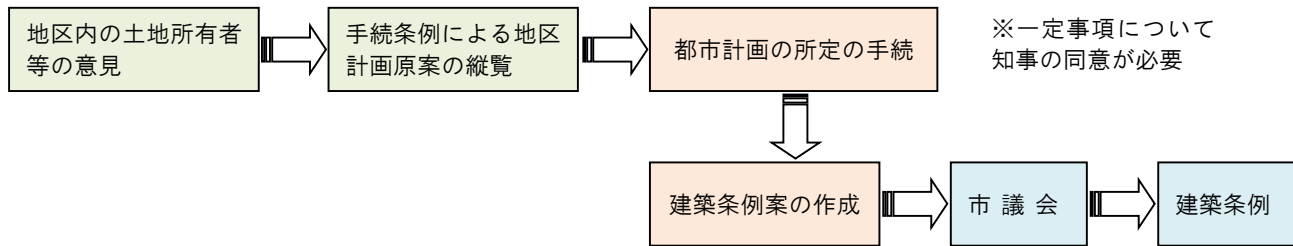
地区計画	昭和55年に創設され、一体的に整備及び保全を図るべき地区において、公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定める。
誘導容積型	平成4年に創設され、地区整備計画において、公共施設が未整備な段階の容積率（暫定容積率）と公共施設整備後の容積率（目標容積率）の2つを定め明示することで、土地の有効高度利用を誘導する。
容積適正配分型	平成4年に創設（平成8年沿道地区計画に制度追加）され、用途地域で指定された容積の範囲内で、地区計画区域内において容積を配分し、土地の合理的な利用を促進しつつ、良好な環境の形成や保護を図る。
高度利用型	平成14年に創設され、適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図る。
用途別容積型	平成2年に創設され、都心周辺部等の住商併存地域における住宅供給を促進するため、住宅を設けた場合に容積率を緩和する。
街並み誘導型	平成7年に創設され、区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが必要な区域について、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を定め、前面道路幅員による容積率制限及び斜線制限を適用除外とすることにより、合理的な土地利用の促進を図る。
市街化調整区域での地区計画	平成4年に創設（平成10年制度改正）され、市街化調整区域において都市的土地利用が行われた、又は、行われることが確実な土地の区域等について、良好な居住環境の維持・形成を図る。これに沿った市街化調整区域の開発行為は許可される。
再開発等促進区	平成14年の改正により、「再開発地区計画」と「住宅地高度利用地区計画」が廃止され地区計画に統合された。「再開発促進区」は、この改正により創設されたもので、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域において、従来の再開発地区計画等に相当する内容を定め、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図る。
開発整備促進区	平成18年に創設され、大規模な集客施設の立地が原則として制限される第二種住居地域、準住居地域若しくは工業地域又は非線引き都市計画区域内の用途地域の指定のない地域において、特定大規模建築物の周辺地域における良好な環境の保持又は形成を図りつつ、特定大規模建築物に係る用途制限の緩和を認める制度である。
歴史的風致維持向上地区計画	平成20年に創設され、歴史的風致の維持及び向上を図ることによる良好な市街地の環境の形成が特に必要となる地域において、用途地域による用途の制限にかかわらず、歴史的風致にふさわしい用途として歴史的な建造物を利活用することにより、その保全を促し、当該地域の歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図る。
防災街区整備地区計画	平成9年に創設され、火事、地震等の災害における延焼防止、避難路確保のため必要な道路、建築物等を一体的かつ総合的に整備する必要がある場合に、公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、防災機能の確保と土地利用の合理的かつ健全な利用を図る。
沿道地区計画	昭和55年に創設（平成8年制度改正）され、沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、公共施設の整備、防音・遮音上の制限を含めた建築物等の建築に関する事項を定め、一体的かつ総合的に市街地を整備する。
沿道再開発等促進区	平成14年に創設され、沿道整備道路に接続する土地の区域で、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図る。
集落地区計画	昭和62年に創設され、市街化調整区域等の集落地域において、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定める。これに沿った市街化調整区域の開発行為は許可される。

●地区計画の内容

地区計画は、「地区計画の方針（区域の整備、開発及び保全に関する方針）」と「地区整備計画」を定めることとされています。



●地区計画の決定手続



●地区計画の決定状況

(令和7年9月1日現在)

名 称	施行区域 面 積	決 定 の 概 要		決 定 年月日
		地区施設	建築物等に関する事項	
高松港頭地区	約 27.8ha	主として歩行の用に供する青空、非青空の空地	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	(当初) H 7.12. 8 (変更) R 2. 7.15
太田第2シンボル地区	約 10.3ha	道路	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	H 9. 2.27
牟礼久通地区	約 6.7ha	—	用途、敷地面積、緑化の推進	H 8. 5.21
ラ・プエルタ多肥地区	約 1.1ha	道路、緑地	用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造	H14. 2.12
朝日新町地区	約 21.0ha	緑地	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	H14. 7.30
コーモド春日地区	約 0.5ha	道路、緑地	用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造	H15. 6.23
ラ・プエルタ多肥第2地区	約 0.8ha	道路、緑地	同上	H15. 6.23
ラ・プエルタ元山地区	約 0.4ha	道路、緑地	同上	H15. 6.23
ラ・プエルタ多肥第3地区	約 0.4ha	道路、緑地	同上	H16. 2.19
ラ・プエルタ多肥第4地区	約 1.1ha	道路、緑地	同上	H16. 2.19
4町パティオ地区	約 0.4ha	広場	用途、形態・意匠、かき・さくの構造	H18. 3.31
高松丸亀町商店街地区	約 2.9ha	—	用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、工作物の設置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造	(当初) H20. 4.23 (変更) H30. 6.25
朝日町一丁目地区	約 6.2ha	歩道状空地、緑地	用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	H21. 6.29
栗林公園北部地区	約 6.5ha	—	用途、高さ、形態・意匠	H21. 6.29
林町地区	約 1.6ha	区画道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、かき・さくの構造	H21. 6.29
林町第2地区	約 1.1ha	区画道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、かき・さくの構造	H25.10.11
郷東町香川県臨海企業団地区	約 22.0ha	—	用途、敷地面積、形態・意匠、かき・さくの構造	H27. 3.31
計 17地区	約 110.8ha	—		

第4章

そ の 他



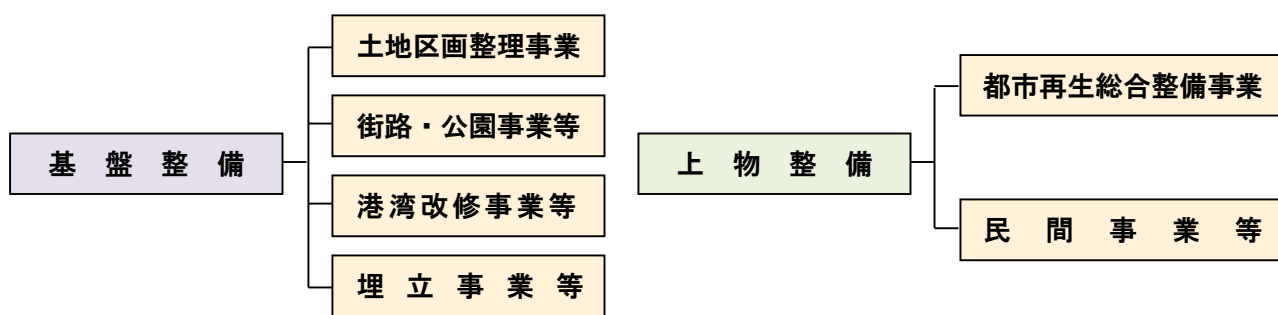
第1節 高松港頭地区(サンポート高松)総合整備事業

サンポート高松の整備基本計画については、昭和58年度から、国、県、市の関係機関や学識者、各種団体関係者等の参画による委員会方式で種々協議検討を重ね、平成2年度に「新都市拠点総合整備事業計画」の大臣承認を得て、平成4年度に「土地区画整理事業」の都市計画決定を行い、開発区域の土地利用方針や街区割りなど、まちの骨格となる部分が定められました。

さらに、まちづくりに関する有識者や関係者で組織された「まちづくり委員会」において、サンポート高松の「顔づくり計画」として、目指すべきまちづくりのあり方を取りまとめて「まちづくりの方針」を作成しました。これらに基づいて、ゾーンごとの都市施設や機能配置、景観形成への配慮など、魅力ある都市景観と都市機能を備えたまちづくりを行うこととし、平成7年度にそのルールとなる「地区計画」を都市計画決定し、これらに沿ってまちづくりを進めてきました。

このように昭和58年度から進めてきたサンポート高松は、平成10年に公有水面埋立が竣工し、2万トンバースなどが完成、平成13年5月には高松駅新駅舎、高松駅前広場、同地下駐車場、高松港旅客ターミナルビルなどの一部施設をオープンし、平成16年3月に多目的広場、同地下駐車場、高松シンボルタワー、サンポートホール高松などが竣工し、グランドオープンしています。

●事業手法



●整備方針

国際化、情報化に対応した新しい都心の核づくり

国際化時代に向けた交流拠点を形成する施設や、高度情報化社会に向けた情報拠点を形成する施設を導入して、中枢管理都市としての機能を強化します。

『瀬戸の都』のシンボルゾーンの形成

美しい瀬戸内海の景色を活かした、海と親しみを憩える水辺空間や、玉藻城(玉藻公園)と一体となって創り出す優れた都市環境と、都市拠点を形成する中核施設を合わせ持つ、高松の中心にふさわしいシンボルゾーンをつくります。

海陸交通のターミナル機能の強化

高松港、JR高松駅、駅前広場などの再整備を通して、四国の表玄関にふさわしい、海陸交通の結節拠点としての機能を強化します。

既成市街地の再整備

駅周辺の既成市街地を更新し、新しい商業・業務機能を持った都市拠点へとまちの機能を更新します。



●土地利用計画

Ⅵ 街づくりの状況

1 土地利用計画図

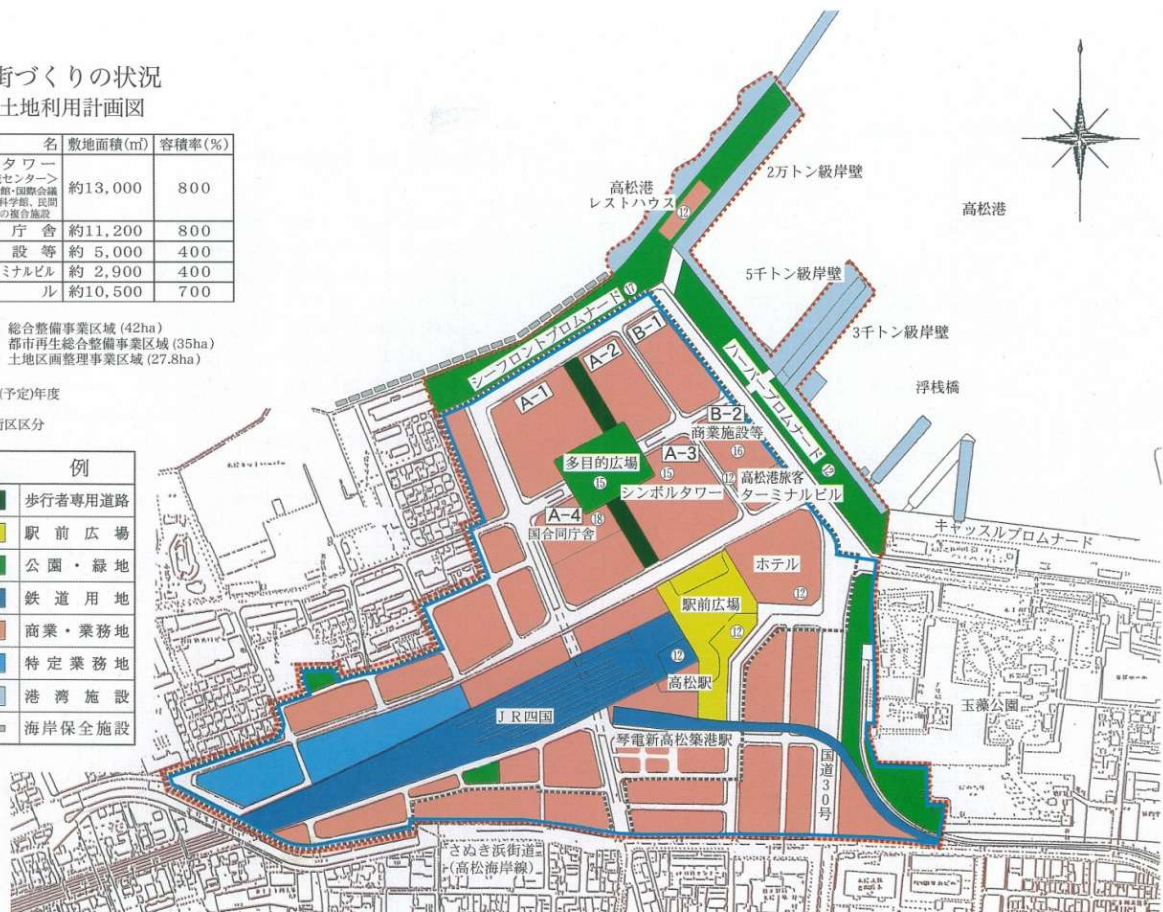
施設名	敷地面積(m ²)	容積率(%)
シンボルタワー <高度情報交流センター> (コンベンション・新市民会館・国際会議場等)、情報通信科学館、民間 美術館・商業施設等の複合施設)	約13,000	800
国合同庁舎	約11,200	800
商業施設等	約5,000	400
高松港旅客ターミナルビル	約2,900	400
ホテル	約10,500	700

----- 総合整備事業区域 (42ha)
 ----- 都市再生総合整備事業区域 (35ha)
 ----- 土地両側整理事業区域 (27.8ha)

○内は完成(予定)年度

□内は街区区分

凡	例
	歩行者専用道路
	駅前広場
	公園・緑地
	鉄道用地
	商業・業務地
	特定業務地
	港湾施設
	海岸保全施設



第2節 都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域とは、「都市の再生拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域」とされています。

具体的な指定基準は、

- ①都市計画・金融をはじめとする諸施策の集中的な実施が想定される地域
- ②早期の実施が見込まれる都市開発事業等を含む地域
- ③都市全体への波及効果を有する確かな土地利用への転換が具体的に見込まれる地域

などです。

高松市では現在推進している丸亀町商店街市街地再開発事業等のプロジェクトを着実かつ効率的に推進するため、香川県との連名によりサンポート高松と丸亀町商店街を含む約51haについて都市再生緊急整備地域（高松駅周辺・丸亀町地域）の指定（平成15年7月18日）を受けています。

高松駅周辺・丸亀町地域



高松駅周辺・丸亀町地域の地域整備方針

整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
四国の玄関口である高松駅周辺地域において、埋立地や未利用の鉄道用地の大規模土地利用転換等により、商業・業務・居住など多様な機能を備えた、魅力とにぎわいにあふれたまちづくりを行い、新しい複合拠点を形成併せて高松駅周辺地域から連続する兵庫町、丸亀町等の中央商店街の商業機能の高度化と居住環境の改善を進め、高松駅周辺地域と連携しつつ中心市街地の活性化を図り、新しい都市拠点を形成	〔高松駅周辺〕 ○高松港、高松駅、駅前広場などの再整備を通じ、四国の玄関口にふさわしい、海陸交通の結節機能を強化 ○国際化・情報化に対応した文化・コンベンション機能、情報発信交流機能、業務・商業機能など多様な機能を備えた交流拠点を形成 ○高松駅周辺地域のウォーターフロント街区において、海辺の景観に配慮しつつ中心市街地とも連携した魅力的な商業機能等を導入	○官公庁施設の集約化により行政機能の効率化や住民の利便性向上を図るとともに、災害時に対策活動を行う防災拠点の整備を促進 ○安全で快適な歩行者空間の整備 ・壁面後退等によるにぎわいとゆとりのある歩行者空間	○海水を活用した地域熱供給システム、下水道再生水の利用、太陽光発電の利用を通じ、環境に配慮した都市開発事業を促進
	〔丸亀町〕 ○連続する商店街を活かし、高松駅周辺地域との回遊性を有したにぎわいと交流のある広域的な商業機能を強化 ○丸亀町を中心に、商業、居住、アミューズメント、文化等の都市機能を集積させた複合的な市街地を形成 ○土地の集約化による防災機能の強化 ○都心居住人口の増加を図るため、快適で質の高い居住環境機能を充実	○高松駅周辺地域と中心商店街との回遊性を高めるため、壁面後退等によりにぎわいのある快適な歩行者空間を創出 ○丸亀町において、交流とにぎわいが生まれる市民広場を整備 ○駐車場、駐輪場を整備 ○大規模災害時に備え、建築物の不燃化、耐震化、延焼防止対策等により、災害に強いまちづくりを推進	

第3節 美しいまちづくり

1. 美しいまちづくり

わが国において、高度経済成長時代を通じて、物の豊かさや都市の基盤整備が進んだものの、結果としてそれぞれの地域で培ってきた固有の景観が損なわれるとともに、全国どこへいっても変わらない景観が生み出されてきたといえます。また、良好な景観が失われるということだけでなく、地域への誇りや愛着の喪失をも生み出しました。

これに対し、昭和40年代後半から、生まれ育った地域の景観を大切にしようという動きが起こり、全国の地方自治体において、自主的な景観などに関する条例の制定、景観に関する計画の策定、大規模な建築物等に関する誘導基準に基づく景観形成など、良好な景観の形成に関する動きが進められたことを背景に、国において、良好な景観の形成を促進するために、平成16年に「景観法」を制定されました。

本市では、景観法の制定以前から、「美しいまちづくり」に積極的に取り組み、「都市景観条例」の制定（平成5年3月）、「都市景観基本計画」の策定（平成6年2月）、「環境美化条例」の制定（平成9年3月）を行うなど、良好な都市景観の形成と環境美化の推進に取り組んできました。

そして、さらに美しいまちづくりの実現を図るため、都市景観と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、平成21年12月に「美しいまちづくり条例」を制定しました。

また、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年3月に「美しいまちづくり基本計画」を策定しました。

●美しいまちづくり基本計画（概要）

目標像 『だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松』

◆目標

- 1 海に拓かれた活力と気品のあるまち
- 2 讃岐平野に抱かれた人々の営みが織りなす快適なまち
- 3 讃岐の歴史・文化を未来へ継ぐまち
- 4 折り重なる緑に包まれた自然豊かなまち

◆基本理念

- 1 良好な景観の保全・形成・創出
- 2 環境美化の推進
- 3 市民・事業者との協働

●美しいまちづくりに関する取り組みの経緯（概要）

年度	取 り 組 み の 概 要
H 4	● 都市景観条例の制定
H 5	● 都市景観基本計画を策定 ● 大規模建築物等のガイドライン（誘導基準）を策定
H 6	● 大規模建築物等の届出制度の開始
H 9	● 環境美化条例の制定
H10	● 屋外広告物条例の制定
H15	● 都市景観形成地区の指定（仏生山歴史街道）
H18	● 歩きたばこ禁止区域の指定
H20	● 大規模建築物等のガイドライン（誘導基準）の改定（栗林公園周辺） ● たかまつ美しいまちづくりシンポジウムの開催
H21	● 美しいまちづくり条例の制定
H22	● 美しいまちづくり基本計画の策定
H23	● たかまつ美しいまちづくりシンポジウム 2012 の開催 ● 景観計画の策定 ● 都市景観条例の改正（景観法に基づく景観条例）
H24	● 景観条例に基づく届出制度の開始（7月1日から）
H27	● 景観計画の変更

2. 景観形成

これまで、平成5年3月に策定した「都市景観条例」に基づき、一定規模以上の建築物の新築等の行為に対する規制・誘導に取り組んでまいりましたが、平成21年12月に制定した「美しいまちづくり条例」に基づく、本市の景観形成の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、良好な景観の形成に大きな影響を及ぼす建築物等の形態や色彩・デザインに関し、地域に即した規制・誘導を進めるために、景観法に基づく「景観計画」を策定するとともに、その実行性を担保するために、「都市景観条例」を景観法に基づく「景観条例」に平成24年3月に改正し、7月1日から施行しました。また、平成28年1月に「景観計画」を変更し、景観形成重点地区を2地区追加指定しました。

3. 良好な景観形成に関する方針

地域の景観特性に配慮した規制・誘導を実施するため、市全域を景観計画区域に指定するとともに、「一般区域」として5つの景観ゾーンと、5つの「景観形成重点地区」を定め、良好な景観形成を推進していきます。

4. 良好な景観形成のための行為制限

「一般区域」の中の5つの景観ゾーンと、5つの「景観形成重点地区」ごとに、届出対象行為を定め、一定規模以上の行為については、景観法に基づく届出等が必要です。

5. 屋外広告物

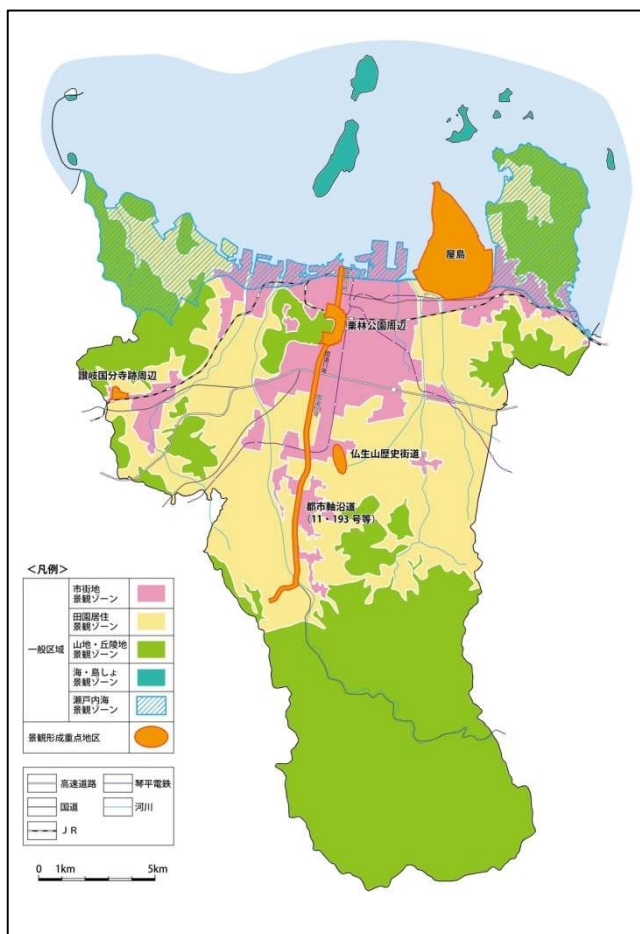
屋外広告物は、私たちに必要な情報を提供するだけでなく、周辺の建物やまちなみと一体となって、都市の個性などを感じさせてくれる都市景観の一部です。しかし、屋外広告物が無秩序に設置されてしまうと、まちの景観を損なうだけでなく、交通安全上の問題が出てくるなど、住民に危害を及ぼすおそれもあります。

このようなことを未然に防止するため、高松市では、平成11年の中核市移行に伴い、「屋外広告物条例」を制定し、禁止地域、禁止物件、許可地域を定め、屋外広告物の規制を行うことにより、より良い都市景観の創出を進めています。

また、屋外広告物に対する直接の規制のほかに、広告物の表示および広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を習得していただくための屋外広告物講習会の開催や、屋外広告業者の登録および営業所へ業務主任者の設置等を義務付けて、屋外広告業者に対する指導を行い、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または、公衆への危害の防止を図っています。さらに、違反広告物の定期的な合同取締りや屋外広告物の掲示等について、啓発を行うとともに、平成16年度から、違反広告物の簡易除却を市民に委任する「違反広告物簡易除却活動員制度」を開始し、除却活動の強化に取り組んでいます。

また、平成24年3月に策定した景観計画において、屋外広告物の規制対象地域や、許可基準の見直しを始め、既存の不適合広告物の適正化など、基本的な事項を定めており、建築物や工作物と一体となった良好な景観形成を目指し、①規制対象地域を市全域に拡大 ②土地利用に準じた許可基準の設定 ③景観形成重点地区ごとに許可基準を設定 ④交差点の規制・誘導強化 ⑤色彩基準の導入等の見直しを行い、平成26年度から実施しています。

景観計画区域図（高松市全域）



第4節 高松市立地適正化計画

1. 高松市立地適正化計画

本市では、平成16年5月に市街化区域と市街化調整区域の区分、線引きを廃止して以降、都心地域で人口が減少する一方で、用途地域縁辺部（用途白地地域等）では人口が増加しており、低密度で拡散型の都市構造になっているほか、平成17年度の市町合併以降も、42万人程度の人口を維持しているものの、今後、国全体と同様に、人口の減少・高齢化が見込まれています。

このまま市街地の郊外への拡大・低密度化や人口減少・少子高齢化が進むと、スーパーや銀行などの撤退・縮小等による市民の生活利便性の低下や、財政硬直化による行政サービス水準の低下など、自治体運営に関わる様々な問題の発生が懸念されることとなります。

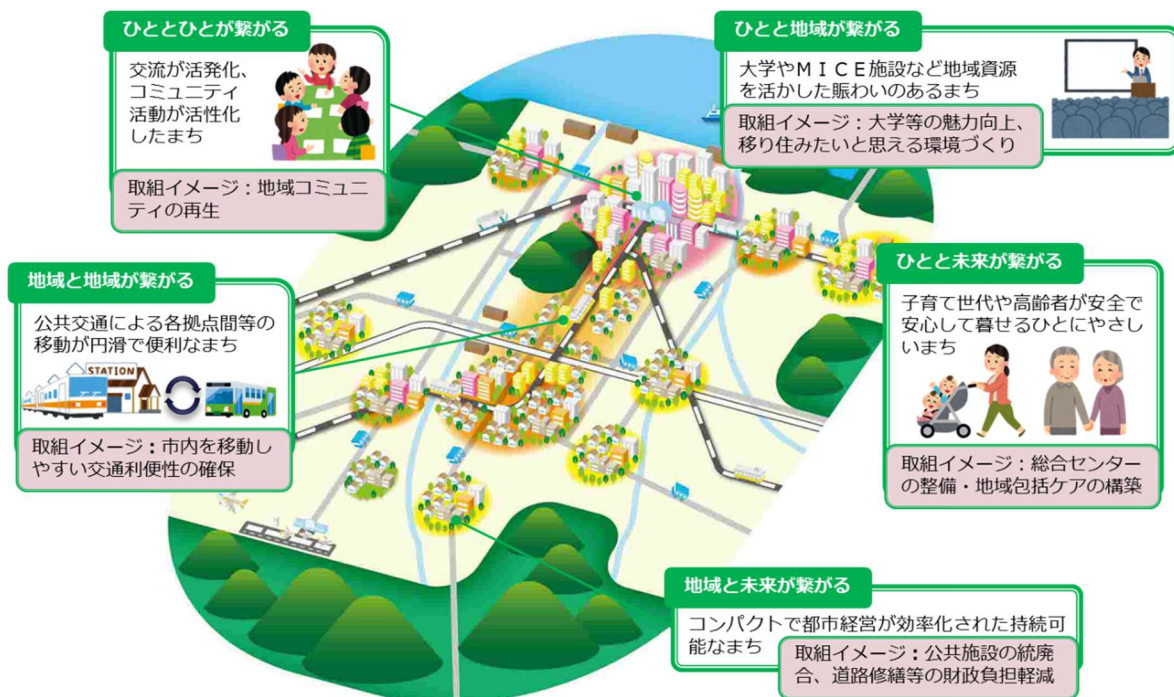
このようなことから、平成20年に策定した高松市都市計画マスタープランにおいて、従来の拡散型のまちづくりから転換し、集約型の「多核連携型コンパクト・エコシティ」を目指すべき都市構造として掲げるとともに、その実現に向けた総合的な視点でのまちづくりの指針として「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を平成25年5月に策定し、これまで種々の施策に取り組んできました。

30年、50年後においても、活力を失わず、市民がいいききと安心して暮らせるよう、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組んでおり、「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けた取組を後押しするため、平成30年3月に高松市立地適正化計画を策定しました。

また、令和2年2月の都市再生特別措置法の改正に伴い、「都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」の位置付けが義務付けられたこと、また、第7次高松市総合計画の策定や、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、7年6月に一部改正を行いました。

●まちづくりの理念

「コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来」



◆まちづくりの方針

- ・若年層の転出抑制など人口減少対策及び人口密度維持の取組による都市活力・生活利便性の確保
- ・公共交通を中心とした交通利便性の確保
- ・コミュニティの活性化と地域包括ケアシステムの構築による地域力の強化
- ・子どもを産み育てやすく、老後まで暮らしたいと思える暮らしやすさの向上
- ・公共施設統廃合、人口増加地区への対応及び市街地の郊外への拡大抑制による都市経営の効率化

2. 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。

また、都市機能誘導区域は、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性を備えたものから、居住地に近い地域で利便性の高いサービスを受けるための身近な都市機能まで、地域の特性に応じて、3つに分類しています。

① 広域都市機能誘導区域

中心市街地における環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向け、都市機能の集積を図る区域

② 一般都市機能誘導区域

居住地に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図る区域

③ 学術都市機能誘導区域

研究開発や新規産業創出の拠点として、技術・情報・文化等の都市機能の維持・誘導を図る区域

3. 誘導施設

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべきとされる都市機能増進施設（医療・福祉・商業施設等）です。各都市機能誘導区域において、まちの魅力づくりや居住者の利便性などの観点から検討し、現在不足している機能（施設）や、今後とも維持が求められる機能（施設）等を対象に設定しています。

4. 居住誘導区域

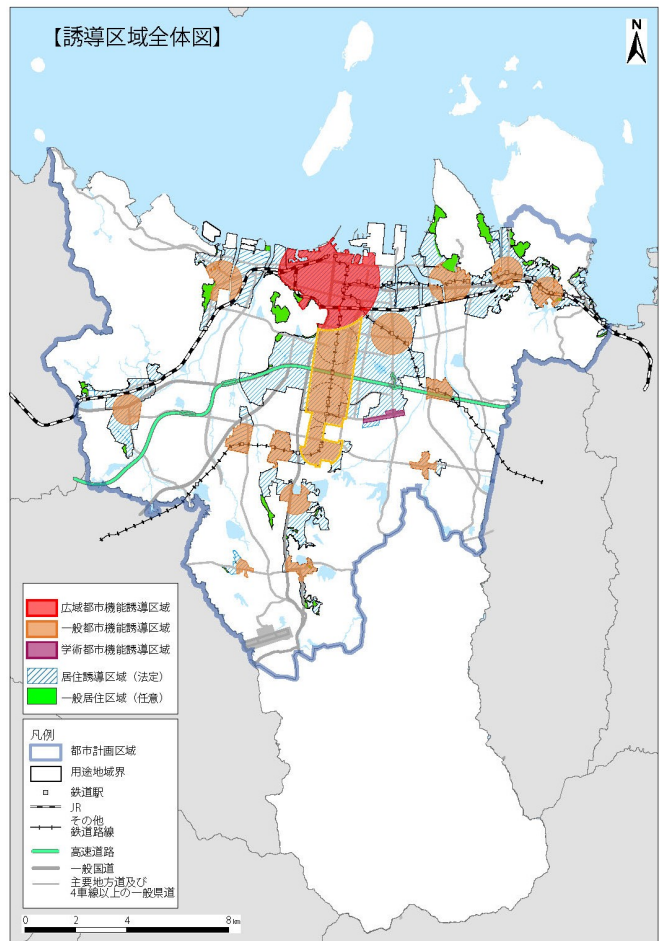
居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

また、居住誘導区域は、現在一定以上の人口集積があり、今後とも増加が見込まれる区域・既に道路や公園、下水道等の都市基盤が整備されている区域・生活サービス機能の集積があり、公共交通ネットワークの利便性が高い区域に設定しています。

なお、居住誘導区域に設定していない区域でも下水道など良好な都市基盤が確保されている区域については、今後とも良好な都市基盤を保全していく一般居住誘導区域として設定しています。

5. 届出制度

都市再生特別措置法の規定により、都市機能誘導区域外で誘導施設を整備する場合、又は居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を整備する場合、その行為を行おうとする者は、行為に着手する日の30日前までに届出が必要になります。



誘導施設

	施設の種類の種類	誘導施設の設定		
		広域	一般	学術
行政機能	本庁	○	—	—
	総合センター	—	○	—
介護・保健機能	地域包括支援センター	○	○	—
	保健センター	—	—	—
商業機能	百貨店 複合型商業施設 (再開発・駅ビル)	○	—	—
	食品スーパー (1,000㎡以上)	○	○	—
医療機能	地域医療支援病院	○	—	—
	診療所(内科、外科(整形外科を含む)、小児科)	○	○	—
金融機能	銀行等の金融機関	○	○	—
教育・文化・交流機能	文化(多目的)ホール 体育館・美術館 教育交流施設	○	—	—
	図書館・大学	○	—	○
	交流センター	—	○	—
	コンベンション施設	○	—	○
	研究施設	—	—	○

第5節 高松市都市計画審議会関係

1. 高松市都市計画審議会条例

(制定 昭和44年12月22日条例第30号)

(改正 平成7年7月14日条例第31号)

(改正 平成12年3月27日条例第18号)

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、高松市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 香川県の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

3 前項第2号から第4号までに掲げる委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長が指名する委員5人以内で組織する。

3 前条の規定は、常務委員会の会議について準用する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会に出席し、調査審議事項について意見を述べるることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則 (昭和44年12月22日)

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (平成7年7月14日)

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (平成12年3月27日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条を第2条とする部分を除く。）は、同年8月10日から施行する。

2. 都市計画審議会開催経緯

	開催年月日	審議案件
昭和44年度	昭和44年12月22日、高松市都市計画審議会条例公布、同日施行。当初委員委嘱：昭和45年2月13日	
昭和45年度	【第1回】 昭和45年4月21日	◆臨港地区の変更(朝日町、香西本町、神在川窪町【追加】) ◆自動車ターミナルの決定(四国トラックターミナル)
	【第2回】 昭和45年6月30日	◆土地区画整理事業の決定(南部第一土地区画整理事業) ◆道路の変更(木太鬼無線【上之町線形】、高松海岸線【瀬戸内町線形幅員】) ◆都市下水路の変更(中川都市下水路【縮小変更】)
	【第3回】 昭和45年7月21日	議案書なし ◆市街化区域、市街化調整区域の設定について
	【第4回】 昭和45年8月14日	◆市街化区域、市街化調整区域の設定にかかる要望事項について ◆土地区画整理事業の決定(上之町太田第一土地区画整理事業) ◆道路の変更(福岡伏石線【延伸】、今里上福岡線【追加】)
	【第5回】 昭和45年10月15日	◆都市高速鉄道の決定(日本国有鉄道高徳本線)
昭和46年度	【第6回】 昭和46年4月9日	◆市街化区域及び市街化調整区域の決定
	【第7回】 昭和46年11月15日	◆墓園の決定(平和公園) ◆公園の変更(郷東第1公園、郷東第2公園、中津公園)
昭和47年度	【第8回】 昭和47年7月24日	◆緑地の決定(香東川緑地)
	【第9回】 昭和48年1月22日	◆用途地域の変更(新都市計画法に基づく変更素案)
	【第10回】 昭和48年3月1日	◆用途地域の変更について(前回からの継続審議案件) ◆道路の変更(屋島東山崎線【屋島西町延伸、線形】、錦町円座線【起点変更、延長減】、高松海岸線【木太町、屋島西町線形】)
	【第11回】 昭和48年4月17日 昭和48年度(昭和47年度から継続)	◆用途地域の変更について(前回からの継続審議案件)用途地域素案の修正意見に対する県の回答について
昭和48年度	【第12回】 昭和48年4月26日	◆都市高速鉄道の変更(日本国有鉄道高徳本線【名称、区域】) ◆駐車場の変更(中野町駐車場【追加】) ◆公園の変更(姥ヶ池公園【追加】)
	【第13回】 昭和48年10月2日	◆用途地域の決定(新都市計画法に基づく)
	【第14回】 昭和49年2月8日	◆道路の変更(高松港仏生山線【港頭駅前広場】、錦町円座線【円座町線形幅員】、高松港海岸線【港頭関連幅員】) ◆公園の変更(玉藻公園【区域変更】) ◆下水道の変更(公共下水道)
昭和50年度	【第15回】 昭和51年2月9日	◆道路の変更(朝日町仏生山線【花園、楠上線形変更】) ◆公園の変更(南部第1公園、南部第2公園、南部第3公園、南部第4公園、南部第5公園) ◆緑地の変更(杣場川緑道)
昭和51年度	【第16回】 昭和51年8月10日	◆建築基準法第51条但し書 ◆卸売市場の敷地の位置(高松市中央卸売市場)
	【第17回】 昭和52年2月7日	◆道路の変更(花園側道【追加】)
昭和52年度	【第18回】 昭和52年10月11日	◆道路の変更(東浜港花ノ宮線【JR栗林駅線形】) ◆駐車場の変更(中野町駐車場【廃止】) ◆公園の変更(栗林公園【駐車場区域変更】、南部第3公園【変更】)
	【第19回】 昭和52年12月5日	◆道路の変更(高松海岸線【香西北町延伸、木太町線形】)

	開催年月日	審議案件
昭和53年度	【第20回】 昭和53年7月5日	◆臨港地区の変更(名称、F地区【追加】) ◆道路の変更(三木高松国分寺線【延伸】、屋島西宝線【番町区域】、高松海岸線【瀬戸内町幅員】、中新町詰田川線ほか37路線【名称】)
	【第21回】 昭和55年1月17日	◆道路の変更(宮脇中野町線【追加】) ◆公園の変更(姥ヶ池公園【区域変更】) ◆公園の変更(栗林公園【駐車場区域変更】) ◆公園の変更(香川県総合運動公園【追加】)
昭和54年度	【第22回】 昭和55年2月2日	◆道路の変更(錦町円座線【円座構造形式】) ◆道路の変更(室町新田線【新田線形】) ◆道路の変更(屋島東山崎線【東山崎線形】) ◆道路の変更(高松海岸線【起点変更】) ◆道路の変更(詰田川牟礼線【幅員縮小】) ◆道路の変更(栗林上福岡線【終点交差点】) ◆ごみ処理場の変更(高松地区西部広域衛生施設組合ごみ処理場【川部町】) ◆公園の変更(太田第3公園、太田第4公園、太田第6公園、太田第7公園、太田第8公園)
	【第23回】 昭和55年5月15日	◆下水道の変更(公共下水道)
昭和55年度	【第24回】 昭和56年1月10日	◆道路の変更(公園東門線【栗林町拡幅】) ◆公園の変更(南部第1公園)
	【第25回】 昭和56年5月21日	◆道路の変更(高松港寺井線【延伸、線形】) ◆道路の変更(高松海岸線【香東川両岸、木太町】) ◆道路の変更(郷東西山崎線【延伸】) ◆駐車場の変更(中央駐車場【増設】) ◆駐車場整備地区の決定(高松駐車場整備地区)
昭和56年度	【第26回】 昭和56年8月8日	◆火葬場の変更(高松市葬祭場)継続審議 ◆公園の変更(沖松島新公園)継続審議 ◆公園の変更(太田第1公園、太田第2公園)
	【第27回】 昭和56年8月28日	◆火葬場の変更(高松市葬祭場) ◆公園の変更(沖松島新公園)
昭和57年度	【第28回】 昭和57年10月19日	◆市街化区域及び市街化調整区域の変更(G地区ほか埋立地編入ほか関連) ◆用途地域の変更(同上) ◆道路の変更(出作中間線【追加】) ◆道路の変更(兵庫町西通町線【一部幅員減少】) ◆汚物処理場の変更(高松市衛生処理センター)
昭和58年度	【第29回】 昭和58年6月3日	◆道路の変更(福岡林線【木太町幅員、高徳線立体交差】) ◆緑地の変更(木太海浜緑地)
	【第30回】 昭和58年8月23日	◆道路の変更(香西東臨港線【一部区域】) ◆卸売市場の変更(高松市中央卸売市場) ◆公園の変更(太田第5公園) ◆公園の変更(亥浜第2公園)
昭和59年度	【第31回】 昭和59年8月22日	◆道路の変更(高松海岸線【汐入川、香東川、香西港】) ◆公園の変更(今里中筋公園) ◆公園の変更(今里楠川公園) ◆公園の変更(相引東公園) ◆汚物処理場の変更(高松市衛生処理センター) ◆下水道の変更(公共下水道)
	【第32回】 昭和59年11月13日	◆道路の変更(錦町国分寺線【交差点】) ◆駐車場の変更(南部駐車場)

	開催年月日	審議案件
昭和60年度	【第33回】 昭和60年3月11日	◆駐車場の変更(高松市立美術館地下駐車場) ◆道路の変更(錦町国分寺綾南線【延伸】)
	【第34回】 昭和60年9月27日	◆道路の変更(高松海岸線【香東川両岸】) ◆緑地の変更(新浜緑地)
	【第35回】 昭和61年2月6日	◆道路の変更(郷東西山崎線【郷東立体部】) ◆市街化区域及び市街化調整区域の変更(太田第2地区【編入ほか関連】) ◆用途地域の変更(太田第2地区) ◆土地区画整理事業の決定(太田第二土地区画整理事業) ◆道路の変更(福岡多肥下町線、伏石大池線、太田下町林線) ◆道路の変更(木太林線、伏石松縄線、太田下町多肥下町線、上福岡松縄線)
	【第36回】 昭和62年2月5日	◆道路の変更(高松海岸線【大の場跨線橋】) ◆公園の変更(高田公園) ◆下水道の変更(公共下水道)
	【第37回】 昭和63年2月2日	◆下水道の変更(郷東都市下水道)
	【第38回】 昭和63年5月27日	◆用途地域の変更(太田第2区画整理地区) ◆道路の変更(伏石林線【追加】) ◆公園の変更(杉場川公園) ◆下水道の変更(公共下水道)
	【第39回】 平成元年10月30日	◆下水道の変更(公共下水道)
	【第40回】 平成2年11月1日	◆道路の変更(三木高松線【追加】以下関連) ◆道路の変更(三木高松国分寺線、高松港寺井線、屋島東山崎線、福岡林線、郷東西山崎線、出作中間線)
	【第41回】 平成3年2月6日	◆道路の変更(高松海岸線【丸の内】) ◆公園の変更(松島東公園)
	【第42回】 平成3年9月5日	◆道路の変更(福岡三谷線、福岡多肥上町線、朝日町仏生山線、成合六条線【追加ほか関連】) ◆道路の変更(木太多肥上町線【延伸】) ◆下水道の変更(公共下水道) ◆公園の変更(木太北部公園)
平成3年度	【第43回】 平成3年11月25日	◆道路の変更(高松海岸線、屋島中町線【追加ほか関連】) ◆火葬場の変更(高松市葬祭場) ◆公園の変更(沖松島新公園)
	【第44回】 平成4年10月23日	◆市街化区域及び市街化調整区域の変更(港頭地区【新規編入ほか関連】) ◆用途地域の変更(港頭地区) ◆臨港地区の変更(港頭地区) ◆土地区画整理事業の決定(高松港頭土地区画整理事業) ◆道路の変更(高松港寺井線、浜ノ町栗林公園線、高松駅前線、港頭中央1号線、港頭中央2号線) ◆道路の変更(高松駅北線、港頭東線) ◆公園の変更(玉藻公園) ◆道路の変更(太田下町長池線、伏石林線、今里松縄線、伏石平塚線、太田下町多肥下町1号線、太田下町多肥下町2号線【変更及び追加】) ◆公園の変更(太田第2区画内公園【13公園追加】)
	【第45回】 平成5年1月27日	◆下水道の変更(流域下水道) ◆下水道の変更(公共下水道)
平成5年度	【第46回】 平成5年5月28日	◆道路の変更(室町新田線【高松志度線交差部】) ◆地区計画の決定(港頭地区)
	【第47回】 平成6年1月24日	◆公園の変更(木太新開公園)

	開催年月日	審議案件
平成6年度	【第48回】 平成6年10月25日	◆市街化区域及び市街化調整区域の変更(定期見直し) ◆用途地域の変更(市街化編入関連) ◆道路の変更(高松駅南線) ◆公園の変更(東部運動公園) ◆駐車場の変更(瓦町駅地下駐車場) ◆駐車場の変更(瓦町駅地下自転車駐車場)
	【第49回】 平成7年6月27日	◆道路の変更(香西東臨港線、香西東町香西南町線) ◆公園の変更(太田第2区画内公園) ◆緑地の変更(相引川緑地)
平成7年度	【第50回】 平成7年11月10日	◆用途地域の変更(港頭地区) ◆下水道の変更(香東川流域下水道) ◆地区計画の変更(港頭地区) ◆防火地域及び準防火地域の変更(港頭地区) ◆駐車場整備地区の変更(港頭地区ほか) ◆下水道の変更(公共下水道)
	【第51回】 平成8年1月23日	◆用途地域の変更(新用途地域) ◆道路の変更(詰田川牟礼線) ◆高度利用地区の決定(片原町駅西第3街区) ◆第一種市街地再開発事業の決定(片原町駅西第3街区)
平成8年度	【第52回】 平成9年1月13日	◆と畜場の決定(食肉センター) ◆地区計画の変更(太田第2シンボル地区)
平成9年度	【第53回】 平成9年11月4日	◆駐車場の変更(高松駅前広場地下駐車場) ◆駐車場の変更(高松駅前広場地下自転車駐車場) ◆都市計画マスタープラン
平成10年度	【第54回】 平成10年5月29日	◆道路の変更(郷東岡本線、錦町国分寺綾南線、出作中間線) ◆都市高速鉄道の変更(琴電琴平線、長尾線) ◆道路の変更(瓦町松島線、藤塚側道1号線、藤塚側道2号線) ◆公園の変更(玉藻公園)
平成11年度	【第55回】 平成11年1月22日	◆道路の変更(木太鬼無線、屋島東山崎線)
平成12年度	【第56回】 平成13年1月26日	◆道路の変更(木太鬼無線、三木高松線ほか33路線の車線数付加) ◆道路の変更(兵庫町西通町線ほか22路線の車線数付加)
	【第57回】 平成13年2月28日	◆高度利用地区の変更(高松丸亀町商店街A街区、G街区) ◆第一種市街地再開発事業の決定(高松丸亀町商店街A街区) ◆第一種市街地再開発事業の決定(高松丸亀町商店街G街区)
平成13年度	【第58回】 平成13年10月2日	◆下水道の変更(公共下水道) ◆香川中央都市計画区域内の一般廃棄物処理施設の敷地の位置の適否について(建築基準法第51条但し書) ◆審議会運営要綱の改正
	【第59回】 平成14年1月22日	◆道路の変更(三木高松線、三木高松国分寺線、福岡三谷線) ◆地区計画の変更(ラ・ベルタ多肥地区の策定)
平成14年度	【第60回】 平成14年7月9日	◆用途地域の変更(朝日新町地区:工業専用⇒準工業) ◆地区計画の変更(朝日新町地区の策定) ◆香川中央都市計画区域内の一般廃棄物処理施設の敷地の位置の適否について(建築基準法第51条但し書)

	開催年月日	審議案件
平成15年度	【第61回】 平成15年6月3日	・地区計画の変更(コーモド春日地区、ラ・プエルタ元山地区、ラ・プエルタ多肥第2地区の策定)
	【第62回】 平成16年2月6日	・高松広域都市計画区域の指定 ・整備、開発及び保全の方針の決定 ・香川中央都市計画区域区分の廃止 ・特定用途制限地域の決定 ・建築基準法第22条区域等の指定 ・風致地区の変更 ・都市計画決定の名称変更(県・市) ・地区計画の変更(ラ・プエルタ多肥第3地区、第4地区の策定)
	【第63回】 平成16年3月26日	・都市再生特別地区の決定(高松丸亀町商店街A街区・内町街区) ・高度利用地区の変更(高松丸亀町商店街A街区の廃止) ・第一種市街地再開発事業の変更(高松丸亀町商店街A街区) ・名称変更(都市再生特別地区)
平成16年度	【第64回】 平成17年1月28日	・用途地域の変更(田村・太田、林、川島地区、成合六条線関連、香西地区) ・特定用途制限地域の変更(用途指定地域の除外) ・道路の変更(高松漁港ほか6路線の縮小、廃止) ・道路の変更(高松港海岸線【縮小】ほか3路線)
平成17年度	【第65回】 平成18年3月1日	・道路ほか1都市計画の変更(合併関連:県) ・用途地域ほか11都市計画の変更(合併関連:市) ・地区計画の変更(4町パティオ地区の策定)
平成18年度	【第66回】 平成18年8月31日	・公園の変更(松島公園)
平成19年度	【第67回】 平成19年8月27日	・特別用途地区の決定(大規模集客施設制限地区) ・地区計画の変更(高松港頭地区)
	【第68回】 平成19年12月25日	・高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ・臨港地区の変更(高松港)
	【第69回】 平成20年3月28日	・臨港地区の変更(立石港の策定) ・地区計画の変更(高松丸亀町商店街地区の策定)
平成20年度	【第70回】 平成20年12月2日	・高松市都市計画マスタープラン ・特定用途制限地域の変更(適用除外規定) ・高松広域都市計画区域内の一般廃棄物処理施設の敷地の位置の適否について(建築基準法第51条但し書)
平成21年度	【第71回】 平成21年6月8日	・都市再生特別地区の変更(高松丸亀町商店街G街区の策定) ・第一種市街地再開発事業の変更(高松丸亀町商店街G街区) ・高度利用地区の変更(高松丸亀町商店街G街区の廃止) ・地区計画の変更(朝日町一丁目地区、栗林公園北部地区、林町地区の策定)
平成22年度	【第72回】 平成23年3月30日	・用途地域の変更(仏生山駅周辺地区:用途白地⇒第一種住居地域) ・特定用途制限地域の変更(種類及び概要などの変更、県農業試験場跡地の廃止) ・臨港地区の変更(石場港の策定、久通港) ・下水道の変更(屋島西ポンプ場) ・用途地域の指定のない区域の容積率の変更 ・建築基準法第22条指定区域の指定

	開催年月日	審議案件
平成23年度	【第73回】 平成24年1月17日	・ごみ焼却場の変更(香川環境センターの廃止) ・ごみ処理場の変更(牟礼ごみ処理場の廃止) ・高松市景観計画の策定
平成24年度	【第74回】 平成24年7月20日	・高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ・道路の変更(高松駅南線) ・建築基準法第22条指定区域の指定
平成25年度	【第75回】 平成25年8月2日	・臨港地区の変更(高松港朝日地区) ・用途地域の変更(朝日町三丁目地区:埋立により工業及び工業専用へ) ・下水道の変更(屋島西ポンプ場) ・地区計画の変更(林町第2地区の策定) ・建築基準法第22条指定区域の指定
	【第76回】 平成26年2月14日	・道路の変更(木太鬼無線) ・下水道の変更(日新ポンプ場)
平成26年度	【第77回】 平成26年7月14日	・公園の変更(三谷公園) ・汚物処理場の変更(高松市衛生センター)
	【第78回】 平成27年2月2日	・臨港地区の変更(高松港弦打地区) ・用途地域の変更(郷東町臨海地区:工業専用地域⇒工業地域) ・公園の変更(南部地域運動公園) ・地区計画の変更(郷東町香川県臨海企業団地地区計画) ・建築基準法第22条指定区域の指定
平成27年度	【第79回】 平成27年8月3日	・公園の変更(太田南血井公園) ・高松市景観計画の変更
	【第80回】 平成28年2月1日	・用途地域の変更(香西北町地区:工業専用地域) ・臨港地区の変更(高松港) ・臨港地区の変更(牟礼港、志度港) ・公園の変更(木太えびす公園、香西南町公園) ・下水道の変更(流域関連公共下水道及び流域下水道を公共下水道へ編入) ・建築基準法第22条指定区域の指定
平成28年度	【第81回】 平成28年10月4日	・道路の変更(三木高松国分寺線)
平成29年度	【第82回】 平成29年3月28日	・公園の変更(大野公園) ・汚物処理場の変更(高松市衛生処理センターの廃止)
	【第83回】 平成29年7月24日	・用途地域の変更(綾川町用途地域指定) ・高松市都市計画マスタープランの改定
平成30年度	【第84回】 平成29年11月7日	・道路の変更(郷東香南線)
	【第85回】 平成30年1月30日	・高松市立地適正化計画
平成30年度	【第86回】 平成30年6月1日	・高度利用地区の変更(大工町・磨屋町地区) ・第一種市街地再開発事業の決定(高松市大工町・磨屋町地区) ・地区計画の変更(高松丸亀町商店街地区)
	【第87回】 平成31年1月23日	・道路の変更(高松海岸線) ・地区計画の変更(建築基準法の改正) ・高松市立地適正化計画の一部改定
令和元年度	【第88回】 令和元年6月12日	・公園の変更(円座永井公園) ・市場の変更(高松市中央卸売市場)
	【第89回】 令和元年11月25日	・特定用途制限地域の変更(種類及び概要などの変更) ・道路の変更(錦町国分寺綾南線) ・用途地域の指定のない区域の容積率の変更
	【第90回】 令和2年2月18日	・道路の変更(成合六条線)

	開催年月日	審議案件
令和2年度	【第91回】 令和2年6月1日	◆用途地域の変更(弦打地区:工業地域、朝日地区:準工業地域) ◆特別用途地区の変更(朝日地区) ◆臨港地区の変更(高松港弦打地区、高松港朝日地区) ◆地区計画の変更(朝日新町第2地区地区計画) ◆地区計画の変更(高松港頭地区地区計画) ◆建築基準法第22条指定区域の指定 ◆高松市立地適正化計画の一部改定
	【第92回】 令和3年2月15日	◆高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
令和3年度	【第93回】 令和3年6月2日	◆高松広域都市計画公園の変更(檀紙公園)
	【第94回】 令和3年11月8日	◆高松広域都市計画用途地域の変更(朝日地区) ◆高松広域都市計画特別用途地区の変更(朝日地区) ◆高松広域都市計画特定用途制限地域の変更(浦生漁港) ◆高松広域都市計画臨港地区の変更(朝日地区) ◆高松広域都市計画道路の変更(成合六条線) ◆高松広域都市計画公園の変更(香川中央広域公園) ◆建築基準法第22条指定区域の指定
令和4年度	【第95回】 令和4年5月27日	◆高松広域都市計画公園の変更(鬼無公園、香川町川東公園)
	【第96回】 令和5年2月21日	◆高松広域都市計画道路の変更(朝日町仏生山線、太田下町林線、木太林線、林多肥上町線、太田下町多肥下町3号線、林1号線)
令和5年度	【第97回】 令和5年8月28日	◆次期高松市総合計画の策定等に伴う「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」の見直しに向けて ◆高松広域都市計画都市高速鉄道(琴電連続立体交差事業)の廃止に伴う、関連都市計画決定の取扱いについて
	【第98回】 令和5年11月28日	◆高松広域都市計画臨港地区の変更(立石港) ◆高松広域都市計画特定用途制限地域の変更(立石港) ◆建築基準法第22条指定区域の指定(立石港) ◆高松広域都市計画都市高速鉄道の変更(高松琴平電鉄琴平線、高松琴平電鉄長尾線)
令和6年度	【第99回】 令和6年5月2日	◆高松市都市計画マスタープランの一部改定(案)について(全体構想、地域別構想(都心地域)) ◆高松広域都市計画都市高速鉄道(琴電連続立体交差事業)の廃止に伴う、関連都市計画決定の取扱いについて(玉藻公園、高松海岸線、瓦町松島線、藤塚側道1号線、2号線)
	【第100回】 令和6年8月19日	◆高松広域都市計画用途地域の変更(朝日町、福岡町周辺) ◆高松広域都市計画特別用途地区の変更(大規模集客施設制限地区) ◆高松広域都市計画市場の変更(中央卸売市場)
	【第101回】 令和6年11月22日	◆高松市都市計画マスタープランの改定ポイントについて ◆高松市立地適正化計画の改定ポイントについて ◆多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の改定方針について
令和7年度	【第102回】 令和7年5月30日	◆高松市都市計画マスタープランの改定(地域別(中部東外6地域)) ◆高松市立地適正化計画の改定(防災指針) ◆多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の改定

	開催年月日	審議案件
令和7年度	【第103回】 令和7年8月6日	◆高松広域都市計画道路の変更について(木太鬼無線、林多肥上町線) ◆高松広域都市計画駐車場の変更について(南部駐車場)

高松市の都市計画

令和 7 年 9 月

編集・発行 高松市都市整備局都市計画課
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL 087-839-2455 FAX 087-839-2452
E-mail toshikei@city.takamatsu.lg.jp
URL <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>